

令和 6 年度業務実績等報告書

資 料 編

令和 7 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

< 1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～>

(1) 気候変動の影響への適応策の推進

(資料_熱中症1) アラート情報の収集等事業概要	1
(資料_熱中症2) モデル事業及び研修事業概要	3
(資料_熱中症3) 日本救急医学会共催セミナー概要	7

(2) 環境問題に関する調査・研究・技術開発

(資料_SIP1) 令和6年度戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の実施方針	8
(資料_SIP2) 令和7年度戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の実施方針	11
(資料_SIP3) SIP第3期令和6年度末評価について	14
(資料_推進1) 環境研究総合推進費 令和7年度新規課題公募要領(抜粋版)	23
(資料_推進2) 環境研究総合推進費 令和7年度新規採択研究課題	30

(3) 環境パートナーシップの形成

(資料_地球1) 助成事業に関するフォローアップ調査結果(2024年度)	37
(資料_地球2) 2024年度助成金分野別件数内訳	53
(資料_地球3) 地球環境基金助成金 助成金額・件数の推移	55
(資料_地球4) 2024年度地球環境基金助成事業の事後評価(書面評価)結果概要	56
(資料_地球5) 第10回全国ユース環境活動発表大会	60
(資料_地球6) 若手プロジェクトリーダー育成人数の推移	62
(資料_地球7) 令和6年度研修・講座等実施状況	63

(4) 産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等

(資料_PCB1) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務の概要	64
(資料_PCB2) 高濃度PCB廃棄物の地域別処理期間等	65
(資料_維持1) 維持管理積立金管理業務の概要	66

< 2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～>

(1) 公害健康被害の補償

(資料_補償1) 公害健康被害補償制度の概要	67
(資料_補償2-①) 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移	68

（資料_補償 2－②）汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移	68
（資料_補償 3）都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況	
申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況	69
（資料_補償 4）汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果	70
（資料_補償 5－①）旧第一種地域 被認定者数の年度別推移	71
（資料_補償 5－②）旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移	71
（資料_補償 6）旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移	72
（資料_補償 7－①）補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）	73
（資料_補償 7－②）補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域）	74
（2）公害健康被害の予防	
（資料_予防 1）調査研究の評価方法について	75
（資料_予防 2）第 14 期（令和 6 年度）環境保健分野に係る調査研究概要	76
（資料_予防 3）令和 6 年度 研修事業実施状況	78
（資料_予防 4）意見交換を実施した団体	79
（資料_予防 5）令和 6 年度 ソフト 3 事業等実施状況	80
（資料_予防 6）ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況	81
（資料_予防 7）ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 ー抜粋ー （令和 6 年度本格調査結果 ー中間報告ー）	82
（資料_予防 8）令和 6 年度 知識の普及事業実施状況	84
（3）石綿による健康被害の救済	
（資料_石綿 1）被認定者等アンケート概要（令和 6 年度）	86
（資料_石綿 2）救済給付の支給件数・金額（経年変化）（平成 18 年度～令和 6 年度）	88
（資料_石綿 3）申請書等の受付状況及び認定等状況（令和 6 年度）	89
（資料_石綿 4）審査中の案件に係る状況（令和 6 年度）	92
（資料_石綿 5）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和 6 年度）	93
（資料_石綿 6）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から 令和 7 年 3 月 31 日までの累計）	94
（資料_石綿 7）医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和 6 年度）	95
（資料_石綿 8）医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から 令和 7 年 3 月 31 日までの累計）	96

(資料_石綿 9) 認定等に係る処理日数 (令和 6 年度)	97
(資料_石綿 10) 学会等におけるセミナー実績 (令和 6 年度)	99
(資料_石綿 11) 窓口相談・無料電話相談件数 (令和 6 年度)	100
(資料_石綿 12) 主な広報実績 (令和 6 年度)	101
(資料_石綿 13) ホームページアクセス数 (令和 6 年度)	105
(資料_石綿 14) 特別遺族弔慰金等の周知実績 (令和 6 年度)	106
(資料_石綿 15) 保健所説明会等実績 (令和 6 年度)	107

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(資料_共通 1) 経費削減及び効率化目標との関係	108
(資料_共通 2) 計画額及び実績額 (令和 6 年度)	109
(資料_共通 3) 令和 6 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の 実績及び自己評価	128

第 3 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(資料_共通 4) 令和 6 年度運用方針	132
(資料_共通 5) 利回りの高い債券への入れ替え (令和 6 年度臨時資金管理委員会)	134
(資料_共通 6) 令和 6 年度公害健康被害予防基金債券運用状況	135
(資料_共通 7) 令和 6 年度地球環境基金債券運用状況	136

第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(資料_共通 8) ERCA 人材の確保・育成に関する方針	137
(資料_共通 9) 令和 6 年度実施研修	150
(資料_共通 10) 令和 6 (2024) 年度環境配慮のための実行計画	152
(資料_共通 11) 内部統制の推進に関する組織体制 (R7.3~)	157

参考資料

(参考 1) 令和 6 年度その他の項目における業務実績等	158
(参考 2) 第 5 期中期目標・第 5 期中期計画・令和 6 年度計画 (抜粋)	159

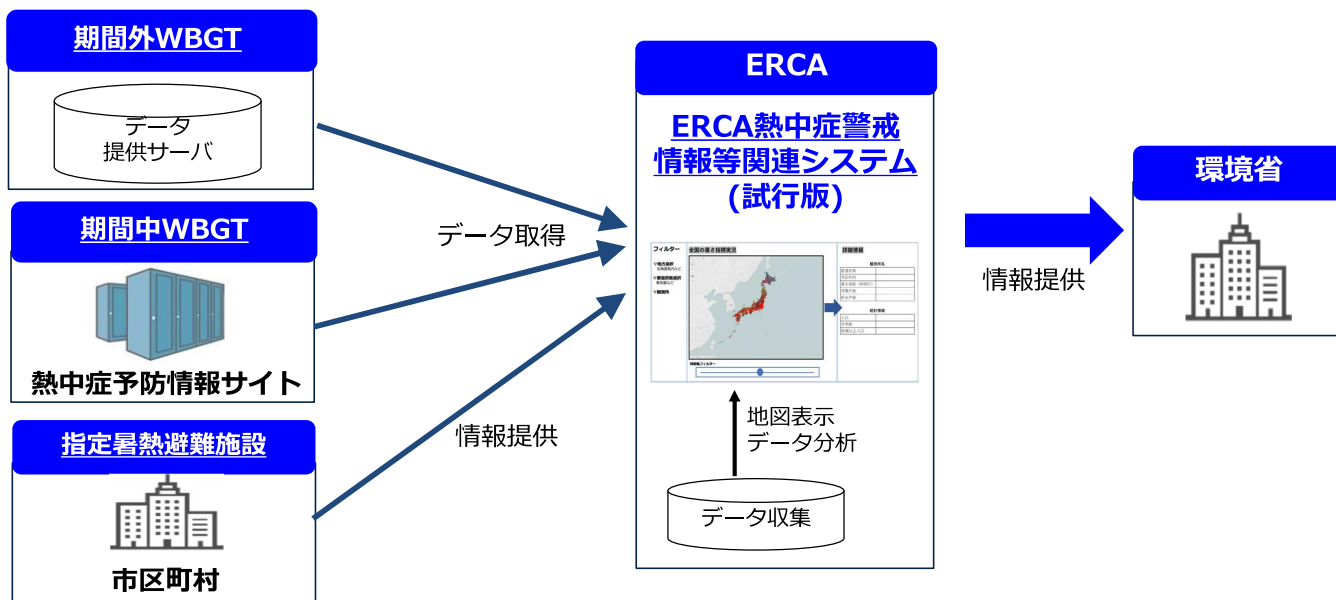
熱中症警戒アラート等の発表の前提となる情報の整理・分析

- 熱中症特別警戒情報に該当する値となった場合に、ERCAに対してプッシュ型でメール通知される「ERCA熱中症警戒情報等関連システム」の試行版を構築

機能① WBGTの設定値の変更も可能。

機能② 同システムには、841か所の熱中症警戒アラートの運用期間外のWBGTのデータをインプットするとともに、試行的に運用期間中のWBGTもインプット。収集したWBGTデータについて、都道府県別・観測地点別に期間やWBGTを指定して容易に解析できる履歴検索機能を搭載

機能③ クーリングシェルトのマッピング機能も搭載



1

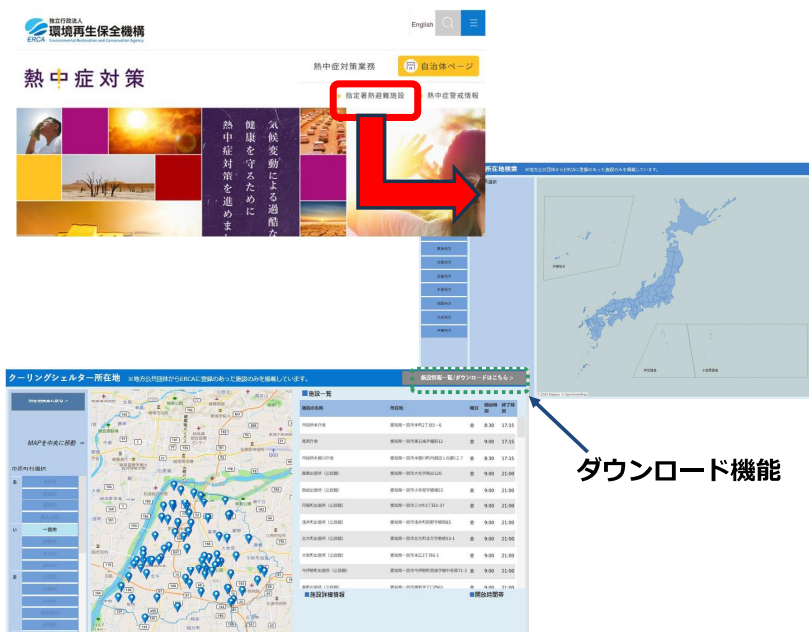
熱中症警戒アラート等の発表の前提となる情報の整理・分析

- WBGT履歴検索ダッシュボード
- クーリングシェルトのマッピング

<WBGT>



<クーリングシェルトマップ>



2

熱中症警戒アラート等の発表の前提となる情報の整理・分析

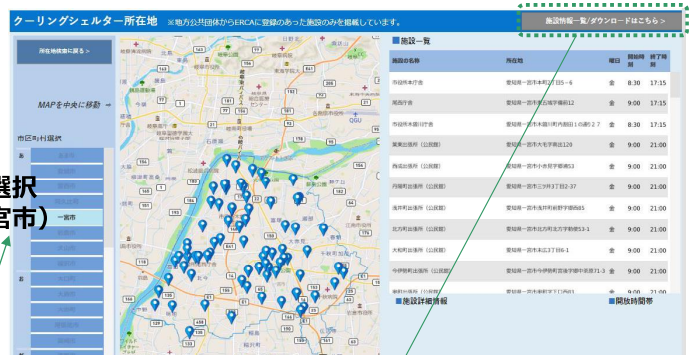
- 令和7年3月31日現在**6,961施設(約400市区町村)**を掲載
- 令和6年9月17日からERCAのホームページで**マップ**を公開
- 利用者及び地方公共団体の利便性を高めるため、**施設情報一覧のダウンロード機能を搭載**

<ERCAのWebサイトに掲載>

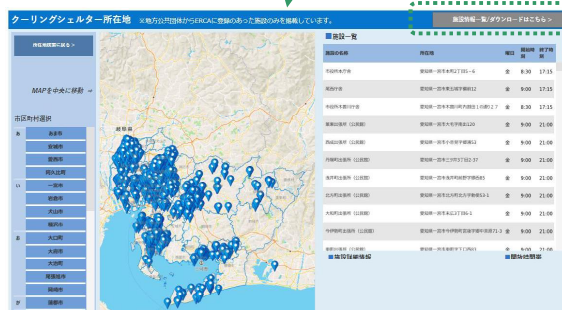


都道府県を選択
(例: 愛知県)

市町村を選択
(例: 一宮市)



ダウンロード機能



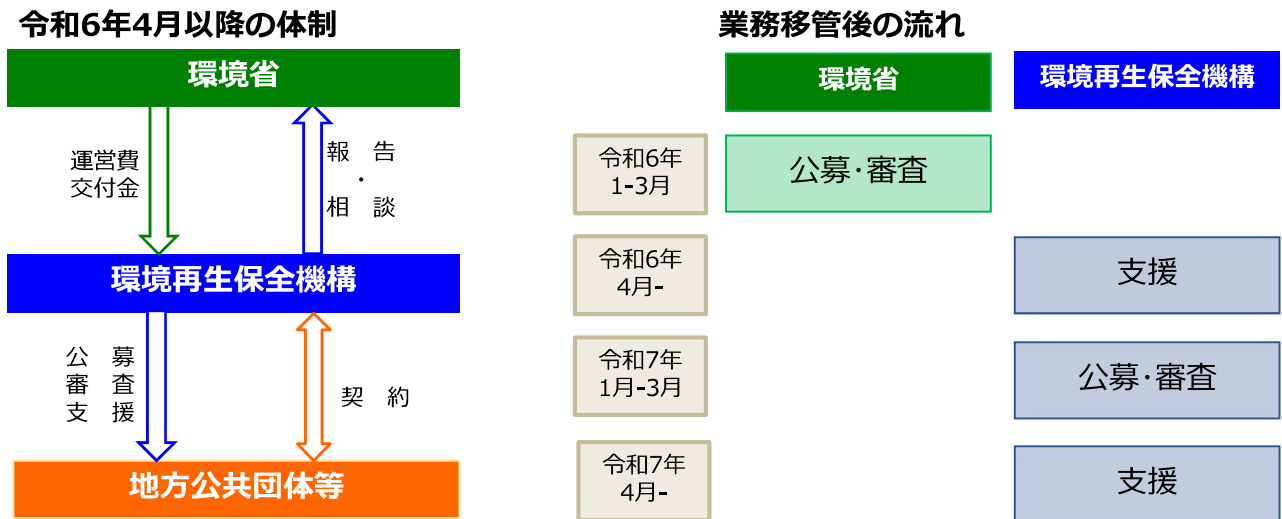
県名	地方公共団	施設の名称	所在地	日曜日、開	日曜日、開	月曜日、開	月曜日、開	火曜日、開	火曜日、開
愛知県	愛知県一宮市	市役所本庁	愛知県一宮市	—	—	8:30	17:15	8:30	17:15
愛知県	愛知県一宮市	尾西庁舎	愛知県一宮市	—	—	9:00	17:15	9:00	17:15
愛知県	愛知県一宮市	市役所本庁	愛知県一宮市	—	—	8:30	17:15	8:30	17:15
愛知県	愛知県一宮市	葉巻出張所	愛知県一宮市	9:00	21:00	9:00	21:00	9:00	21:00
愛知県	愛知県一宮市	西成出張所	愛知県一宮市	9:00	21:00	9:00	21:00	9:00	21:00
愛知県	愛知県一宮市	丹陽町出張所	愛知県一宮市	9:00	21:00	9:00	21:00	9:00	21:00
愛知県	愛知県一宮市	浅井町出張所	愛知県一宮市	9:00	21:00	9:00	21:00	9:00	21:00
愛知県	愛知県一宮市	北方町出張所	愛知県一宮市	9:00	21:00	9:00	21:00	9:00	21:00
愛知県	愛知県一宮市	大和町出張所	愛知県一宮市	9:00	21:00	9:00	21:00	9:00	21:00

1. 熱中症地域モデル事業

資料_熱中症2

令和4年度・5年度は環境省からの受託事業として実施

令和6年度からはERCA業務として地域モデル事業を実施。

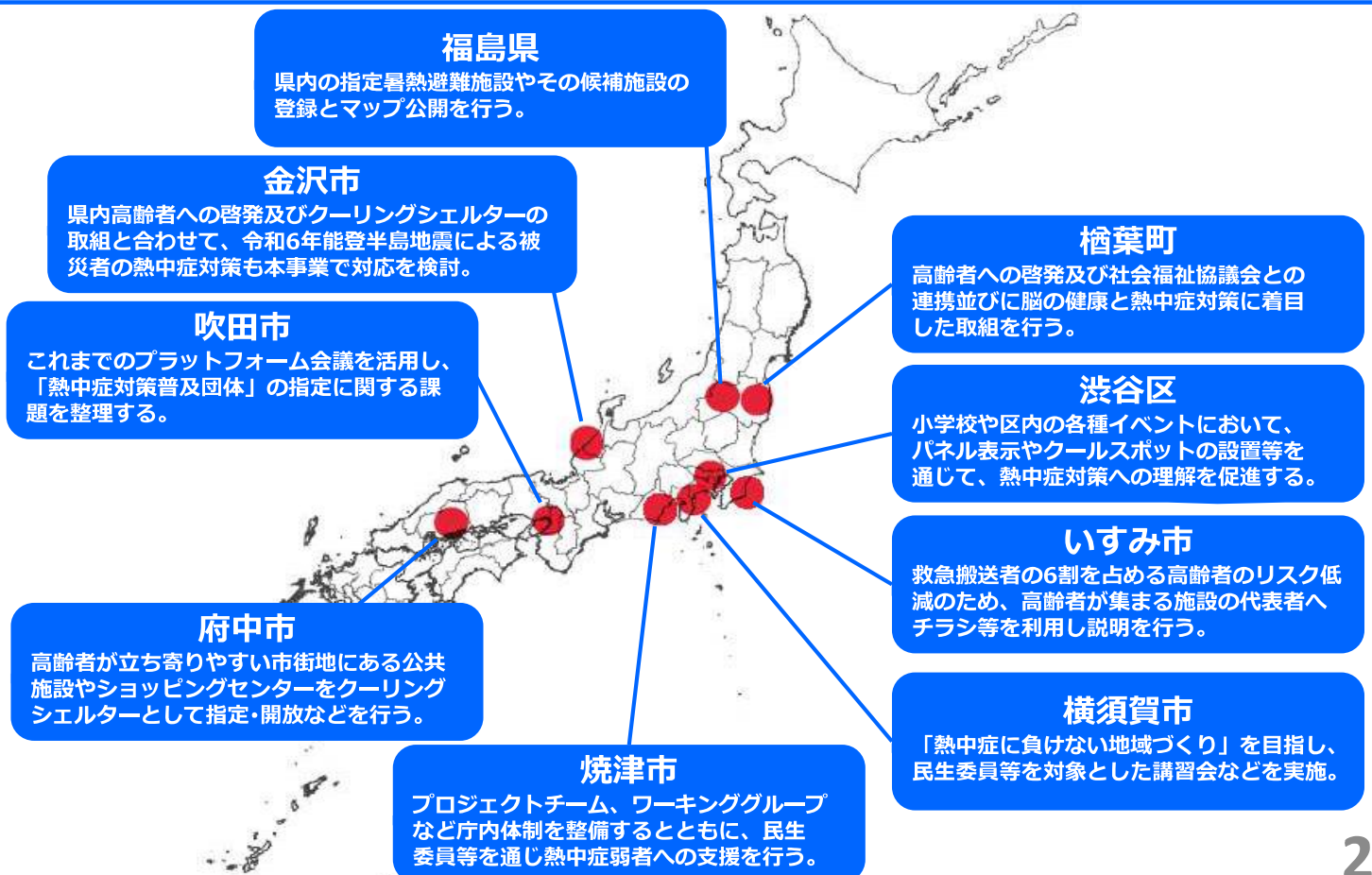


令和6年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業公募要領

<https://www.env.go.jp/content/000187101.pdf>

1

1. 熱中症地域モデル事業

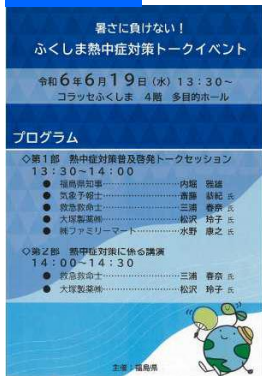


2

1. 熱中症地域モデル事業(例)

資料_熱中症2

福島県

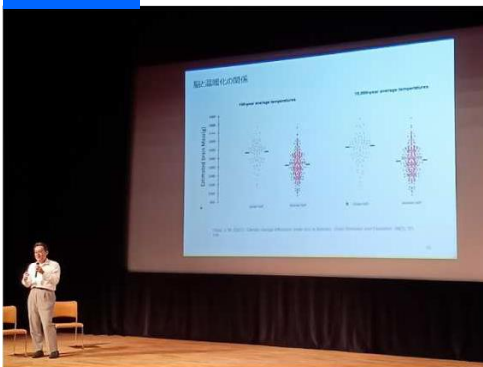


金沢市



▲指定暑熱避難施設の開設例
のぼり、ポスターやパンフレットその他、
ウォーターサーバーを設置している。

檜葉町



3

1. 熱中症地域モデル事業(例)

渋谷区



吹田市



- 実践編 エアコン

チェック

 - ☐ 室温計で部屋の温度や湿度を確認する
 - ☐ エアコンが壊れていないか、また間違っ
て電源運転になっていないかを確認する
 - ☐ 室温28℃を目安に涼やかな状態になっている
★必要に応じて、エアコンの設定温度を低めにしましょう
 - ☐ 部屋の湿度が高い場合は、除湿機能を活用する
 - ☐ 就寝時もエアコンを使用する
 - ☐ 冷えが気になる時は、エアコンの風向きを調整したり、厚着機を使用したりして、

冷房代は熱中症入院の保険代！

エアコンを1日つけた場合の電気代 **約500円**
 高齢者が熱中症で入院した場合の治療代 **約10万円**

重症の熱中症の場合、死亡率(熱中症関連死)が非常に高いため、入院が長期間必要となることが多く、破産にまで至るという事例もあります。

エアコン代をケチらないことが、熱中症予防には重要です。

温度計で室温をこまめにチェックし、エアコン使用時の室温「28℃」を目安に、適切な温度を保ちましょう

高齢者の訪問介護に携わる方 ご家族の方へ
高齢者向け熱中症対策ブック



書名: 柳巷書生

救急搬送者を
一人でも減らすために

進化に合う皮膚の温度センサーの精度が下がっている実態は、動物園のワスレが痛く、害に被害が必要で。

現役ケアマネジャーに聞きました！

QRコードを
スマホで読み取り
会員登録
[chunin.jp](#)

1000

2. 熱中症対策研修について

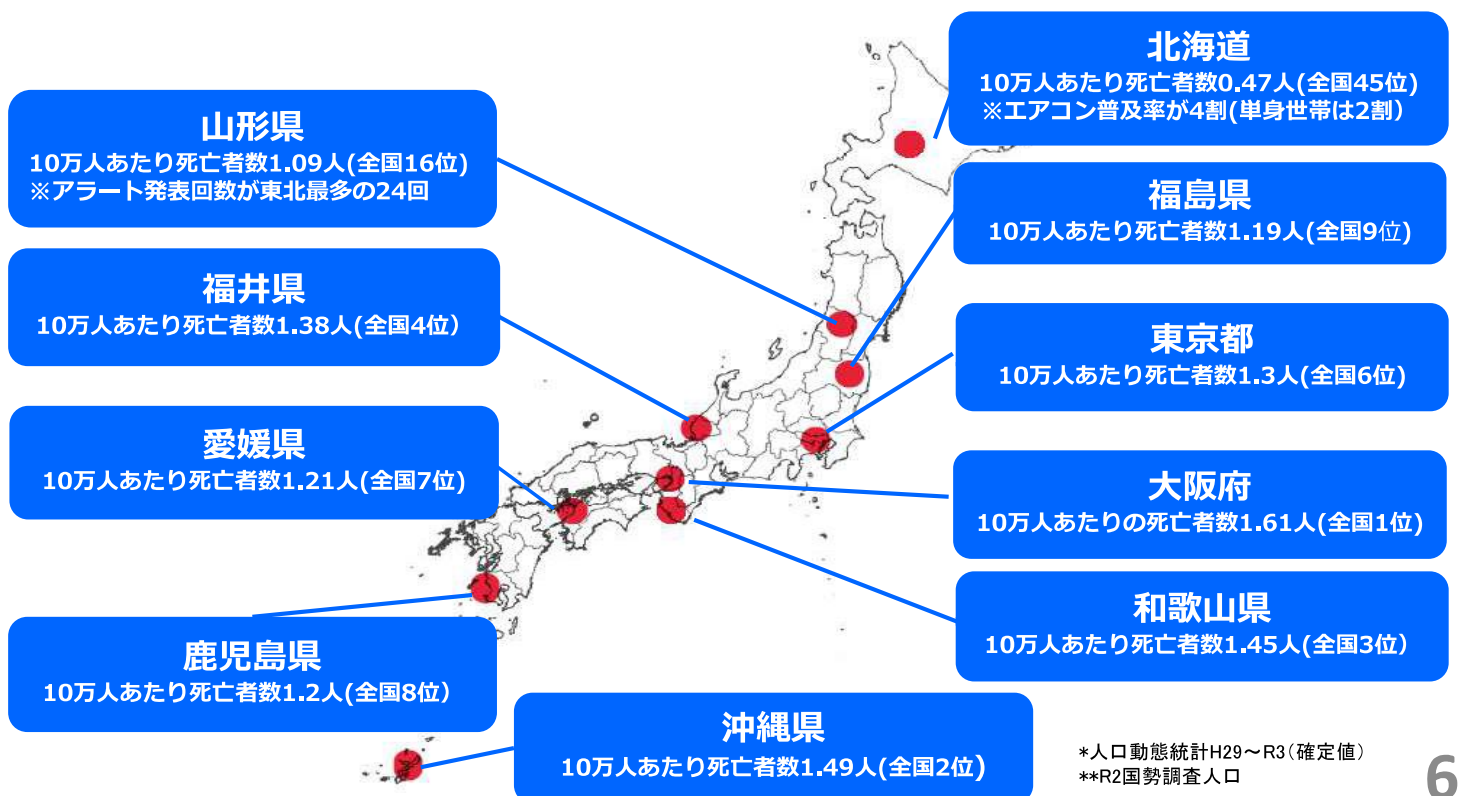
資料_熱中症2

- 対 象：全国の都道府県市町村の熱中症関係部局(環境、健康、福祉、教育、防災等)
- 実施方法：形式は地域対面研修、オンライン研修、eラーニング
 - ・ 地域対面研修：死亡者数等、熱中症リスクが高い地域からR6年度は10都道府県で開催。(3年間で47都道府県を一巡予定)
 - ・ オンライン研修：主に地域対面研修に参加できない方等を対象に2回開催。
 - ・ eラーニング(特別協力：(株)大塚製薬)：熱中症や法制度に関する基礎的な内容を通年配信。

実施内容	方針	令和6(2024)年度
①地域対面研修	開催地：北海道、山形県、福島県、東京都、福井県、大阪府、和歌山県、愛媛県、鹿児島県、沖縄県 内 容：法制度説明、地域における熱中症対策事例紹介、救急専門医による座学 被害状況・暑熱環境等に関する座学 庁内連携促進のための意見交換会	全国開催 次年度検討・準備
②オンライン研修	対 象：地域研修に参加できない方・希望者 内 容：5月 新任者向け法制度説明会 7月 救急専門医による座学 被害状況・暑熱環境等に関する座学	開催 開催 アーカイブ配信
③eラーニング	R6.5月公開： ①法制度説明、②地域における熱中症対策事例紹介、 ③熱中症について R6年度下期：R7年度に向けた新規コンテンツの制作	構築 配信

3. 令和6年度研修実施状況

7つの地方環境事務所の管轄地域ごとに、5年平均*の10万人あたり**の熱中症死亡者数が上位の都道府県において1回以上開催。あわせて、同死亡者数が全国3位の和歌山県、全国8位の鹿児島県、熱中症警戒アラート発表回数が東北最多の24回の山形県においても開催。



*人口動態統計H29～R3(確定値)
**R2国勢調査人口

3. 令和6年度研修実施状況

資料_熱中症2



<7月12日山形会場>



<6月5日愛媛会場>



<受講者アンケート>

5段階評価で上位2段階：**96.7%以上**

<参加者コメント>

- ・他の自治体の取組、都道府県内の気象の将来予測、消防本部単位の熱中症被害の実態といった政策立案に必要なエビデンスを取得することができた。
- ・他団体との交流・講師との直接の対話ができ非常に良かった。
- ・実際に県内の他市町村との意見交換を通じて、似たような悩みを抱えていること、どのように解決に向かっているかということを知ることができ、今後に活かそうだと感じた。



<6月19日大阪会場>

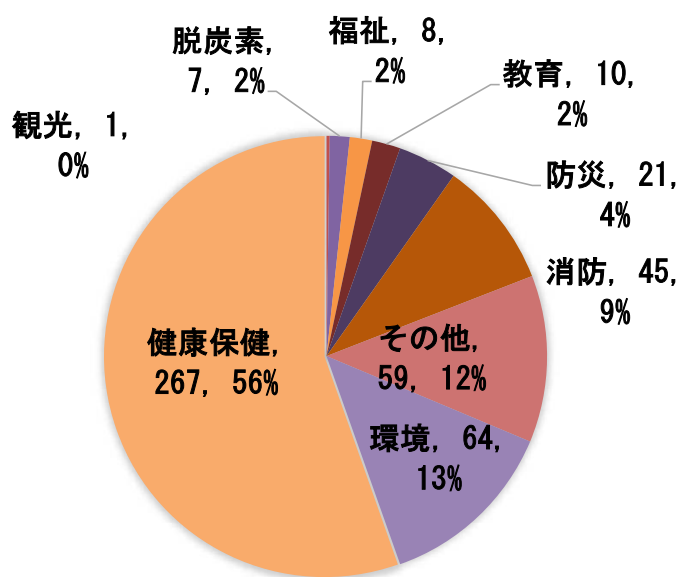
7

3. 令和6年度研修実施状況

参加者の属性<担当業務別申し込み状況>

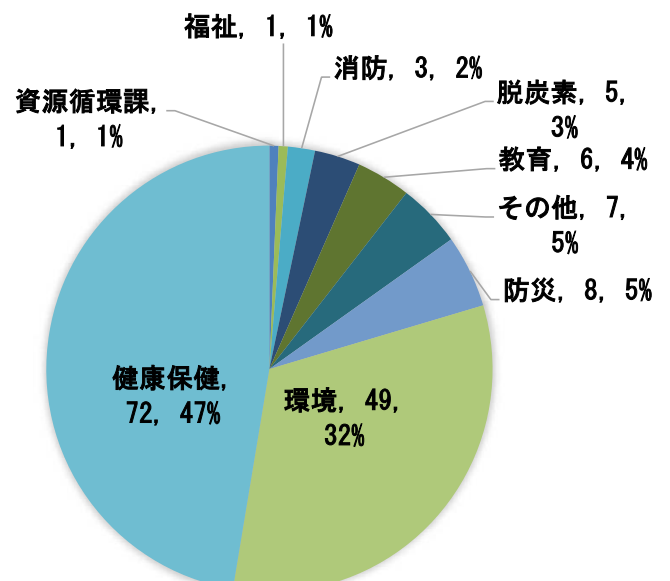
健康保健 56%
環境 13%

健康保健 47%
環境 32%



N=482

7/25ウェビナー研修



N=152

地域対面研修

※その他:異なる業務を複数選択した回答を含む。

8

第52回日本救急医学会総会・学術集会 共催セミナー

冷やあ、そうつ

日時

令和6年

10/14(月・祝)

15:50~17:30

会場

※オンライン配信はありません。

仙台国際センター
第11会場 展示棟1階 会議室2
(仙台市青葉区青葉山)

●アクセス

仙台市営地下鉄東西線「国際センター駅」徒歩1分



対象

指定暑熱避難施設管理者
自治体関係者等
地域のスポーツ指導者
熱中症対策ご担当者

定員

50名程度

参加無料

事前申込

※本セミナー以外のプログラムを
聴講される場合は学術集会への
有料参加登録が必要となります。

プログラム

15:50 挨拶 (独立行政法人環境再生保全機構)

15:55 座学

熱中症の基礎知識

講師/ 犬飼 公一 先生

(社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会千里病院 千里救命救急センター医長)

16:15 実習①

発見から救急車到着まで

熱中症患者の発見~119番通報までの流れを中心としたハンズオン実施

講師/ 鈴木 健介 先生

(日本体育大学大学院保健医療学研究科 救急災害医療学専攻 教授・救急救命士/博士(医学))

16:55 実習②

熱中症の初期手当

3点クーリング+αの冷却方法を中心としたハンズオン実施

講師/ 犬飼 公一 先生

(社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会千里病院 千里救命救急センター医長)

17:25 質疑応答

▼ お申し込み方法 ▼

■下記Webサイトよりお申し込みください。

<https://www.erca.go.jp/heatstroke/event/seminar241014/index.html>

※お申し込みは事前申込制となります。申込開始時期等の詳細はWebサイトをご確認ください。



お問合わせ

独立行政法人環境再生保全機構 熱中症対策部 地域熱中症対策課
メールアドレス: info-heat@erca.go.jp 電話番号: 044-520-9584

令和 6 年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針

令和 6 年 3 月 21 日
ガバニングボード決定

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成 26 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議決定（最終改正：令和 4 年 12 月 23 日））及び「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成 26 年 5 月 23 日 ガバニングボード決定（最終改正：令和 4 年 12 月 23 日））に基づき、令和 6 年度に実施する対象課題、プログラムディレクター、戦略及び計画の基本的事項及び対象課題毎の配分額を表 1 のとおり定める。

（表 1）配分額：273.27 億円

対象課題	プログラム ディレクター	戦略及び計画の基本的事項	配分額 (億円)
豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築	松本 英三 (株) J-オイルミルズ 取締役常務執行役員	食の国産国消の最大化と環境負荷の低減に向けて、国内自給率の低いタンパク質の生産性向上に資する技術開発とその社会実装に向けた取組を実施し、国内にフードチェーンを再構築する。	21.50
統合型ヘルスケアシステムの構築	永井 良三 自治医科大学 学長	「医療データが作り出すサイバー空間」と「医療者と患者が診療・療養で経験する実体空間」が融合し、医療デジタルツインによる「知識発見」と「医療提供」の循環によって、いつでも、どこでも、だれでも、質の高い医療・ヘルスケアのサービスを利用できるシステムを構築する。	25.29
包摂的コミュニティプラットフォームの構築	久野 譜也 筑波大学大学院 人間総合科学学術院 教授 兼 筑波大学 スマートウェルネスシティ政策開発研究センター長	性別、年齢、障がいの有無、少数派・多数派に関わらず、多様な人々が社会的にも身体的・精神的にも豊かで暮らしやすいコミュニティを実現するため、個人や社会の寛容性と自立性の向上により、社会活動への主体的参加を促し、必要なサポートが得られる仕組みを構築する。	12.90
ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築	西村 訓弘 三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 教授・特命副学長	ポストコロナ社会に向けて、新たに必要となる学びの要素やその評価手法の開発、対面と変わらない円滑なコミュニケーションが可能なバーチャル空間の開発等を行うとともに、特定地域での実証を通じて、人材の変容や地域社会・産業の変革を促し、時間や場所にとらわれず、多様な学び方、働き方が可能な社会を実現するためのプラットフォームを構築する。	9.70
海洋安全保障プラットフォームの構築	石井 正一 日本 CCS 調査(株) 顧問	世界有数の海洋国家である我が国にとって安全保障上重要な海洋の保全や利活用を進めるため、海洋の各種データを収集し、海洋鉱物	28.80

		資源の確保、気候変動への対応などを推進するプラットフォームを構築する。	
スマートエネルギーマネジメントシステムの構築	浅野 浩志 岐阜大学高等研究院 特任教授 (一財)電力中央研究所 研究アドバイザー／東京工業大学 科学技術創成研究院 特任教授	2050 年カーボンニュートラルやエネルギー安全保障の確保の実現に向けて、クロスボーダー・クロスセクター横断での、熱・水素・合成燃料なども含めた「スマートエネルギーマネジメントシステム」を構築し、次世代の社会インフラを確立する。	18.43
サーキュラーエコノミーシステムの構築	伊藤 耕三 東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授	大量に使用・廃棄されるプラスチック等素材の資源循環を加速するため、素材、製品、流通、回収、分別、リサイクルの各段階で、デジタル基盤による効率的な動静脈・静動脈連携を実現するとともに、循環性の向上・可視化により産業競争力に優れ、環境負荷を低減させる「サーキュラーエコノミーシステム」を世界に先駆けて構築する。また、消費者の行動変容を促す社会的受容性の醸成、再生材の品質向上、品質規格につながる要件整備、環境配慮の国際的情報開示ルール（TCFD、TNFD）への対応等に取り組む。	15.20
スマート防災ネットワークの構築	楠 浩一 東京大学 地震研究所 災害科学系研究部門 教授	気候変動等に伴い災害が頻発・激甚化する中で、災害前後に、地域の特性等を踏まえ災害・被災情報（災害の種類・規模、被災した個人・構造物・インフラ等）をきめ細かく予測・収集・共有し、個人に応じた防災・避難支援、自治体による迅速な救助・物資提供、民間企業と連携した応急対応などを行うネットワークを構築する。	26.45
スマートインフラマネジメントシステムの構築	久田 真 東北大学大学院工学研究科 教授 兼 インフラ・マネジメント研究センター センター長	インフラ・建築物の老朽化が進む中で、デジタルデータにより設計から施工、点検、補修まで一体的な管理を行い、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進するシステムを構築する。	21.90
スマートモビリティプラットフォームの構築	石田 東生 筑波大学 名誉教授	移動する人・モノ・サービスの視点から、公共交通手段に加えて、自家用車などの広範なモビリティ資源や新しいモビリティ手段の活用を可能にするような、ハードとソフト双方のインフラとまち・地域をダイナミックに一体化し、安全で環境にやさしく公平でシームレスな移動を実現するプラットフォームを構築する。	20.22
人協調型ロボティク	山海 嘉之	少子・超高齢社会において、世代を超えた	13.48

スの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備	筑波大学 システム情報系教授 兼 サイバニクス研究センター 研究統括 兼 未来社会工学開発研究センター センター長／ CYBERDYNE(株) 代表取締役社長・CEO	人々の自立度・自由度の向上や生活・職場での問題解決を可能とするため、人とサイバー・フィジカル空間が高度に融合した人協調ロボティクス(HCPS 融合人協調ロボティクス) の技術開発・環境整備等を実施し、人協調型ロボティクス社会の実現に向けて、生活空間へのロボット導入モデルと経済サイクルを伴う社会実装モデルを確立する。	
バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備	持丸 正明 (国研) 産業技術総合研究所 人間拡張研究センター 研究センター長	巨大市場化が見込まれるバーチャルエコノミーにおいて、我が国の強みである産業の自動車やセンサデバイス等を、仮想空間と現実空間をつなぐ『インターバース技術』でタッチポイントとし、仮想空間から現実空間への価値還流を生み出すことで、1.6 兆円規模の国内市場創出を目指す。身体固有感覚の共有・拡張技術や多くのステークホルダ・幅広い時空間スケールのサービスの参入を可能とするアーキテクチャの開発を行うとともに、オープン＆クローズ戦略のもと、産業競争力の強化にも取り組む。	15.20
先進的量子技術基盤の社会課題への応用促進	寒川 哲臣 日本電信電話(株) 先端技術総合研究所 常務理事 基礎・先端研究 プリンシパル	「量子未来社会ビジョン」に掲げられる2030年の目指すべき状況（「量子技術による生産額50兆円規模」等）に向け、量子技術の利用・実証環境（テストベッド）を構築し、量子産業人材やスタートアップ等を育成しつつ、量子・古典ハイブリッドによる具体的な社会課題の解決を促進する量子技術アプリケーション等を開発する。	29.10
マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築	木場 祥介 ユニバーサルマテリアルズ インキュベーター(株) 代表取締役パートナー	我が国の強みであるマテリアル分野の多種・広範囲なデータ・評価分析基盤をネットワーク化したプラットフォームを構築し、革新的事業構築に必要なアプリケーション作成の基盤として活用することで、将来課題解決に貢献するマテリアル分野のユニコーン予備軍を生み出すエコシステムを形成する。	15.10

※「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成 26 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議 決定（最終改正：令和 4 年 12 月 23 日））に基づき、上記配分額とは別に、SIP の実施にあたって必要となる PD 等に係る経費、ガバニングボード、推進委員会及び有識者による委員会の運営に係る経費、プログラムの横断的な運営に係る共通基盤経費、機動的な調査に係る経費等を事務局運営経費として、6.73 億円充当する。

（注）上記課題への配分額及び事務局運営経費は政府予算成立をもって確定し、それぞれ各研究推進法人等、内閣府に配分する。

令和7年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針

令和7年3月21日
ガバニングボード決定

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日 総合科学技術・イノベーション会議決定（最終改正：令和4年12月23日））及び「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成26年5月23日 ガバニングボード決定（最終改正：令和6年10月17日））に基づき、令和7年度に実施する対象課題、プログラムディレクター、戦略及び計画の基本的事項及び対象課題毎の配分額を表1のとおり定める。

（表1）配分額：273.43億円

対象課題	プログラムディレクター	戦略及び計画の基本的事項	配分額 (億円)
豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築	松本 英三 (株)Ｊ－オイルミルズ 取締役常務執行役員 CTO	食の国産国消の最大化と環境負荷の低減に向けて、国内自給率の低いタンパク質の生産性向上に資する技術開発とその社会実装に向けた取組を実施し、国内にフードチェーンを再構築する。	19.67
統合型ヘルスケアシステムの構築	永井 良三 自治医科大学 学長	「医療データが作り出すサイバー空間」と「医療者と患者が診療・療養で経験する実体空間」が融合し、医療デジタルツインによる「知識発見」と「医療提供」の循環によって、いつでも、どこでも、だれでも、質の高い医療・ヘルスケアのサービスを利用できるシステムを構築する。	27.90
包摂的コミュニティプラットフォームの構築	久野 譜也 筑波大学大学院 人間総合科学学術院 教授 兼 筑波大学 スマートウェルネスシティ政策開発研究センター長	性別、年齢、障がいの有無、少数派・多数派に関わらず、多様な人々が社会的にも身体的・精神的にも豊かで暮らしやすいコミュニティを実現するため、個人や社会の寛容性と自立性の向上により、社会活動への主体的参加を促し、必要なサポートが得られる仕組みを構築する。	13.00
ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築	西村 訓弘 三重大学大学院 地域イノベーション学研究科 教授・特命副学長	ポストコロナ社会に向けて、新たに必要となる学びの要素やその評価手法の開発、対面と変わらない円滑なコミュニケーションが可能なバーチャル空間の開発等を行うとともに、特定地域での実証を通じて、人材の変容や地域社会・産業の変革を促し、時間や場所にとらわれず、多様な学び方、働き方が可能な社会を実現するためのプラットフォームを構築する。	9.95
海洋安全保障プラットフォームの構築	石井 正一 日本 CCS 調査(株) 顧問	世界有数の海洋国家である我が国にとって安全保障上重要な海洋の保全や利活用を進めるため、海洋の各種データを収集し、海洋鉱物	28.90

		資源の確保、気候変動への対応などを推進するプラットフォームを構築する。	
スマートエネルギーマネジメントシステムの構築	浅野 浩志 岐阜大学高等研究院 特任教授 (一財)電力中央研究所 研究アドバイザー／東京科学大学 総合研究院 ゼロカーボンエネルギー研究所 特任教授	2050 年カーボンニュートラルやエネルギー安全保障の確保の実現に向けて、クロスボーダー・クロスセクター横断での、熱・水素・合成燃料なども含めた「スマートエネルギーマネジメントシステム」を構築し、次世代の社会インフラを確立する。	18.43
サーキュラーエコノミーシステムの構築	伊藤 耕三 東京大学 特別教授／(国研)物質・材料研究機構 フェロー	大量に使用・廃棄されるプラスチック等素材の資源循環を加速するため、素材、製品、流通、回収、分別、リサイクルの各段階で、デジタル基盤による効率的な動静脈・静動脈連携を実現するとともに、循環性の向上・可視化により産業競争力に優れ、環境負荷を低減させる「サーキュラーエコノミーシステム」を世界に先駆けて構築する。また、消費者の行動変容を促す社会的受容性の醸成、再生材の品質向上、品質規格につながる要件整備、環境配慮の国際的情報開示ルール（TCFD、TNFD）への対応等に取り組む。	16.25
スマート防災ネットワークの構築	楠 浩一 東京大学 地震研究所 災害科学系研究部門 教授	気候変動等に伴い災害が頻発・激甚化する中で、災害前後に、地域の特性等を踏まえ災害・被災情報（災害の種類・規模、被災した個人・構造物・インフラ等）をきめ細かく予測・収集・共有し、個人に応じた防災・避難支援、自治体による迅速な救助・物資提供、民間企業と連携した応急対応などを行うネットワークを構築する。	27.95
スマートインフラマネジメントシステムの構築	久田 真 東北大学大学院工学研究科 教授 兼 インフラ・マネジメント研究センター センター長	インフラ・建築物の老朽化が進む中で、デジタルデータにより設計から施工、点検、補修まで一体的な管理を行い、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進するシステムを構築する。	22.10
スマートモビリティプラットフォームの構築	石田 東生 筑波大学 名誉教授	移動する人・モノ・サービスの視点から、公共交通手段に加えて、自家用車などの広範なモビリティ資源や新しいモビリティ手段の活用を可能にするような、ハードとソフト双方のインフラとまち・地域をダイナミックに一体化し、安全で環境にやさしく公平でシームレスな移動を実現するプラットフォームを構築する。	18.62
人協調型ロボティク	山海 嘉之	少子・超高齢社会において、世代を超えた	12.25

スの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備	筑波大学 システム情報系教授 兼 サイバニクス研究センター 研究統括 兼 未来社会工学開発研究センター センター長／CYBERDYNE(株) 代表取締役社長・CEO	人々の自立度・自由度の向上や生活・職場での問題解決を可能とするため、人とサイバー・フィジカル空間が高度に融合した人協調ロボティクス(HCPS 融合人協調ロボティクス) の技術開発・環境整備等を実施し、人協調型ロボティクス社会の実現に向けて、生活空間へのロボット導入モデルと経済サイクルを伴う社会実装モデルを確立する。	
バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備	持丸 正明 (国研) 産業技術総合研究所フェロー 人間拡張研究センター 研究センター長	巨大市場化が見込まれるバーチャルエコノミーにおいて、我が国の強みである産業の自動車やセンサデバイス等を、仮想空間と現実空間をつなぐ『インターバース技術』でタッチポイントとし、仮想空間から現実空間への価値還流を生み出すことで、1.6 兆円規模の国内市場創出を目指す。身体固有感覚の共有・拡張技術や多くのステークホルダ・幅広い時空間スケールのサービスの参入を可能とするアーキテクチャの開発を行うとともに、オープン＆クローズ戦略のもと、産業競争力の強化にも取り組む。	15.30
先進的量子技術基盤の社会課題への応用促進	寒川 哲臣 日本電信電話(株) 先端技術総合研究所 常務理事 基礎・先端研究 プリンシパル	「量子未来社会ビジョン」に掲げられる 2030 年の目指すべき状況（「量子技術による生産額 50 兆円規模」等）に向け、量子技術の利用・実証環境（テストベッド）を構築し、量子産業人材やスタートアップ等を育成しつつ、量子・古典ハイブリッドによる具体的な社会課題の解決を促進する量子技術アプリケーション等を開発する。	29.40
マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築	木場 祥介 ユニバーサルマテリアルズ インキュベーター(株) 代表取締役パートナー	我が国の強みであるマテリアル分野の多種・広範囲なデータ・評価分析基盤をネットワーク化したプラットフォームを構築し、革新的事業構築に必要なアプリケーション作成の基盤として活用することで、将来課題解決に貢献するマテリアル分野のユニコーン予備軍を生み出すエコシステムを形成する。	13.71

※「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成 26 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議決定（最終改正：令和 4 年 12 月 23 日））に基づき、上記配分額とは別に、SIP の実施にあたって必要となる PD 等に係る経費、ガバニングボード、推進委員会及び有識者による委員会の運営に係る経費、プログラムの横断的な運営に係る共通基盤経費、機動的な調査に係る経費等を事務局運営経費として、6.57 億円充当する。

（注）上記課題への配分額及び事務局運営経費は政府予算成立をもって確定し、それぞれ各研究推進法人等、内閣府に配分する。

S I P 第 3 期令和 6 年度末評価について

令和 7 年 2 月 2 0 日

S I P / B R I D G E 評価委員会

科技イノベーション事務局 S I P / B R I D G E 総括

1. 評価について

- (1) 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針（平成 26 年 5 月）」⑦評価、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（平成 26 年 5 月）」10. 評価および「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）評価に関する運用指針（令和 4 年 12 月）」（以下、「評価運用指針」という。）に基づき令和 6 年度にかかる課題評価を実施したので報告する。
- (2) 評価は、評価運用指針 3. 課題評価に則り、研究推進法人に設置された外部有識者から構成されるピアレビュー（専門的観点からの技術・事業評価）結果を基に、ガバニングボードが設置した評価委員会により実施している。
- (3) 課題評価にかかる詳細な実施内容等については、第 109 回ガバニングボード（令和 5 年 6 月 29 日開催）により検討いただいている。
- (4) 本日のガバニングボードでは、報告結果等を元に意見・コメント等をいただくとともに、評価結果についてガバニングボード承認をお願いしたい。
- (5) 評価結果は、課題関係者に提示の上、今後の実施、運営に反映等を行うこととしたい。なお、評価結果は、本日のご議論を反映させ、評価委員会座長の承認の上で、ホームページによる公表を行う。

2. 全体評価総論

● S I P 事業としての位置付けについて（※評価項目 A-1,2,3、B-1,2,3,5）

事業は 2 年目となり、各課題が取り組む社会的課題に対し、サブ課題、テーマへの落とし込み及び事業推進が着実に実施されている。また、関係省庁における政策・施策の全体俯瞰と S I P 事業の位置付けは、役割、施策等間の連携性、社会実装に向けた時間軸による整理がされるなど、着実に進められている。今後も引き続き社会情勢の変化等を踏まえつつ適時見直しを行い、S I P 事業等の社会実装の実現に期待したい。

●目標/KPIについて（※評価項目 A-3,4）

概ね野心的な目標設定の下、KPI の設定がされている。今後の進捗や社会情勢の変化等をふまえて、いつ頃、誰向けに、どのようなものが出てくるのかを更なる明確化を行い、関係者間での意図等の共有を図り事業推進が行われることに期待したい。

●成果について（※評価項目 A-5,8）

各課題において、着実に成果があげれており、今後は社会受容性も勘案した活動となることに期待したい。

●推進体制について（※評価項目 A-6,7、B-1,3）

推進体制としては、社会実装を意識した必要な体制が構築されている。

●実施内容（連携）について（※評価項目 A-6,7、B-5,6）

課題内、課題間連携の検討は進みつつある。今後の具体化により、S I P 事業全体としての成果効果の向上、効率的実施に繋がることに期待したい。

●ピアレビューについて（※評価項目 A-9）

研究推進法人でのピアレビューは概ね公平に実施されている。一方で、いくつかのピアレビューにおいては、事業内容又は P D への期待による評価がなされている課題があった。委員会の運営において、期待に対する評価でなく計画進捗、成果などのレビューを行うよう期待したい。

また、委員の間に評点差がある場合はそれぞれの理由聴取のうえ全体評価などを行うことによる、精緻な評価となることを指向するとともに、計画と事実に基づいたピアレビューとなることに期待したい。

3. 各課題の評価結果

① 豊かな食が供給される持続可能なフードチェーンの構築

（総合評価 A）

- ・ 昨年度の指摘事項（各省施策・事業を含めた S I P の役割明確化）を踏まえ、S I P を「サイバー・フィジカルシステムを活用したフードチェーン普及のコアとなるモデルの開発」と位置付け実施している。
- ・ 一方、社会情勢等を踏まえたサブ課題、各テーマの実施内容を引き続き検討することに期待したい。特に、サブ課題 D（食設計システム）については、継続実施の可否も含めた S I P で実施する意義を明らかにすることを期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施されており、試行的に実施したユーザーレビューの結果も取組に反映させている。

② 統合型ヘルスケアシステムの構築

（総合評価 A+）

- ・ 環境変化（生成 A I の出現）を踏まえた P D のマネジメントにより、研究当初より実施していた各サブ課題に加え、医療 L L M / L M M の研究成果を組み込み、医療デジタルツイン実現のためのプラットフォーム構築、支援ソリューション開発を加速的に進めている。
- ・ 今後、創薬への応用等の積極的な検討を行うとともに、社会実装に向けた、人材育成、個人データの取り扱いなどの制度面での検討も必要であるため、厚生労働省を中心とした検討を期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施されている。

③ 包摂的コミュニティプラットフォームの構築

（総合評価 A）

- ・ 当該課題は「寛容性・自律性を高める社会技術の開発によるだれ 1 人取り残さない社会」という目標の定量化（包摂性評価指標）、道行きの明確化がなされ、金融機関での高齢者への対応、地域での高齢者・障がい者の移動への対応（「スマートモビリティプラットフォーム」との連携）、女性活躍のため健幸経営（中小企業向け）などの成果も出ている。
- ・ 引き続き上記以外の取組についても着実に推進していただくとともに、社会において包摂の取組が持続的となるような活動に期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施されている。
- ・ 非専門家への理解を上げるための活動に注力したことは重要であり、他の課題への参考になる。

④ ポストコロナ時代の学び方・働き方を実現するプラットフォームの構築

（総合評価 A）

- ・ 昨年度の評価委員会結果を踏まえ、P D の新ビジョン（「人口減少を機にひらく未来社会」）を関係者間で共有し、他地域への展開も意識した北海道伊達市などの多くの実証フィールド開拓や試行的な取組を進展させている。
- ・ 一方で、目標としているリスキング・学び直しは、顧客体験視点に関する内容の増強が必要であるとともに、今後、全国展開へ進むには積極的でない自治体や職員を巻き込む必要があり、その点に関する戦略を期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施されている。

⑤海洋安全保障プラットフォームの構築

(総合評価 A+)

- ・ 国際情勢の機微な変化や経済安全保障の観点を踏まえ、計画推進がされている。（レアアース資源、海洋環境モニタリングなど、技術開発から産業化までの必要要素、工程検討）
- ・ 今後、社会実装に向けてデータ戦略（特にサブ課題 B）を強化するとともに、産業化やS I P事業成果の最大化を図る検討（特に資源開発等に関わる経済産業省等と連携）に期待したい。
- ・ ピアレビューについては、総括の場において評価に関する議論がなく、意見交換に終始した印象があり（別途実施されているとは推察されるが）、進捗評価として見える形での実施を期待する。

⑥スマートエネルギーマネジメントシステムの構築

(総合評価 A)

- ・ 全体ビジョン及びサブ課題の位置付けが明確にして実施されている。目標に対しエビデンスベースでの検証がされており、また社会情勢等と比較しながらの目標値の検証がされている。また、宇都宮市でのエネルギーとモビリティのセクターカップリング実証も着実に進展している。
- ・ この課題の背景となるコンセプト（次世代の社会インフラ確立）は非専門家への理解に時間がかかる可能性があるため、既に取り組まれているが社会受容性の向上に向けてさらに取り組むことに期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施され、今後への改善点、及びそれへの対応も適切に行われている。

⑦サーキュラーエコノミーシステムの構築

(総合評価 S)

- ・ ビジョン、目標、社会実装までの道筋が研究実施者間でも共有のうえ進められている。
- ・ プラスチック情報流通プラットフォーム構築に関するガイドラインを作成・公表することによる欧州ELV 規則案への対応や、自動車メーカー（O E M）の巻き込み、プラスチック再生材が自動車部品として使える可能性を示すなど具体的かつ前倒しの成果をあげている。
- ・ 社会的受容について決定権が消費者側にある場合は、賛同を得られやすいユーザー体験・経験やカスタマージャーニーが重要であるため、社会や消費者の行動変容に向けた具体的な取り組みに期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施されている。

⑧スマート防災ネットワークの構築

(総合評価 A+)

- ・ ビジョンが関係者間で共有されており、テーマ設定、実施者の役割配置がされている。特に能登半島地震を起点とした「マルチハザード」へ対応し、当初より計画していた研究の成果を前倒しで活用している。
- ・ 防災の重要性はますます高くなっていることもあり、今後の研究推進においては有事の際の通信網トラブルへの対策、サブ課題 B（リスク情報による防災行動の促進）は、市民の理解を得るための広報活動に期待したい。
- ・ ピアレビューについて、プロセスは公平に実施されている。今後は評価が標準よりも高位となる理由についての意見の統合を総括の場においても実施していただくことを期待したい。

⑨スマートインフラマネジメントシステムの構築

(総合評価 A)

- ・ P D・S P D 戦略会議により、ビジョンを関係者間で共有し、適切な役割分担の下に実施され、アウトカム最大化に向け S I P 事業終了時点での K P I を確認しながら実施している。
- ・ 一方、社会実装に向けた評価指標レベル（自動施工共通ルールの導入数、メンテナンスサイクルの改善度合い 等）の整理、S I P 終了後も含めた戦略・戦術に期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施されている。

⑩スマートモビリティプラットフォームの構築

(総合評価 A)

- ・ 昨年度の評価委員会結果を踏まえ、ビジョンの再設計およびサブ課題（テーマ）の組替えを行い、ミッションの明確化を図っている。研究開発成果の国際競争力強化に向けた国際アドバイザリボードの設立、データ共有のための J M D S の利活用促進といった成果も出てきている。
- ・ 一方で、P D のビジョンの各テーマへの落とし込み（実施内容及び K P I 見直し）に期待したい。また、課題関係者外へのビジョン、成果等は、「何ができるようになるか」、「利用者・社会にとってどんないいことがあるか」の伝達の在り方の検討を進めることに期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施されている。

⑪人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備

(総合評価 A-)

- ・ ビジョンの達成のため、課題内外の関係者との調整、対外発信がされ、他課題との連携や1年目に新たに設定したテーマ（心理士を作る）についても順調に取り組んでいる。
- ・ 一方、ビジョンからサブ課題（テーマ）への落とし込み、実施内容、K P I の意図するところを明確にしていきたい。社会実装に向けて、課題内外での更なるビジョンの共有、S I P で何を実現するのか（S I P 終了時点での到達点、S I P 終了後の社会実装シナリオ等）を提示していきたい。
- ・ 昨年度も指摘したが、ピアレビューは他課題に比べ期待に対する評価を踏まえた相対的に高い点数となっている。ステージゲートに向けて、計画と成果を踏まえた客観的評価に基づき委員同士が十分に討議しあえるような場へ修正いただきたい。

⑫バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備

(総合評価 A)

- ・ 実施関係者間でのビジョンの共有及び連携は図られている。各テーマの進捗もX R L を基に把握しており、S I P 内外の産学官関係者が集うための会議体の集合体であるメタコンソーシアム設立を予定しているなど、社会実装を見越した取り組みも進められている。
- ・ 一方で、本課題の出口となる日本が目指すバーチャルエコノミー市場の姿とは何か、またデータの権利関係の考え方も含めて可視化することに期待したい。
- ・ ピアレビューは公平に実施されている。

⑬先進的量子技術基盤の社会課題への応用促進

(総合評価 A)

- ・ 2030 年の将来像に向けたシナリオを事業関係者等間で共有され、必要な体制構築、研究の推進が行われている。また、B R I D G E において実施されている量子関連の施策についてもP D が各省P D となり、取組全体の俯瞰の中でマネジメントを実施している。
- ・ 量子領域は各国での競争が激しい分野であることから、社会実装の観点でのK P I を設定し、我が国としてどのような市場、研究等を伸ばしていくのか、国際的な競争力をみながらの見直し、全体戦略等の中において、引き続きS I P の位置付けを明確にしつつ実施されることに期待したい。
- ・ ピアレビューについては、昨年度の評価結果を踏まえた評価プロセスになっている。

⑭マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築

(総合評価 A)

- ・ 本課題の主目的（起業とその支援）に向けて着実に実施されている。特にサブ課題C（マテリアルユニコーン予備軍創出）についてはX R Lを活用し、成果の具体的な進捗がある。
- ・ 一方、ユニコーン創出への取組は理解するものの、「S I P終了後の出口に向けて、データ駆動型のユニコーン創出プロセス」の要となるサブ課題A、B（エコシステムの構築）への対応をしていただきたい。併せて、現在の取組及び既存の調査資料を基にして、日本でユニコーンが育たない理由をどうブレイクスルーするかという取組となることに期待する。
- ・ ピアレビューは公平に実施されている。（事業化に造詣のあるメンバーで構成）

表 1 令和 6 年度 課題評価結果

課題	総合評価
豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築	A
統合型ヘルスケアシステムの構築	A+
包摂的コミュニティプラットフォームの構築	A
ポストコロナ時代の学び方・働き方を 実現するプラットフォームの構築	A
海洋安全保障プラットフォームの構築	A+
スマートエネルギーマネジメントシステムの構築	A
サーキュラーエコノミーシステムの構築	S
スマート防災ネットワークの構築	A+
スマートインフラマネジメントシステムの構築	A
スマートモビリティプラットフォームの構築	A
人協調型ロボティクスの拡大に向けた 基盤技術・ルールの整備	A-
バーチャルエコノミー拡大に向けた基 盤技術・ルールの整備	A
先進的量子技術基盤の社会課題への応 用促進	A
マテリアル事業化イノベーション・育 成エコシステムの構築	A

(※) 総合評価の評点（得点）と評価の関係は以下による。

得点率（160 点満点）	点数	総合評価
90%以上	144 点以上	S
80%～90%	128 点以上 144 点未満	A+
60%～80%	96 点以上 128 点未満	A
40%～60%	64 点以上 96 点未満	A-
20%～40%	32 点以上 64 点未満	B
20%未満	32 点未満	C

環境研究総合推進費 令和7年度新規課題公募要領（抜粋版）

1. 推進費の目的と研究の性格

○環境政策に貢献することを目的としています。

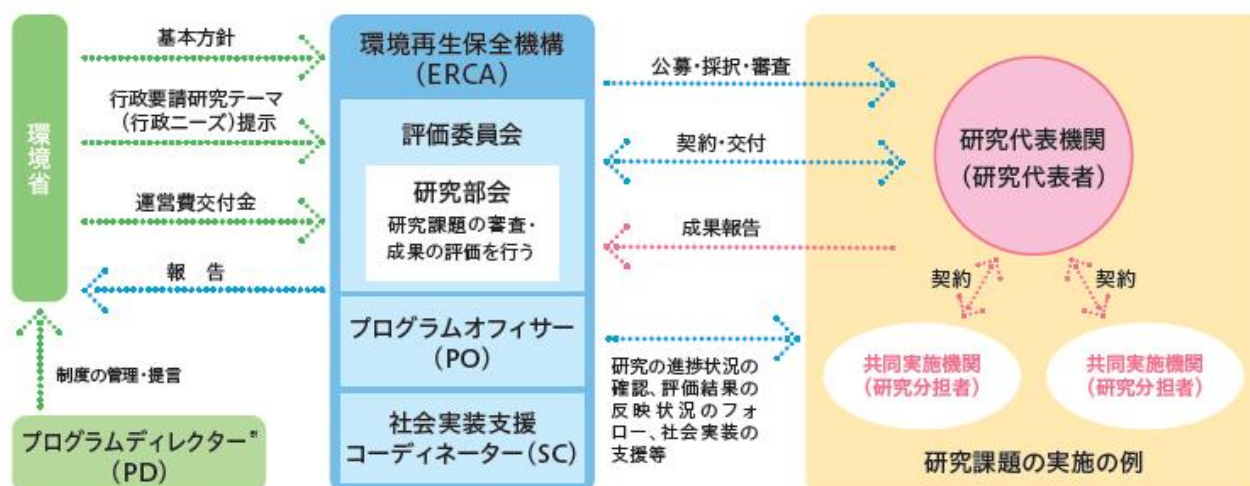
推進費は、重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題（重点課題）の解決に資する環境行政ニーズを提示することを通じて、環境研究・技術開発を着実に実施するとともに、その成果が持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策（以下「環境政策」という。）への貢献・反映をし、社会課題の解決につなげることを目的としています。このため、想定される研究成果により環境政策への貢献・反映、社会課題の解決が期待できることが、採択の条件となります。

○競争的研究費です。

推進費では、研究者より応募された研究課題候補を、外部学識経験者等による審査に付し、必要性（環境行政上の意義、科学的・技術的意義）、有効性（研究目標の達成可能性、環境政策等への貢献度、成果の波及効果）、効率性（研究体制・研究計画の妥当性・研究経費の妥当性）の観点から評価し、競争的に選定・採択します。

2. 推進費の実施体制

ERCAは、推進費の配分機関として、新規課題の公募及び審査、研究費の配分・契約、中間・事後評価等の業務を行っています。推進費の基本方針の検討・策定、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の策定・提示、環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価については、環境省で実施しています。



※環境省では、豊富な研究経験のあるプログラムディレクターを配置し、制度の適切な運用を行います。

3. 研究開発の対象

(1) 公募区分

令和7年度新規課題の公募区分は、表1のとおりです。各公募区分の詳細は、Ⅱ. (本要領p. 37)
Ⅲ. (本要領p. 52)をご参照ください。

表1 令和7年度新規課題公募区分

公募区分	研究開発費の 支援規模 (注1)	研究期間 (注2)	委託費・ 補助金の別
環境問題対応型研究			
環境問題対応型研究 (一般課題)	4,000 万円以内／年	3 年以内	委託費
環境問題対応型研究 (技術実証型) (注3)	4,000 万円以内／年		
環境問題対応型研究 (ミディアムファンディング枠)	2,000 万円以内／年		
次世代事業 (注4) (補助率 1 / 2)			
ア. 「技術開発実証・実用化事業」	1 億円以内／年	3 年以内	補助金
イ. 「次世代循環型社会形成推進技術 基盤整備事業」	2 億円以内／年		
革新型研究開発 (若手枠)			
革新型研究開発 (若手枠 A)	600 万円以内／年	3 年以内	委託費
革新型研究開発 (若手枠 B)	300 万円以内／年		
戦略的研究開発 (注5)			
戦略的研究開発 (Ⅰ)	3 億円以内／年	5 年以内	委託費
戦略的研究開発 (Ⅱ)	1 億円以内／年	3 年以内	

注1：間接経費（30％）、消費税を含む1年間の上限額。

注2：研究期間は1年単位で申請が可能です（但し、戦略的研究開発を除く）。

注3：環境問題対応型研究（技術実証型）は、技術開発成果の社会実装を目指し、当該技術の実用可能性の検証を行う課題となります。

注4：「技術開発実証・実用化事業」は、全ての研究対象領域において実証・実用化を図ることを目指した事業であり、「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」は、資源循環領域において、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進に関するもので、実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発する事業となります。

注5：「戦略的研究開発」は、公募に際して、あらかじめ環境省が研究プロジェクトを構成する研究テーマを提示し、各テーマを構成する研究課題（サブテーマ）を公募します。

(2) 公募研究領域と重点課題

令和7年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）（以下「推進戦略」という。）の構成に沿った5つの研究領域で行います。各研究領域において、中長期的な社会像の実現に向けた研究・技術開発を推進するために、今後5年程度で重

点的に取り組むべき課題として示された「重点課題」は、表2のとおりです。

応募に当たっては重点課題と対応する研究領域を選択してください（「戦略的研究開発」を除く。）。重点課題は「主」、「副」の2つまで選択することが可能です。より重視する重点課題を「主」として選択し、令和7(2025)年度環境研究総合推進費申請書（以下「申請書」という。）及びe-Radの研究領域欄には、「主」とした重点課題に対応する研究領域を記入してください。審査は研究領域ごとに設置された研究部会にて行います。

表2 公募研究領域と重点課題

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
統合領域	【重点課題①】持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示及びその実現 【重点課題②】環境・経済・社会の統合的向上 【重点課題③】ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合的な実現 【重点課題④】災害・事故に伴う環境問題への対応 【重点課題⑤】グローバルな課題の解決及び国際協調・国際競争力の強化
気候変動領域	【重点課題⑥】気候変動緩和策 【重点課題⑦】気候変動適応策 【重点課題⑧】地球温暖化現象の解明・予測・対策評価 ※本領域における研究・技術開発は、特定の産業の発達、改善、調整を目的としているものではありません。
資源循環領域	【重点課題⑨】地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築 【重点課題⑩】ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 【重点課題⑪】社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保
自然共生領域	【重点課題⑫】生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発 【重点課題⑬】生態系サービスの持続的な利用やシステム解明
安全確保領域	【重点課題⑭】化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進 【重点課題⑮】大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明 【重点課題⑯】水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明

※エネルギー起源CO₂（注1）の排出抑制を主たる目的とした技術開発は公募対象外とします（エネルギー起源CO₂の排出抑制を主たる目的とした技術開発はエネルギー対策特別会計事業（注2）の対象となります。）。非エネルギー起源CO₂の排出抑制を目的とした研究提案は公募対象です。

注1：エネルギー起源CO₂とは、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を指します。

注2：環境省ホームページ「エネ特（エネルギー対策特別会計）とは」

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/about/>

なお、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）については、以下をご参照ください。

○環境省：環境研究・環境技術開発の推進について

<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

(3) 行政要請研究テーマ（行政ニーズ）

行政要請研究テーマ（行政ニーズ）は、前項で示した公募研究領域の16の重点課題ごとに、環境省各部局が速やかに研究成果を環境政策に反映するため、今後2、3年間に必要となる環境研究・技術開発のテーマを設定したものです。本公募においては、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）に適合する研究・技術開発の提案を重視しますが、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）への適合は申請にあたっての必須条件ではありません。

今回、環境省が設定した各重点課題の行政要請研究テーマ（行政ニーズ）は「別添資料1 令和7年度新規課題に対する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について」をご参照ください。

4. 令和7年度新規課題公募に関する特記事項

(1) 環境問題対応型（一般課題、技術実証型）に期待する予算規模

令和7年度新規課題公募では、より多くの研究開発提案に実施の機会を与えたいという観点から、環境問題対応型（一般課題、技術実証型）における年間の研究開発費の上限は4,000万円となりますが、3,500万円以下（最終年度3,400万円以下）の研究・技術開発を特に期待します。なお、3,500万円（最終年度3,400万円）を超えて申請する場合は、申請書の「5 各年度別経費内訳」にその理由等について記載してください。

(2) 一定の採択枠を設ける公募区分

令和7年度新規課題公募では、以下の公募区分について一定の採択枠を設けます。

1) 環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）

自然科学分野から人文・社会科学分野まで多様な分野からの研究提案、若手研究者からの研究提案など、より多くの研究提案に機会を提供することを目的として設置する申請枠で、環境問題対応型研究の研究開発費の年間支援規模が全研究期間2,000万円以内/年の規模で実施する研究課題。

環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）の詳細は本要領p.37「Ⅱ.1.（2）公募区分」をご参照ください。

※環境問題対応型研究（一般課題）のうち、研究開発費の年間支援規模が全研究期間2,000万円以内/年の申請課題は、全てミディアムファンディング枠として審査を行います。

なお、環境問題対応型研究（技術実証型）にミディアムファンディング枠はありません。

2) 革新型研究開発（若手枠）

自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、新規性・独創性・革新性に重点を置いた、若手研究者向けの募集枠である革新型研究開発（若手枠）として実施する研究課題。

なお、革新型研究開発（若手枠）への申請は、研究代表者及び研究分担者の全員が「令和7年4月1日時点で40歳未満であること」、又は「令和7年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満であること」を要件とします。

革新型研究開発（若手枠）の詳細は本要領p.37「Ⅱ.1.（2）公募区分」をご参照ください。

（３）特に提案を求める研究課題「多様な分野による知見により環境政策へ貢献する研究課題」

複雑化した社会問題を解決するに当たっては、環境による経済・社会への影響の分析を行い、充実した成果を得る必要があるが、そのためには自然科学のみならず人文・社会科学を含めたさまざまな分野の専門家を巻き込んだ取組が重要である。

令和7年度新規課題公募では、全ての公募区分において、環境政策への貢献・反映（成果の社会実装）をより一層推進するため、人文・社会科学分野の研究課題や、自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を総合的に活用した研究課題や、従来、環境分野として捉えられてきたテーマを超えた政策課題の解決にも貢献するような研究課題を奨励します。なお、該当する場合は、多様な分野による知見の活用が、環境政策への貢献・反映の促進にもたらす効果を申請書の所定の欄に具体的に記入してください。

（４）海外研究機関との研究連携について

国際共同研究による研究成果の最大化を目的として、研究課題を実施するにあたり、海外の研究機関に所属する研究者が自国等で独自に研究費を調達した研究と国際共同研究を実施し、その連携により研究成果に優れた効果をもたらすと思われる研究課題については加点を考慮します。

該当する場合は、当該研究機関の名称と連携内容（単なる意見交換、情報交換は除く。）及び当該連携が本研究成果にもたらす効果を申請書に具体的に記入してください。

（５）「研究目標」の設定について

計画的かつ効率的に研究を進めるため、研究終了時における到達点をあらかじめ明確にしてください。また、研究成果の最大化を図るため、意欲的、具体的かつ明確な目標を申請時に設定してください。

研究目標は中間・事後評価の際に、研究目標の困難度を踏まえて、年度研究計画の進捗・達成状況等を評価する基準となります。なお、研究目標は、契約締結後に研究者の都合で変更することはできません。

申請書の「３ 研究目標」には、本要領p.62の「別紙２ 研究目標の設定について」を必ず参照のうえ、研究課題全体及びサブテーマごとに、本研究の研究目的に対して、何を、どの水準まで達成するのかを具体的かつ明確に記載してください。

○環境研究総合推進費令和6年度 中間・事後評価要領

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/document/keiyaku_6_1.pdf

5. 過去の採択課題・実施中の研究課題について

過去の採択課題・実施中の研究課題については、以下のERCAホームページで公開している研究課題データベースをご参照ください。応募を予定している研究がどの研究領域に該当するのか判断が難しい場合や、推進費において既に実施されている研究課題との重複又は類似について確認する場合等に参考にしてください。

○環境研究総合推進費 研究課題データベース

https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_status=ing

検索条件入力画面

■ 研究課題名・キーワード

■ 研究区分 ?

☐ 環境問題対応型研究 ☐ 環境問題対応型研究（技術実証型）
☐ 環境問題対応型研究（ミディアムファンディング型）
☐ 革新型研究開発（若手枠） ☐ 次世代事業 ☐ 戦略的研究開発（FS）
☐ 戦略的研究開発（I） ☐ 戦略的研究開発（II）

■ 研究領域 ?

☐ 統合領域 ☐ 気候変動領域 ☐ 資源循環領域 ☐ 自然共生領域
☐ 安全保障領域

■ 研究開始年度

■ 研究課題番号

■ 研究状況（実施中/終了）

環境研究総合推進費ホームページの、画面右側のこちらのアイコンをクリックしてご利用ください。



○（参考）ERCA移管前に終了した課題一覧（環境省ホームページ）

https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai/syuryo_report/h29/h29_suishin_report.html

6. 応募手続

(1) 応募方法

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）での応募とします。

推進費〔委託費〕と推進費〔補助金〕で必要な書類が異なりますので、それぞれ本要領p. 37「Ⅱ. 推進費〔委託費〕に関する事項」又は本要領p. 52「Ⅲ. 推進費〔補助金〕に関する事項」をご参照ください。

(2) 応募期間の主なスケジュール

公募開始日時	令和6年9月13日（金）13時
公募締切日時	令和6年10月18日（金）13時 （e-Radでの応募書類の受付期限）

例年、締切り間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。e-Radへの情報入力には最低でも60分前後かかりますので、募集締切り前数日以上の余裕をもって申請してください。

また、e-Radでの応募に当たっては、公募区分ごとにシステムへの入り口が異なりますので、くれぐれもご注意ください。間違えた入り口から入り、別の公募区分に応募した場合は、ERCAにご相談ください。ただし、受理後は、公募区分の変更はできず不受理となりますので、ご注意ください。

※ 【重要】e-Radシステムへの登録について

推進費の応募に当たっては、e-Radシステムへの事前登録（研究機関、研究者情報、研究インテグリティに係る情報）が必要です。事前登録の詳細は本要領p. 10「Ⅰ. 7. (3) e-Rad使用に当たる事前登録」をご参照ください。e-Radに研究機関の登録がされていない場合は、登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。

※ 提出後の応募書類について、ERCAの受理後は、記入ミス等の訂正による再提出を含め、修正・差し替えは一切行うことができませんので、ご注意ください。

※ 受付期間以降に到着した書類のうち、遅延がERCAにおける事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募課題として受け付けません。

令和7年度環境研究総合推進費新規採択研究課題
環境問題対応型研究・次世代事業・革新型研究開発（若手枠）

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関
統合領域（統合部会）			
重点課題 【重点課題①】 持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示及びその実現 【重点課題②】 環境・経済・社会の統合的向上 【重点課題③】 ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合的な実現 【重点課題④】 災害・事故に伴う環境問題への対応 【重点課題⑤】 グローバルな課題の解決及び国際協調・国際競争力の強化			
環境問題対応型研究（一般課題、技術実証型）			
1-2501	県外最終処分・再生利用のシナリオ及び候補地選定プロセスに関する社会受容性の評価および深化に関する研究	保高 徹生	（国研）産業技術総合研究所
1-2502	タイヤ摩耗粉塵の河川・海洋流出量の精緻な推計と、それに基づく生態リスクの評価と低減に係る研究	仲山 慶	愛媛大学
1-2503	環境価値評価と経済モデリングを用いた「自然資本金計」の開発	栗山 浩一	京都大学
1-2504	サステナビリティトランスフォーメーションとローカルSDGsに関する研究	川久保 俊	慶應義塾大学
環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）			
IMF-2501	ARIESエコシステムサービス評価モデルと連携した再生可能エネルギー発電適地総合評価手法に関する研究	林 希一郎	名古屋大学
IMF-2502	地域特性を生かした脱炭素戦略づくりのための多角的な社会シナリオ分析	丸山 康司	名古屋大学
革新型研究開発（若手枠A・B） ※RA：年間支援規模600万円以内、RB：年間支援規模300万円以内			
1RA-2501	環境中の薬剤耐性菌の存在実態調査で微生物ダークマターにも焦点を当てられる培地の開発	星子 裕貴	北里大学
1RA-2502	ブロックチェーン技術を利用した保全活動の自助自立型の経済基盤構築	小川 浩太	九州大学
1RA-2503	Ce-NF配合型ハイブリッド接着接合技術の開発とその信頼性評価	荒川 仁太	岡山大学
1RB-2501	ESDコンピテンシーの獲得と行動変容のための評価フレームワークの構築	佐々木 織恵	国立社会保障・人口問題研究所
1RB-2502	「修理する権利」論：循環経済に向けたイノベーション・市場・環境に関する各制度の役割分担論の構築と研究チーム・ビルディング	橘 雄介	福岡工業大学

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関
気候変動領域（気候変動部会）			
重点課題 【重点課題⑥】 気候変動緩和策 【重点課題⑦】 気候変動適応策 【重点課題⑧】 地球温暖化現象の解明・予測・対策評価 ※本領域における研究・技術開発は、特定の産業の発達、改善、調整を目的としているものではありません。			
環境問題対応型研究（一般課題、技術実証型）			
2-2501	主要SLCF排出インベントリの精緻化及びトップダウン推計比較による高精度化	谷本 浩志	（国研）国立環境研究所
2-2502	気候変動による食糧生産への損失と損害のグローバルリスク評価	増富 祐司	（国研）国立環境研究所
2-2503	化石燃料起源二酸化炭素排出量グリッドデータ開発と地上観測による精度評価研究	齊藤 誠	（国研）国立環境研究所
2-2504	山地から海岸までの土砂動態および流域地形に及ぼす気候変動の中長期的な影響評価技術の開発と適応策の提案	有働 恵子	東北大学
環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）			
2MF-2501	木質飼料の積極的デザインによる牛肉生産からのGHG低減戦略	福間 直希	帯広畜産大学
2MF-2502	気候変動に対する生態系機能のレジリエンス評価手法の開発	野田 響	（国研）国立環境研究所
2MF-2503	気候変動予測のための速くて正確なエアロゾル雲相互作用モデル開発	梶野 瑞王	気象庁気象研究所
革新型研究開発（若手枠A・B） ※RA：年間支援規模600万円以内、RB：年間支援規模300万円以内			
2RA-2501	Emergent Constraintsとしてのデータ同化による気候変化予測不確実性低減	岡崎 淳史	千葉大学
2RA-2502	省エネ化・温室効果ガス排出削減を可能にする次世代超軽量固体冷媒の開発	許 勝	東北大学
2RA-2503	広域に拡大する熱帯林伐採が引き起こす森林から劣化植生へのレジームシフト：データ駆動型モデルを活用した温暖化緩和機能の総合評価	森 大喜	（国研）森林研究・整備機構
2RB-2501	気候変動影響を考慮した「適応型土地利用シナリオ」の構築と緩和・適応効果の評価	山崎 潤也	名古屋大学
2RB-2502	メタン燃焼に有効な活性金属カチオンのバーチャルスクリーニング	安村 駿作	東京大学
2RB-2503	アミン系固体吸収材を用いた二酸化炭素直接空気回収技術の開発加速のためのプロセスモデルの基盤構築	磯谷 浩孝	早稲田大学

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関
資源循環領域（資源循環部会）			
重点課題 【重点課題⑨】 地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築 【重点課題⑩】 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 【重点課題⑪】 社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保			
環境問題対応型研究（一般課題、技術実証型） ※G：技術実証型			
3-2501	フィルム型ペロブスカイト太陽電池の前処理を主軸としたリサイクルプロセス提案および易解体設計へのフィードバック	所 千晴	早稲田大学
3-2502	鉄道業界で発生する使用済みケーブルの湿式剥離技術開発およびリサイクルプロセス設計	熊谷 将吾	東北大学
3-2503	革新省エネ分離技術による廃水からの希少資源循環	根岸 雄一	東北大学
3G-2501	混紡繊維の分別・リサイクル技術の開発	宇山 浩	大阪大学
3G-2502	ポリオレフィン系プラスチックのケミカルリサイクル技術の実証開発	田村 正純	大阪公立大学
3G-2503	成長志向型プラスチック資源循環技術の実用化を促進する多面的実証	矢野 浩之	京都大学
環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）			
3MF-2501	PFAS含有廃棄物等に対する適正なりサイクル技術・システムの構築に関する研究	倉持 秀敏	（国研）国立環境研究所
3MF-2502	深層学習を活用した変動リサイクルポイント・システムの構築	佐藤 正弘	東北大学
3MF-2503	サーキュラー・エコノミー型ビジネス実現のための転換シナリオ設計に関する研究	木下 裕介	東京大学
3MF-2504	高純度廃プラスチックの物性構造相関解明とスパイラルアップリサイクル	白須 圭一	東北大学
次世代事業			
3J-2501	現場ニーズに立脚した分別・収集運搬・選別プロセスにおけるAI・ロボティクスソリューションの実用化開発	小野田 弘士	早稲田大学
革新型研究開発（若手枠A・B） ※RA：年間支援規模600万円以内、RB：年間支援規模300万円以内			
3RA-2501	生分解性バイオベース高吸水性ポリマーの開発	菅原 章秀	大阪大学
3RA-2502	資源循環に資する新規ユビキタス金属錯体の光機能化	小川 知弘	九州大学
3RA-2503	光加熱によるバイオガスからのワンパス低級炭化水素合成	山本 旭	京都大学
3RA-2504	炭素貯留と化学肥料代替の両効果を備えたALLバイオ炭成型肥料の開発	伊藤 貴則	北海道大学
3RB-2501	機械学習を活用した光計測、解析技術に基づく再生プラスチックの異材混入を想定した非破壊物性評価法の開発	中西 篤司	浜松ホトニクス株式会社
3RB-2502	剪断誘起メカノケミカル法を用いた新規バイオマス変換システムによる古紙からの乳酸製造	森 武士	（地独）北海道立総合研究機構
3RB-2503	高強度リサイクル炭素繊維強化複合材の創成と宇宙機用サンドイッチ材への応用	小野寺 壮太	九州大学

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関
自然共生領域（自然共生部会）			
重点課題 【重点課題⑫】生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発 【重点課題⑬】生態系サービスの持続的な利用やシステム解明			
環境問題対応型研究（一般課題、技術実証型）			
4-2501	小笠原地域における外来ネズミ類の根絶手法の開発	片山 雅史	（国研）国立環境研究所
4-2502	ツキノワグマの出没メカニズム解明の高度化と出没リスクの管理手法の開発	大西 尚樹	（国研）森林研究・整備機構
4-2503	希少淡水魚の網羅的系統維持と効果的再導入を可能とする生殖幹細胞の増殖・保存を基盤とした革新的生息域外保全技術の開発	太田 耕平	九州大学
4-2504	絶滅危惧鳥類のウイルス感受性に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス変異の影響評価	大沼 学	（国研）国立環境研究所
環境問題対応型研究（ミディウムファンディング枠）			
4MF-2501	特定外来生物キョンの関東平野への分布拡大阻止に向けた監視および早期防除システムの開発	亘 悠哉	（国研）森林研究・整備機構
4MF-2502	ツキノワグマの資源利用の流動性に基づく出沒要因の解明と出沒防止対策の開発	横山 真弓	兵庫県立大学
4MF-2503	特定第二種水生昆虫の保全手法および簡易モニタリング法の確立	大庭 伸也	長崎大学
4MF-2504	機械観測と市民参加型調査のシナジーをもたらす生物多様性音響観測支援システムの構築	吉岡 明良	（国研）国立環境研究所
4MF-2505	エビジェネティッククロックと環境DNAに基づく魚類個体群の年齢構成・繁殖推定	荒木 仁志	北海道大学
4MF-2506	土壌生態系のネイチャーポジティブに向けた大型土壌動物の定量情報再構築と生態系サービスの解明	角田 智詞	福井県立大学
革新型研究開発（若手枠A・B） ※RA：年間支援規模600万円以内、RB：年間支援規模300万円以内			
4RA-2501	小笠原における枯死植物利用昆虫の種多様性・種間相互作用の解明	吉田 貴大	東京都立大学
4RA-2502	画像解析による魚類群集定量モニタリング法の開発	石川 昂汰	東北大学
4RA-2503	隧道土壤中環境DNAによるモグラ類分布の網羅的調査と保全調査戦略の革新	今井 啓之	山口大学
4RB-2501	駆除されたスズメバチ類の巣を利用した生物相モニタリングの評価と開発	佐賀 達矢	神戸大学

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関
安全確保領域（安全確保部会）			
重点課題 【重点課題⑭】 化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進 【重点課題⑮】 大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明 【重点課題⑯】 水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明			
環境問題対応型研究（一般課題、技術実証型）			
5-2501	数値モデル、現地調査、衛星計測を統合した黄砂の中期予測、経済影響評価手法及び発生源対策立案手法の開発	弓本 桂也	九州大学
5-2502	豊かな瀬戸内海の実現に向けた最適栄養塩濃度の推定－播磨灘を例として－	森本 昭彦	愛媛大学
5-2503	環境動態モデルと実測による規制・未規制PFASの包括的な水道水源水質管理戦略と水質監視手法の構築	大野 浩一	（国研）国立環境研究所
5-2504	多様化する化学物質リスクへの対応と持続的な環境監視に資するダイオキシン類分析法の開発	橋本 俊次	（国研）国立環境研究所
5-2505	蓄積リンを新たな水質指標としたサンゴ礁保全に向けた陸域負荷低減戦略	安元 純	琉球大学
環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）			
5MF-2501	大気アンモニアの常時監視と移動観測に適した測定器の開発	長田 和雄	名古屋大学
5MF-2502	PFASの排出源推定と分布予測を可能とする広域地下水流動モデルの創出	細野 高啓	熊本大学
5MF-2503	PFASの魚類に対する有害性・蓄積特性の評価とその予測手法の開発	石橋 弘志	愛媛大学
5MF-2504	大気中マイクロプラスチックの生体影響推定・評価システムの構築に資する研究	友永 泰介	産業医科大学
5MF-2505	詳細な植物プロセスを組み入れた統合モデルによる森林のCO2吸収に対するオゾン影響の広域評価	渡辺 誠	東京農工大学
5MF-2506	水銀汚染地域における残留水銀の自然浄化能を考慮した運命予測とリスク評価	丸本 幸治	国立水俣病総合研究センター
革新型研究開発（若手枠A・B） ※RA：年間支援規模600万円以内、RB：年間支援規模300万円以内			
5RA-2501	アンモニア燃料船への適用を目指すブルシアンブルー型錯体からなる吸着材の新規合成方法	白田 初穂	（国研）産業技術総合研究所
5RA-2502	廃水中の硝酸イオンの電気/光電気還元による高選択的なアンモニア製造	川脇 徳久	東北大学
5RA-2503	藻場環境の保全に資する光ファイバ海洋モニタリング技術の構築	細木 藍	秋田大学
5RA-2504	向精神薬の長期曝露がメダカおよびその次世代の行動に与える影響～AOPの観点から包括的なリスク評価を目指して～	高井 優生	九州大学
5RA-2505	塩類集積土壌での植物の生育に及ぼすフミン酸修飾活性炭の影響	中村 彩乃	秋田大学
5RB-2501	水中健康関連微生物のオールインワン検出手法の開発	鳥居 将太郎	東京大学
5RB-2502	毒性PFASに対して高感度センシング能を有する光応答性ナノ空間の創製	芳野 遼	東北大学
5RB-2503	次世代の大気汚染評価に向けた酸化鉄エアロゾルの継続的モニタリングおよび長期トレンド解明	土屋 望	京都大学
5RB-2504	水中のPFASを可逆的に吸脱着し高速で分解除去する触媒の開発と連続水処理プロセスへの展開	松本 光	九州大学
5RB-2505	水・大気の包括管理を可能にする革新的な窒素分析システムの開発と標準化	森久保 論	（地独）東京都立産業技術研究センター

令和7年度環境研究総合推進費新規採択研究課題 戦略的研究開発（I）

S-24 気候変動適応の社会実装に向けた総合的研究 プロジェクトリーダー：脇岡 靖明（（国研）国立環境研究所）			
課題番号	テーマ名・サブテーマ名	テーマリーダー・サブテーマリーダー	所属機関
S-24-1	気候変動適応実践支援システムの構築と応用に関する研究	脇岡 靖明	（国研）国立環境研究所
S-24-1(1)	気候変動適応実践支援システムの構築	脇岡 靖明	（国研）国立環境研究所
S-24-1(2)	気候変動影響検出と原因特定に関する手法開発	渡邊 学	blue and tech株式会社
S-24-1(3)	気候変動適応のストーリーライン作成手法の開発	榎原 友樹	株式会社イー・コンサル
S-24-2	気候変動に対する地域単位の包括的な適応戦略の解析・創出	櫻井 玄	（国研）農業・食品産業技術総合研究機構
S-24-2(1)	農業における適応策の広域的・包括的施策の評価と提案	櫻井 玄	（国研）農業・食品産業技術総合研究機構
S-24-2(2)	河川洪水被害減少のための包括的適応策の評価と流域治水策の提案	風間 聡	東北大学
S-24-2(3)	森林管理・森林被害獣管理・土砂災害被害低減のための広域的・包括的適応策の評価と提案	中尾 勝洋	（国研）森林研究・整備機構
S-24-2(4)	水産業における地域の特性に合わせた効果的な適応策オプションの評価と提案	木所 英昭	（国研）水産研究・教育機構
S-24-3	都市域の気候変動リスク評価と適応戦略の解析	真砂 佳史	（国研）国立環境研究所
S-24-3(1)	水供給における気候変動リスクと適応戦略の提案と評価	真砂 佳史	（国研）国立環境研究所
S-24-3(2)	都市の規模に応じた洪水や海面上昇に対する適応戦略の提案と評価	横木 裕宗	茨城大学
S-24-3(3)	都市域熱環境の広域評価と緩和策を含む暑熱リスク低減策の提案と評価	高根 雄也	（国研）産業技術総合研究所
S-24-4	適応の社会実装に向けた異なるステークホルダーレベルでの課題の抽出とソリューションの提案	栗栖 聖	東京大学
S-24-4(1)	市民等における適応リテラシーの評価と促進	栗栖 聖	東京大学
S-24-4(2)	地方公共団体の気候変動適応計画とそれに基づく具体施策の評価	村山 顕人	東京大学
S-24-4(3)	国レベルの法制度・政策の整理と提案	鈿持 麻衣	関東学院大学
S-24-5	気候変動に伴う健康影響に関するデータ収集・データドリブンな解析	横堀 将司	日本医科大学
S-24-5(1)	熱中症アプリの開発と環境リスクデータの分析	横堀 将司	日本医科大学
S-24-5(2)	熱中症弱者（要配慮者）を対象とした環境リスク評価	神田 潤	帝京大学
S-24-5(3)	領域横断的・学際的熱中症環境リスク評価	島崎 淳也	関西医科大学

令和7年度環境研究総合推進費新規採択研究課題 戦略的研究開発（Ⅱ）

SⅡ-12 環境中における薬剤耐性と抗微生物剤の監視の枠組構築に向けた研究 プロジェクトリーダー：本多 了（金沢大学）			
課題番号	テーマ名・サブテーマ名	テーマリーダー・サブテーマリーダー	所属機関
SⅡ-12-1	公共用水域における薬剤耐性の監視手法の確立	本多 了	金沢大学
SⅡ-12-1(1)	公共用水域モニタリングに適した薬剤耐性指標の比較と評価	本多 了	金沢大学
SⅡ-12-1(2)	薬剤耐性の総量把握を可能とする包括的マーカーの開発	春日 郁朗	東京大学
SⅡ-12-1(3)	ゲノム解析による水環境中の薬剤耐性指標細菌とヒト・動物由来株との関連性の把握	渡辺 幸三	愛媛大学
SⅡ-12-1(4)	水圏・土壌圏における薬剤耐性獲得ポテンシャルの定量的把握	佐野 大輔	東北大学
SⅡ-12-2	薬剤耐性の発生源から水圏への排出動態の把握	原本 英司	山梨大学
SⅡ-12-2(1)	水圏における薬剤耐性の排出源追跡手法の開発	原本 英司	山梨大学
SⅡ-12-2(2)	下水道・浄化槽から薬剤耐性の排出動態の把握	西村 文武	京都大学
SⅡ-12-2(3)	医療機関からの薬剤耐性の排出動態の把握	清 和成	北里大学
SⅡ-12-2(4)	畜産施設・農地からの薬剤耐性の排出動態の把握	井原 賢	高知大学
SⅡ-12-3	残留抗微生物剤の水生態系への影響評価	山本 裕史	（国研）国立環境研究所
SⅡ-12-3(1)	残留抗微生物剤の水生生物を用いた生態リスク評価	山本 裕史	（国研）国立環境研究所
SⅡ-12-3(2)	公共用水域への残留抗微生物剤の排出負荷量推計手法の開発	小林 憲弘	国立医薬品食品衛生研究所

助成事業に関するフォローアップ調査結果(2024 年度)

I フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調査を実施した。

2020 年度から 3 年間助成を受けた 55 団体(つづける助成 11 団体、ひろげる助成 39 団体、プラットフォーム助成 1 団体、復興支援助成 4 団体)、及び 2018 年度から 5 年間助成を受けた 1 団体(フロントランナー助成)に対して、助成終了後 1 年超経過した時期に、活動状況に関するアンケート調査を実施し、すべての団体から調査票を回収した。

なお、調査対象団体のうち 1 団体からは 6 月にアンケートを回収したが、活動状況に変化があったため、8 月に再度アンケート回答を依頼、回収した。

II 助成を受けて行った活動について

(1) 活動の継続実施の有無

「地球環境基金の助成を受けて行った活動は現在も継続して実施していますか」という質問に対し、「自団体で継続している」と回答した団体は 50 団体(89%)、「他の団体で継続している」と回答した団体は 5 団体(9%)であり、何らかの形で活動を継続している団体は計 55 団体(98%:実質的な活動継続率)であった。

表1 活動の継続実施の有無

区 分	対象団体数 56 件	
	件 数	構成比
a. 自団体で継続している	50	89%
b. 他団体で継続している	5	9%
c. 継続していない	1	2%

「継続していない」と回答した団体の主な理由は、以下のとおりであった。

表2 活動を継続していないと回答した理由

区 分	件数
a. 活動の目的を達成した。	0
b. 活動の効果が表れなかったため、実施していない。	0
c. 団体の活動を休止または団体を解散した。	0
d. 運営体制に問題があり、実施できなかった。	1
e. 資金不足のため実施できなかった。	0
f. その他	0

(2)活動の達成状況について

自団体で活動を継続している 50 団体を対象として、助成活動終了時と現時点のアウトカム目標の達成状況について質問し、%表記で得た回答を取りまとめたところ、以下のような結果となった。

表 3 助成活動終了時(2022 年度末)と現時点(2023 年度末)の達成状況の比較

	件 数
改善	25
変化なし	21
悪化	4

(3)活動の規模の現状について

自団体で活動を継続している 50 団体を対象とした、「活動の規模はどのように変化しましたか」、「地球環境基金の助成を受けて行った活動は、現在上位目標の達成のために十分な規模で実施できていますか」という質問への回答は次のとおりであった。

表 4 活動の継続実施の規模

回 答 項 目	対象団体数 50 件			
	件 数	構成比	活動の規模の現状について	
			うち 「十分」	うち 「十分でない」
a. 拡大した	24	48%	21	3
b. 変わらない	14	28%	12	2
c. 縮小した	12	24%	3	9
			36(72%)	14(28%)

※端数処理により、合計があわない場合がある。

「拡大した」または「変わらない」と回答した団体は 50 団体中 38 団体であり、76%の団体が助成を受けた期間と同程度以上の活動規模を維持している。一昨年度の 92%(24 団体中)、昨年度の 75%(55 団体中)と比較すると、母数が少なかった一昨年度の結果を除き、同じような割合である。

また、「活動の規模は十分」と答えた団体数の割合は、72%(36 団体中)であり、一昨年度 83%(24 団体中)、昨年度 60%(55 団体中)と比較しても特に傾向はみられなかった。

以下に、活動の規模が拡大した、あるいは縮小したと回答した団体について、その理由をまとめる。

拡大したと回答した団体の事例(抜粋)

●基金助成活動そのものの量的な増加

- ・2024 年度から新たに助成を受けることができ、新規学部を開設して活動を拡大できた。
- ・新たな地域エネルギー事業を拡大・継続している。
- ・気候市民会議を開催しようとする動きが関東周辺を中心に顕著になり、当研究所としてその支援活動を活発に展開し続けている。

●基金助成活動の成果を生かしている

- ・地球環境基金の助成を受けて行った活動の成果のうち、科学的業績を論文としてまとめて出版し広く公表する。
- ・(団体が作成した)環境教育カリキュラムを採用する学校が隣の県まで広がり、小学校だけでなく中学校でも始まった。
- ・保全活動に関わる地域主体が増加した。また、当団体以外の方々による情報発信が強化された。

●行政との協働、協力

- ・市を巻き込んで再エネと公共交通利用を実施し、環境省より先行地域認定も取得。また、ウォーカブルな交通まちづくりを継続中。
- ・地元教育委員会からの評価も高まり、協力や必要な情報が得やすくなった。(団体 A①)
- ・町から山林整備事業遂行団体として認定を受けた。

●外部との連携

- ・(連携先である)自然保全グループが、地域プロジェクトサークルと合併して活動の幅を広げることとなった。
- ・他団体との協働により「森林の生物多様性を高める森づくり」をテーマとしたイベントを実施するようになった。
- ・地元の有識者や外部の団体との活動連携が進んだ。(団体 A②)
- ・全国で山岳保全団体を立ち上げようとしている方々への助言や指導が増えた。国立公園でのヒグマ・トイレ・山岳保全・利用に対する提言や助言する機会が増えた。

●活動地域の拡大、横展開

- ・他団体と共同で JICA 事業として近隣地域で活動中、また実施事業地でも活動は継続している。
- ・活動地域を四国沿岸に拡大し、より広範囲での調査研究活動、プラットフォーム構築を進めている。
- ・地球環境基金で開始した活動をモデルとし、ネパール国内の別の県で活動を実施してい

る。

縮小したと回答した団体の事例(抜粋)

●基金活動そのものの量的な現象

- ・2023 年、鳥インフルが流行した時に、当プロジェクトの鶏たちが感染し、大きな被害が出た。

●活動内容の調整・変更

- ・助成を受けて作成した報告書や普及啓発キットを活用する活動のみ続けている。
- ・実施したフォーラムの結果の広報等を中心に実施。
- ・生息状況調査で一定の成果を得たため、規模を縮小して経年変化の把握にシフトした。
- ・新たな植林は行っていないが、メンテナンスを継続している。
- ・自団体から他団体に伝播していった結果、自団体単独で担う事業が縮小した。

●資金・人材面

- ・2023 年度は活動資金が確保できず、2024 年度は予算規模と活動内容を 1/3 に縮小して活動を開始した。
- ・当団体が割く人員を削減。取組みは継続しているが、効果的な事業 PR の場が減っている。
- ・資金不足で観察会や啓発イベント活動回数が減少。

(4)活動の継続実施の人数について

自団体で活動を継続している 50 団体を対象とした、「活動人数は、どのように変化しましたか」、また「地球環境基金の助成を受けて行った活動のスタッフ人数(常勤または非常勤スタッフ)は、現在上位目標の達成のために十分な人数で実施していますか」という質問への回答は次のとおりであった。

表 5 助成活動の人数

回 答 項 目	対象団体数 50 件			
	件 数	構成比	活動の人数の現状について	
			うち 「十分」	うち 「十分でない」
a. 増加した	11	22%	8	3
b. 変わらない	27	54%	13	14
c. 減少した	12	24%	3	9
			24	26

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

活動人数について、「変わらない」と回答した団体数が 27 件(54%)と最も多かった(昨年度 40%)。また、「減少した」と回答した 12 団体中 9 団体が「活動人数が十分ではない」と回答した。なお、常勤スタッフと非常勤スタッフの人数のいずれかが減少した団体について、人数の変化は以下のとおりである。

表 6 職員数の減少が見られた団体

団体名	2022 年度末→2023 年度末	
	常勤職員	非常勤職員
団体 A	2 人 → 1 人	4 人 → 6 人
団体 B	0 人 → 0 人	12 人 → 6 人
団体 C	3 人 → 3 人	1 人 → 0 人
団体 D	0 人 → 0 人	7 人 → 6 人
団体 E	0 人 → 0 人	6 人 → 3 人
団体 F	2 人 → 4 人	5 人 → 3 人
団体 G	2 人 → 1 人	3 人 → 2 人
団体 H	0 人 → 0 人	3 人 → 2 人
団体 I	1 人 → 0 人	1 人 → 1 人
団体 J	2 人 → 1 人	2 人 → 2 人
団体 K	5 人 → 4 人	2 人 → 2 人
団体 L	1 人 → 0 人	1 人 → 1 人
団体 M	2 人 → 2 人	3 人 → 2 人
団体 N	0 人 → 0 人	10 人 → 8 人

【人数が減少した理由】(抜粋)

- ・活動内容が縮小・変更しているため、全員の参加が難しくなった。
- ・調査規模を縮小したため。(注:調査で一定の成果が得られたため)
- ・基本的に個々のプロジェクトの実施に必要な要員を雇用しており、地球環境基金の支援終了(プロジェクト終了)をもち、常勤スタッフの雇用契約も終了となった。
- ・人員を割く予算の余裕がない。
- ・担当していた常勤スタッフが退職し、その補充ができていない。
- ・他団体との協業が増えたため、自団体の業務量が減り非常勤スタッフが減少した。
- ・人件費が出せないため。

(5)活動の継続実施の資金について

自団体で活動を継続している 50 団体を対象とした、「資金はどのように変化しましたか」、また「地球環境基金の助成を受けて行った活動の資金は、現在上位目標の達成のために十分調達できていますか」という質問への回答は以下のとおりであった。

表 7 活動の継続実施の資金

回 答 項 目	対象団体数 50 件			
	件 数	構成比	活動の資金の現状について	
			うち 「十分」	うち 「十分でない」
a. 増加した	12	24%	11	1
b. 変わらない	19	38%	15	4
c. 減少した	19	38%	5	14
			31	19

※端数処理により合計が合わない場合がある

「増加した」または「変わらない」と回答した団体が合わせて 31 団体、62%であった。この数字は、一昨年度(14 団体/30 団体、58%)、昨年度(26 団体/55 団体、47%)よりもやや高い割合である。

また、活動資金の変化について「減少した」と回答した団体のうち、現状の活動資金が十分でないと回答したのは 14 団体(19 団体中)であった。

「活動資金が増加した」と回答した団体の理由(抜粋)

- 新しいプロジェクトとして地球環境基金の助成金

●他の助成金／補助金を獲得

- ・JICA 事業の他、オランダからの教育関連の事業が開始した。
- ・プロジェクト成果もあって他の助成金等も獲得できるようになり、活動資金は増加した。
- ・地球環境基金の支援でプロジェクトを実施したことにより、森林回復に関しての活動の実施に対する自信が向上した。また、同様のプロジェクトを他の地域で実施することにもつながっている。

●委託事業を受託／自主事業

- ・エコツアーの件数が増加し、作成したハンドブックも販売している。
- ・コミュニティビジネスへの参加企業が1社増えた。
- ・広報チラシの定期的な配布により、本事業が地域に認識され、安定した集客ができています。
- ・神奈川県から県下で 24 年度 3 自治体、24 年度 3 自治体での実施について事業受託を受けている。

●寄付金／会費収入

- ・企業との協働事業件数の増加、会員の増加、寄付企業の増加。
- ・寄付を得ることができている。

「活動資金は変わらない」と回答した団体の理由(抜粋)

●新しいプロジェクトとして地球環境基金の助成金

- ・地球環境基金の特別助成に採用され継続している。前年度より予算が減った分は他の地域関係者と連携して活動費を確保している。
- ・活動拡大のための資金調達に十分な労力をさけない状況で、現在は地球環境基金以外の大口の資金調達は未実施である。他団体との連携を継続しながら、今回受けている地球環境基金の助成活動の中で今後の活動発展のための方策をまとめる予定。
- ・助成金の獲得件数に変化はない。

●委託事業を受託／自主事業収入

- ・必要な資金は行政からの請負や体験・講習会等により調達している。

●他団体との連携

- ・地球環境基金からの助成は終了したものの、助成期間後、同活動の意義に賛同・支援を行う団体につながることができたため。
- ・助成期間につながった企業・他団体との協力関係が継続している。
- ・2022 年度までに協働した団体が、それぞれ助成金などを確保したため。

●活動内容の変化

- ・セミナー等の開催や論文執筆広報活動が主である。モバイル・アプリを活用している。大きな資金は必要としない。

「活動資金が減少した」と回答した団体の理由(抜粋)

●活動体制の自立への移行

- ・ボランティア活動による仕組みづくりから、行政を巻き込んだ業務体制に基づく山岳保全の仕組みづくりへとシフトしているため。

●活動体制の自立には至っていない

- ・活動の経営が黒字の軌道に乗らないため。
- ・地域団体、当団体、個人のユーザーが負担して実施しているが、規模は十分ではない。
- ・他に申請をしないで、できるところまで頑張ろうということになった。

●他の資金獲得が難しい

- ・次なる財源確保が必要。
- ・他の助成金を得られていないため。
- ・他の助成金を受けているが、金額が小さくなった。

●活動規模の調整

- ・現在は会費と寄付のみで団体運営している。
- ・自主財源で調査を継続。エコツアー・観察会は県の助成金で実施。小学校授業は学校から謝金を受領。
- ・広報活動が中心であるため。
- ・助成金を受けておらず、活動も縮小している。

(6)助成終了後の現在の財源について

自団体で活動を継続している 50 団体において、助成活動終了後の現在の主な財源は以下のとおりであった。なお、本年度は事業収入として、g.事業収入(行政からの委託事業)、h.事業収入(商品やサービスの提供などの自主事業)に分けて調査を行った。

事業収入の財源として、g.事業収入(行政からの委託事業)、h.事業収入(商品やサービスの提供などの自主事業)を選択した団体は、計 28 団体(g. と h.を両方とも選択した団体は 5 団体)(56%)(28 団体/50 団体)でもっとも多く、次いでe.寄付金、f.会費と回答した団体が多かった。昨年度のフォローアップ調査で事業収入を選択した割合(49%、27 団体/55 団体)と比較すると、大きな違いはなかった。

表 8 助成終了後の財源(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 50 件	
	件 数	対象団体数に対する割合
事業収入計※	28	56%
h. 事業収入 (商品やサービスの提供などの自主事業)	20	40%
g. 事業収入 (行政からの委託事業)	13	26%
e. 寄付金	27	54%
f. 会費	22	44%
d. 地球環境基金	17	34%
c. 民間財団の助成金	16	32%
b. 地方自治体の補助金・助成金	5	10%
a. 国の補助金・助成金(地球環境基金以外)	3	6%
i. その他	4	8%

※5 団体がh.とg.の両方を財源として回答

また、「その他」と回答した 4 団体からは、具体的に以下のような回答が得られた。

- ・なし。
- ・国外の助成金。
- ・地域団体からの当該事業への支援金。
- ・協力団体からの支援。

(7)助成活動の波及効果について

自団体が活動を継続している 50 団体において、助成活動の波及効果(活動の成果または協働の成果)については、以下のとおりであった。

表 9 助成活動の波及効果(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 50 件					
	件数	対象団体数 に対する率	うち 活動の成果		うち 協働の成果	
f. 他団体等とのネットワークが構築された。	32	64%	14	(44%)	18	(56%)
e. 他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった。	25	50%	24	(96%)	1	(4%)
k. 活動への参加者が増えた。もしくは、パンフレット等配布物の配布数が増えた。	23	46%	20	(87%)	3	(13%)
a. 組織が成長し、活動地域において NPO の中のつなぎ役になった。もしくは、リーダー的存在になった。	22	44%	12	(55%)	10	(45%)
b. 組織が成長し、受託事業が増えた。もしくは、地域のための業務が増えた。	18	36%	10	(56%)	8	(44%)
c. 助成活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を実施するようになった。	17	34%	11	(65%)	6	(35%)
g. 行政の政策に具体的な提言をし実現させた。	17	34%	9	(53%)	8	(47%)
l. メディアに掲載された。	16	32%	15	(94%)	1	(6%)
i. 地域の環境保護(保全)システムづくりに貢献した。	15	30%	8	(53%)	7	(47%)
j. 環境保全や保護を目的とした施設づくりに貢献した。	6	12%	5	(83%)	1	(17%)
d. 助成活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新たに設立された。	5	10%	4	(80%)	1	(20%)
m. 表彰を受けた。	4	8%	4	(100%)	0	—
h. 法令や条例等の制定や改正に貢献した。	3	6%	0	—	3	(100%)
n. その他	2	4%	1	(50%)	1	(50%)
o. 特になし	0	—	—	—	—	—

一昨年度、昨年度と比較して、順位や対象団体数の割合に大きな変動はなかった。他団体との関わりの中で存在感を高めていることが窺える。

また、その他と回答した団体からは、具体的に以下のような回答が得られた。

- ・活動内容と成果を、関連学会で論文として発表した。
- ・事例紹介の依頼を受けた(北九州市、福岡市)。

①メディアへの掲載について

「l.メディアに掲載された。」と回答した 16 団体から、以下のとおり回答があった。(複数回答可)

- | | |
|----------|-------|
| ・新聞 | 10 団体 |
| ・雑誌、専門誌 | 3 団体 |
| ・テレビ | 1 団体 |
| ・ラジオ | 3 団体 |
| ・ウェブ掲載など | 2 団体 |

一昨年度、昨年度と同様に新聞掲載が最も多かった。

②表彰について

「m.表彰を受けた。」と回答した 4 団体から、以下のとおり具体的な回答があった。

- ・緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰(2023 年度)
- ・第 20 回三浦保環境賞大賞(2024 年 2 月)
- ・「グリーン・オスカー」とも呼ばれる whitleyawar に選出された。
- ・おおさか環境賞

Ⅲ 団体の活動全般について

(1) 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて

組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて 56 団体から得られた回答は以下のとおりであった。

表 10 組織の拡充につなげるために、団体として必要なもの(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 56 件	
	団体数	対象団体数に対する割合
b. 人材の育成や確保	39	70%
f. 活動資金の安定化	37	66%
e. 地域・企業の連携や協力体制の確立	31	55%
h. 事務局組織の運営・強化	30	54%
d. 活動資金調達のための組織体制	29	52%
c. 活動の継続実施(実績を積むこと)	28	50%
a. 活動内容の周知方法の確立や拡大	19	34%
g. 会員増加	16	29%
i. その他	3	5%
j. 特になし	1	2%

上位 2 項目について、一昨年度、昨年度と同じ項目であり、また対象団体数に対する割合も同程度であった。

また、その他と回答した 3 団体からは以下のような回答が得られた。

- ・活動団体の知名度の向上
- ・活動の主体者の高齢化(に対する若返りが必要)
- ・伊達市や環境省等、公的機関からの金銭的支援が欲しい

(2) 団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳について

団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳について 56 団体から得られた回答は以下のとおりであった。

表 11 団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳(複数回答可)

	対象団体数 56 件	合計	中央値	最大値
区 分	件数			
a. 他の NPO、市民団体等	36	575	6.5	130
b. 行政	36	198	3.5	20
e. 大学	28	74	2	10
c. 企業	27	120	3	15
d. 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校	21	155	3	60
f. その他	13	61	2	30
g. 特になし	7			

日常的な情報交換をしている相手として、6 割以上の団体が、「a. 他の NPO、市民団体等」と回答しており、一昨年度、昨年度と同様情報交換先の数も多いことが分かった。

また、その他を選択した団体からは、以下のような回答が得られた。

- ・水族館・商工会議所
- ・独立行政法人国際協力機構(JICA)
- ・建築家協会
- ・地域の農業団体
- ・メディア関係
- ・専修学校
- ・無作為で参加した市民を中心として個人で形成されたネットワーク
- ・個人にて、同じ自然学校組織とオンラインにてミーティングをしている。
- ・国際自然保護連合日本委員会(IUCN)
- ・コミュニティ森林利用者グループ、地域にある学校と各学校の生徒が組織しているエコクラブ
- ・海外 NGO

(3)地球環境基金に対する要望について

地球環境基金に対する要望について、56 団体から得られた回答は以下のとおりであった。

表 12 地球環境基金に対する要望(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 56 件	
	団体数	対象団体数に対する割合
e. 常勤スタッフの人件費を認めてほしい。	31	55%
b. 事務作業を簡潔にしてほしい。(会計書類)	18	32%
a. 事務作業を簡潔にしてほしい。(申請書類、報告書類)	15	27%
d. 連携できそうな企業を紹介してほしい。	15	27%
c. 同様の活動をしている他団体を紹介してほしい。	4	7%
f. 会計をチェックする人を派遣してほしい。	3	5%
g. その他	9	16%
h. 特になし	7	13%

一昨年度、昨年度と比較して、順位や対象団体数に対する割合に大きな変化はない。

主な要望事項への対応としては、次のとおりである。

- ・最も回答数が多かった「e.常勤スタッフの人件費を認めてほしい。」に対しては、2025 年度の戦略プロジェクトより常勤職員の人件費を助成対象とする。また、通常助成においては2026 年度より助成対象とする方向で検討している。
- ・「b.事務作業を簡潔にしてほしい。(会計書類)」「a.事務作業を簡潔にしてほしい。(申請書類、報告書類)」に対しては、2023 年度に地球環境基金助成金申請システムの稼働を開始し、徐々に手続きがデジタル化されている。手続きは今年度中にはほぼ完全にシステムに移行される予定であり、助成先団体のさらなる手間軽減が期待される。

また、「その他」を選択した団体からは、以下のとおり具体的な回答が得られた。

- 助成対象費用及び上限額
 - ・旅費、とくに宿泊費が国内でも海外でも大幅に上がっているのを、基準を見直して欲しい。
 - ・助成団体への一般管理費も、助成の対象にしてほしい。今回は個人の代理人として支援したが、個人口座から海外への資金のやり取りには不安を感じた。今後は、代理人ではなく日本側のパートナー団体がある海外の団体のみ支援対象にしてはどうか。また、会計事務な

ども、個人として対応することは無理があることもたびたびあり、地球環境基金にはご迷惑をおかけすることもあった。団体ならば、職員間の連携で対応が可能なのではと感じた。

●事務局の業務改善

・採択されなかった申請については、申請内容の弱点について説明していただけるとありがたい。

・助成事業の実施後の事業成果公表のための出版について、必要に応じて助成を行ってほしい。あるいは出版社を斡旋していただけないだろうか。

・同一団体の連続申請規制の緩和。

・目標設定におけるアドバイスを得たい。

・助成対象を明確にしていきたい(映画上映会は対象として認められなかった)。

・活動の分野・課題(特に気候変動)によっては継続的な活動が必要であり、切れ目のない助成制度について検討いただきたい。

・活動内容に合わせた評価基準・方法を検討する余地があるのではないか。参加人数が数値目標なのは援助業界の長年の慣習だが、研修参加者のその後をフォローアップできて初めて意味をもつのではないか。評価方法もそろそろこれまでの経験を取り入れて見直す時期に来ているのではないか。

Ⅳまとめ

- (1)調査対象活動の 89%が自団体で活動を継続していた。また、他団体での活動継続を加えると、実質的な継続率は 98%(55 件/56 件)であった。これは、一昨年度の 90%(26 団体/29 団体)、昨年度の 97%(62 団体/64 団体)と比較すると、やや増加しているといえる。
- (2)活動規模や資金の増減、職員の増減の状況、その理由など、全体的な傾向において、昨年度の結果と特に大きな違いは見られなかった。
- (3)活動縮小の直接の理由として、新型コロナウイルスの影響をあげた団体はなかった。
- (4)組織の拡充につなげるために必要なものとして、人材の育成や確保(70%)(39 団体/56 団体)、活動資金の安定化(66%)(37 団体/56 団体)などと回答した団体が多く、これは昨年度とほぼ同じ割合であった。

Ⅴ総括

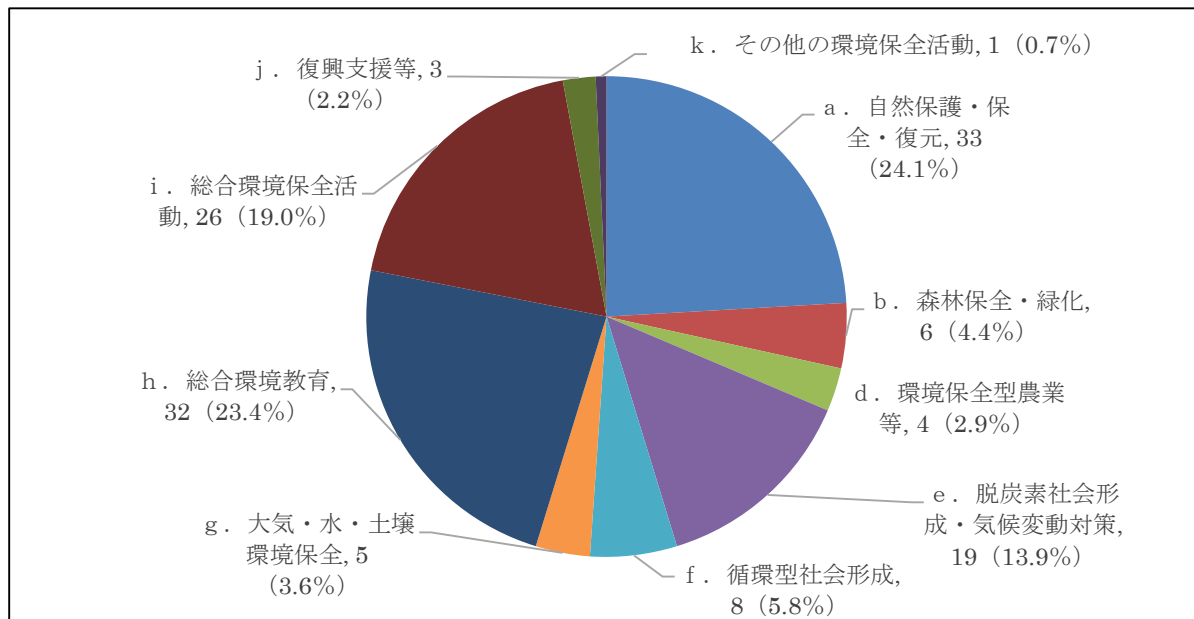
フォローアップ調査の実施については、対象とするすべての団体から調査票を回収し、適切に実施することができた。全体的に昨年度の結果と大きな違いはなかった。

行政など外部との協働・連携を行うことなどより、継続する活動の規模を拡大している団体の割合は 5 割程度(48%)であり、また、活動人数が増加した割合は 2 割程度(22%)と、活動基盤の強化が十分ではない状況が続いている

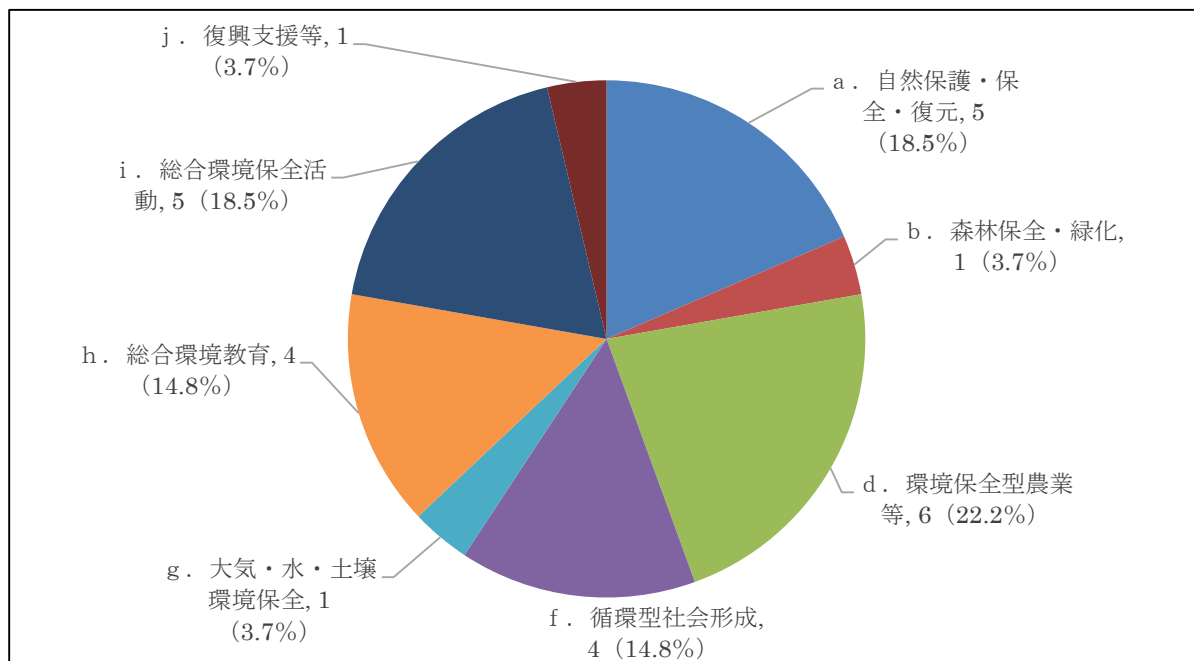
2025 年度からは、助成対象として活動基盤強化費及び人件費を順次導入予定であり、団体による活動基盤強化に向けた活用が期待される。

2024 年度助成金分野別件数内訳

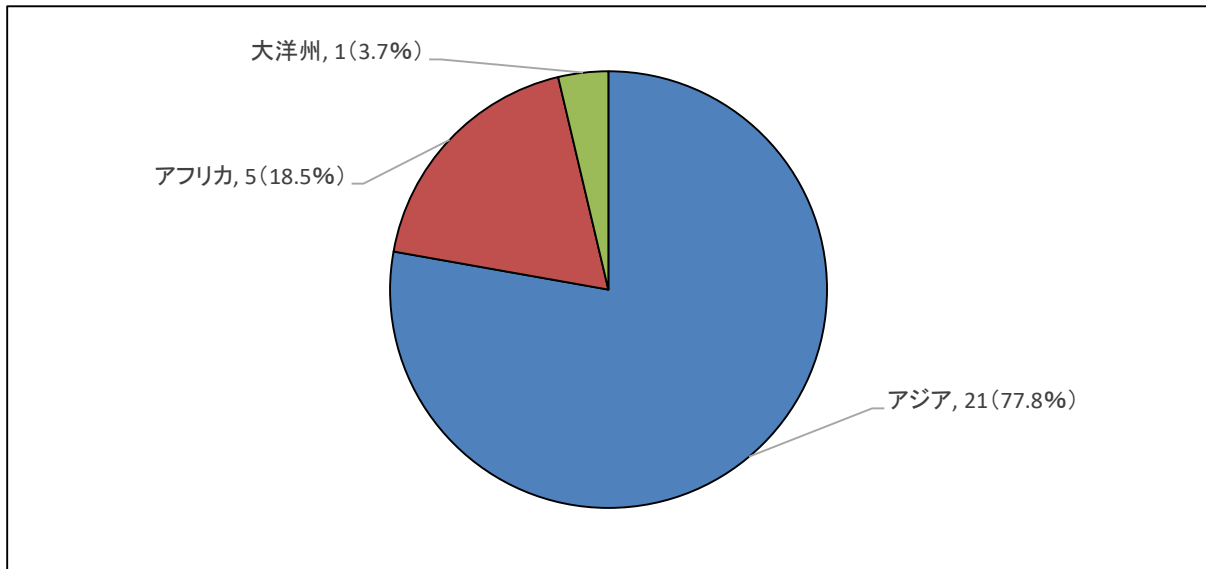
○活動分野別件数（国内）137 件



○活動分野別件数（海外）27 件

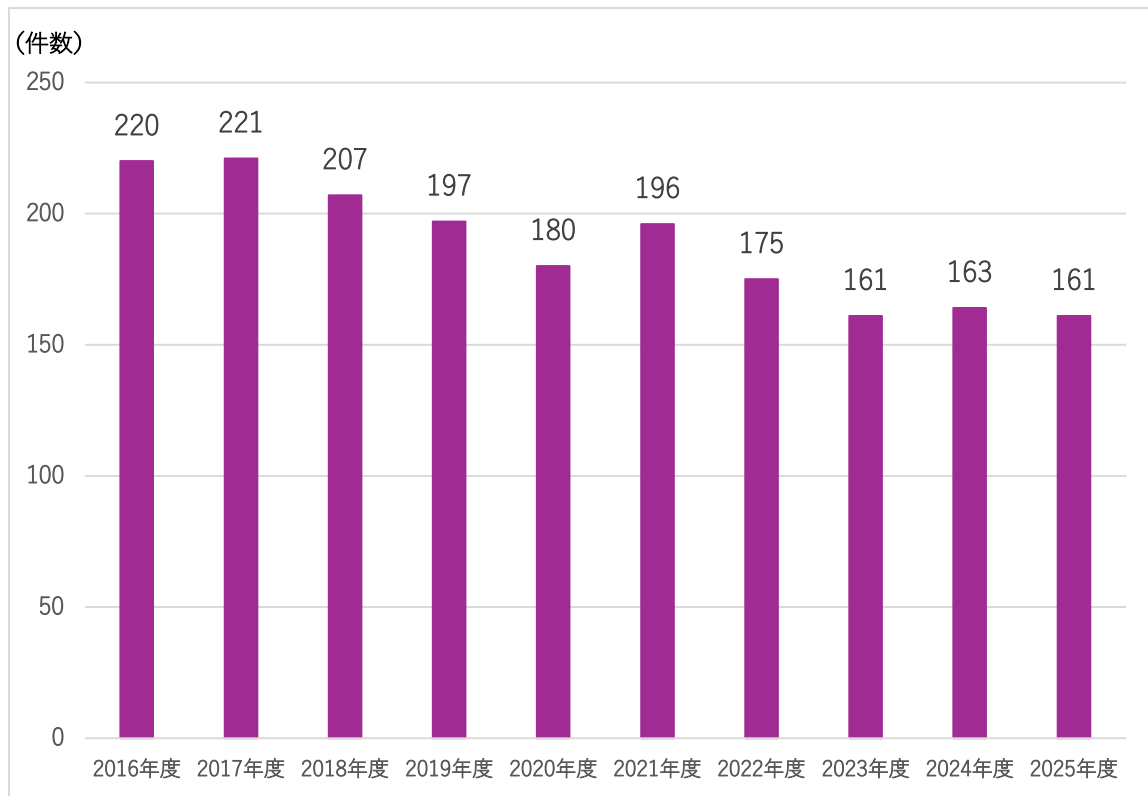


○海外案件 地域別件数

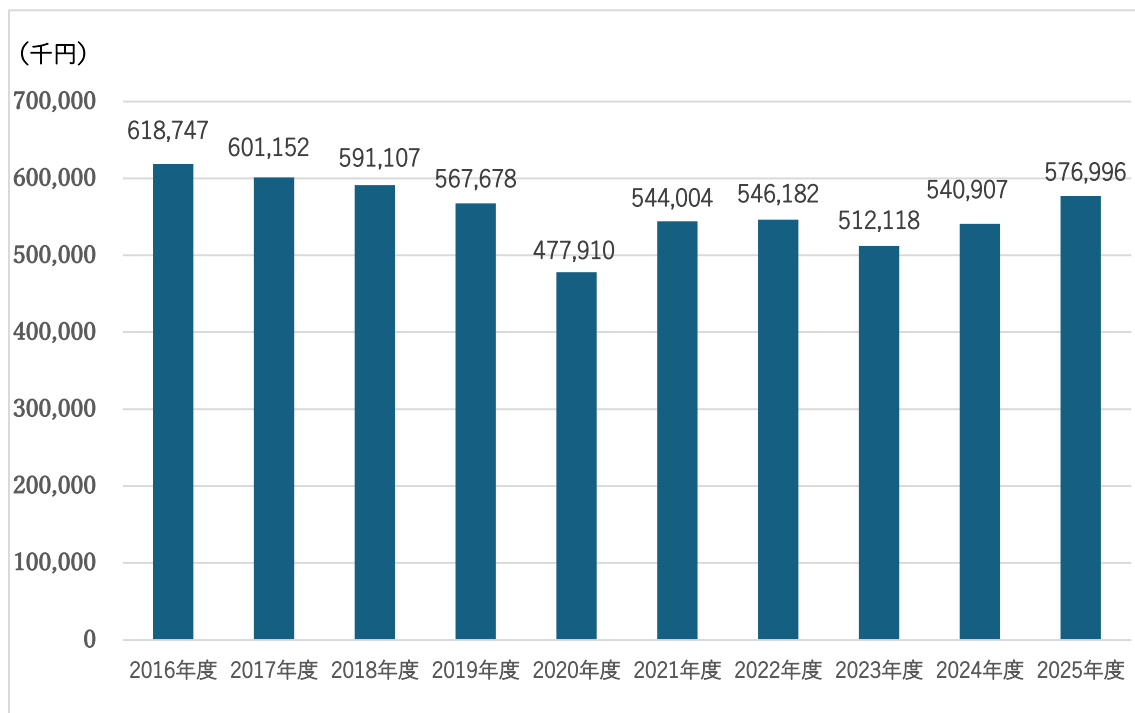


地球環境基金助成金件数・助成金額の推移

○助成件数の推移



○助成金額の推移



※2025 年度は助成件数・金額ともに内定ベース。

2024 年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要

1. 事後評価（書面評価）についての背景・経緯

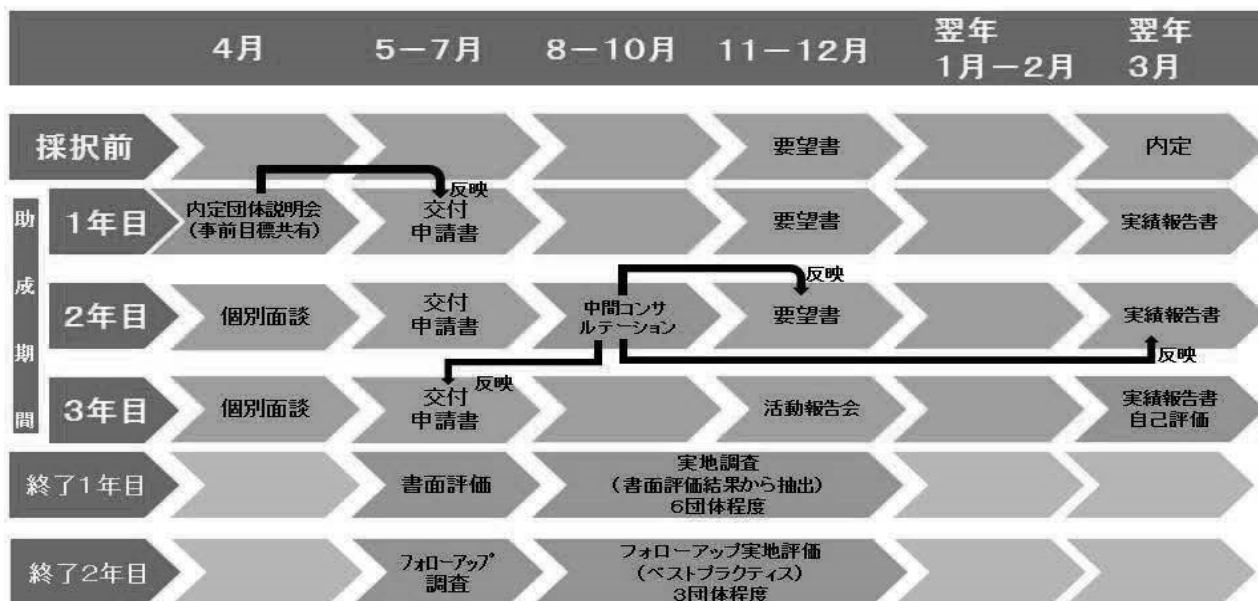
地球環境基金は、1993 年に設立以来、国内外の NGO・NPO 等民間団体が実施する環境保全活動に対し助成を行ってきた。2023 年度までに、その件数は延べ 5,976 件、総額 194 億円超の支援を実施してきたところである。

環境問題をめぐる課題は多様化しており、地球環境基金の助成事業は、ますますその重要性を増している。こうしたなか、国や国民等に対して事業成果の評価が求められており、2006 年度から外部専門家による事後評価を実施し、評価で得られた問題点、課題等の教訓を今後の助成事業への参考とするとともに、助成金募集要領や審査方針に反映させている。

なお、2014 年度に評価要領を改正し、評価制度を見直し、助成初年度に事前目標共有、2 年目に中間コンサルテーション、助成終了年度の翌年度に事後評価（書面評価）（以下「書面評価」という）を実施することとした。

このたび、2023 年度に助成を終了した活動について、地球環境基金評価専門委員会による書面評価を行った結果がまとまったので報告する。

【助成事業評価の流れ】



2. 書面評価の進め方

①実施団体の選定方法

2024年度の書面評価については、2023年度に助成を終了した活動(LOVE BLUE 助成を除く)のうち、3年以上の計画を有した活動 39 件を対象に行った。対象団体は別紙のとおり。

助成メニュー	活動区分(※)			計
	イ	ロ	ハ	
つづける助成	1 件	0 件	4 件	5 件
ひろげる助成	7 件	2 件	21 件	30 件
フロントランナー助成	1 件		1 件	2 件
プラットフォーム助成	0 件		2 件	2 件
計	9 件	2 件	28 件	39 件

※活動区分：活動は団体所在地及び活動地によって以下のように大別される。

イ 案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ロ 案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ハ 案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

②実施方法

地球環境基金から評価対象団体の資料(交付申請書、中間コンサルティング資料、活動実績報告書等)を評価専門委員に提示し、各委員は、担当する団体について資料に基づき書面評価チェックシートの評価項目に沿って採点とコメントの記載を行った。なお、原則助成 2 年目に中間コンサルティングを担当した委員による評価とし、「計画の妥当性」、「目標の達成度」、「実施の効率性」「助成活動の効果（見込み）」について総合的に評価を行った。

評点は、各項目 A：5 点、B：4 点、C：3 点、D：2 点、E：1 点とし、その合計点により上位、中位、下位に分類した。

3. 実施結果

20点満点中、上位（16点以上）が19団体、中位（12点～15点）が19団体、下位（11点以下）が1団体であった。

(参考)

分類	2024 年度評価	
	評価点数	件数
上位 (16点以上)	20	6件
	19	4件
	18	2件
	17	4件
	16	3件
中位 (12～15点)	15	3件
	14	11件
	13	2件
	12	3件
下位 (11点以下)	11	0件
	10	1件
	9	0件
	8	0件
	0～7	0件
		39件

2023 年度評価	
評価点数	件数
2 0	1 0 件
1 9	8 件
1 8	6 件
1 7	9 件
1 6	5 件
1 5	7 件
1 4	6 件
1 3	3 件
1 2	2 件
1 1	0 件
1 0	0 件
9	0 件
8	0 件
0 ～ 7	0 件
	5 6 件

また、全評価対象団体の総合平均点は、15.9 点(20 点満点)となった。活動区分ごとでは海外での活動(イ・ロ)の評価点が国内での活動(ハ)を上回っていた。評価項目別にみると、項目 1「計画の妥当性」が前回同様、最も高い結果となった。

※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、平均点の合計が合わない場合がある

	総数	活動区分		
		イ	ロ	ハ
評価件数	39 件	9 件	2 件	28 件
うち上位件数 (16 点以上)	19 件 (48.7%)	6 件	2 件	11 件
うち中位件数 (12～15 点)	19 件 (48.7%)	3 件	—	16 件
うち下位件数 (11 点以下)	1 件 (2.6%)	—	—	1 件
総合平均点	15.9 点	16.4 点	19.5 点	15.4 点
項目 1：計画の妥当性 (5 点)	4.1 点	4.1 点	5.0 点	4.0 点
項目 2：目標の達成度 (5 点)	4.0 点	4.2 点	5.0 点	3.9 点
項目 3：実施の効率性 (5 点)	4.0 点	4.1 点	4.5 点	4.0 点
項目 4：助成活動の効果 (5 点)	3.7 点	4.0 点	5.0 点	3.6 点
つづける助成	14.4 点	14.0 点	—	14.5 点
ひろげる助成	16.3 点	16.7 点	19.5 点	15.9 点
フロントランナー助成	14.5 点	17.0 点		12.0 点
プラットフォーム助成	14.0 点	—		14.0 点

参考：2023 年度 事後評価(書面評価)結果

	総数	活動区分		
		イ	ロ	ハ
評価件数	56 件	6 件	8 件	42 件
うち上位件数 (16 点以上)	38 件 (67.8%)	3 件	7 件	28 件
うち中位件数 (12～15 点)	18 件 (32.1%)	3 件	1 件	14 件
うち下位件数 (11 点以下)	0 件 (0.0%)	—	—	—
総合平均点	16.9 点	16.3 点	17.7 点	16.7 点
項目 1：計画の妥当性 (5 点)	4.4 点	4.3 点	4.5 点	4.4 点
項目 2：目標の達成度 (5 点)	4.1 点	3.8 点	4.5 点	4.1 点
項目 3：実施の効率性 (5 点)	4.2 点	4.0 点	4.4 点	4.2 点
項目 4：助成活動の効果 (5 点)	4.1 点	4.2 点	4.4 点	4.0 点
つづける助成	17.7 点	—	18.0 点	17.7 点
ひろげる助成	16.8 点	16.3 点	17.7 点	16.7 点
フロントランナー助成	14.0 点	—		14.0 点
プラットフォーム助成	17.0 点	—		17.0 点
復興支援助成	16.3 点			16.2 点

第10回全国ユース環境活動発表大会

1. 概要

主催：全国ユース環境活動発表大会実行委員会

(環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステイナビリティ高等研究所)

後援：読売新聞社

協賛：キリンホールディングス株式会社、協栄産業株式会社、SGホールディングス株式会社、株式会社タニタ、東芝プラントシステム株式会社

協力：環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）、地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）、ESD活動支援センター

2. 結果

団体名	活動チーム名	活動タイトル	結果
徳島県立小松島西高等学校	TOKUSHIMA 雪花菜工房×藻藍部	藻場の再生で環境ビジネス！ 海洋GXと海洋DXでウミノ経済循環型社会を目指して	環境大臣賞
宮城県農業高等学校	Re：温故知新	Re：温故知新	環境再生保全機構理事長賞
北海道岩見沢農業高等学校	自然エネルギー班	厄介者の見方を変えて味方にする！～雪ともみがらの循環利用による持続可能な農業経営の実現～	国連大学サステイナビリティ高等研究所 所長賞
愛知県立猿投農林高等学校	作庭チーム SAKUR☆	造園の力で地方創生！～地元資源と地場産業に活路を～	読売新聞社賞
愛媛県立長浜高等学校	水族館部	水族館部は救う、町も学校も！	高校生が選ぶ特別賞
群馬県立吾妻中央高等学校	環境工学研究部	救え！美野原土地改良区！～10年の成果で農地環境保全・創造モデルへ～	先生が選ぶ特別賞
青森県立名久井農業高等学校	FLORA HUNTERS AQUA	厄介者を資源に～緑化を支えるデュアルシステムの開発～	協賛企業特別賞
京都府立桂高等学校	TAFS 第2研究群 芝研究班	循環資源 MAP の利用促進～安定した食糧生産と脱炭素社会を目指して～	SDGs 活動特別賞

団体名	活動チーム名	活動タイトル	結果
北海道真狩高等学校	有機農業コース	北海道版リジェネラティブ農業実証試験～マメ科緑肥作物を用いた不耕起栽培～	優秀賞
山梨県立都留高等学校	つる探 総合ゼミ	私たちにできること～POSTMAN PROJECT～	優秀賞
長野県下伊那農業高等学校	チーム3A・3D	下伊那に「カッキ」を！～市田柿の持続可能生産をめざして～	優秀賞
京都府立宮津天橋高等学校	フィールド探究部	みんなの川塾～川を楽しみ、伝え、繋げる～	優秀賞
広島県立世羅高等学校	農業経営科	広島平和ミツバチプロジェクト	優秀賞
ノートルダム清心学園 清心女子高等学校	だるまがえるクラブ	ナゴヤダルマガエル友だち募集中！仲間を増やすための活動	優秀賞
宮崎県立都城商業高等学校	紙漉き文化再生プロジェクト	ミライへつなぐ手漉き和紙文化	優秀賞
熊本県立熊本農業高等学校	養豚プロジェクト	「くまもとの赤」で地域を元気に！～養豚ガールによる地方創生プロジェクト～	優秀賞

＜若手プロジェクトリーダー育成人数の推移＞

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	採択 人数	途中 離脱 ※1
第1期	16	14	12	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	16	4
第2期		10	9	8	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	10	2
第3期			12	10	8	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	12	4
第4期				10	7	7	(7)	(7)	(7)	(7)	(7)	10	3
第5期					5	7	6	(6)	(6)	(6)	(6)	9 ※2	3
第6期						13	12	12	(12)	(12)	(12)	14	2
第7期							8	7	6	(6)	(6)	8	2
第8期								7	6	6	(6)	8	2
第9期									7	7	6	9	3
第10期										8	8	9	1
第11期											4	6	2
年度末在籍者	16	24	33	28	20	27	26	26	19	21	18	-	-
修了者 累計				(12)	(20)	(28)	(35)	(41)	(53)	(59)	(65)		

※1：離脱者は全て自己都合による団体退職者

※2：第5期については当初7名でスタートしたが、2名離脱後、令和元年度当初に2名追加採択

令和6年度 地球環境基金振興事業 研修・講座実施状況一覧

研修・講座名		実施方法または開催地	開催日時等	参加者数	回答数	有意義回答率
組織基盤強化研修						
第1回	組織診断について学ぶ！組織診断・基盤強化のポイントの理解と、課題の深掘り～押さえておきたい基盤強化の視点と真の課題の発見～	オンライン	令和7年1月16日	21	16	62.5%
第2回	成功と失敗の分かれ目 関係者が主体的に動き出す協働事業～「巻き込む」を手放し、みんなを主役にする方法～	オンライン	令和7年2月6日	27	17	100%
若手プロジェクトリーダー研修						
9期生（3年目）	第1回	神奈川県川崎市	令和6年7月3日～7月4日	6	6	100%
	第2回	新潟県魚沼市	令和6年10月16日～10月18日	5	5	100%
	第3回	神奈川県川崎市	令和7年1月20日～1月21日	6	6	100%
10期生（2年目）	第1回	神奈川県川崎市	令和6年7月3日～7月4日	8	8	100%
	第2回	神奈川県川崎市	令和6年10月21日～10月22日	8	8	100%
	第3回	神奈川県川崎市	令和7年1月20日～1月21日	8	8	100%
11期生（1年目）	第1回	神奈川県川崎市	令和6年7月3日～7月4日	6	6	100%
	第2回	神奈川県川崎市	令和6年10月21日～10月22日	4	4	100%
	第3回	神奈川県川崎市	令和7年1月20日～1月21日	4	4	100%

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務の概要

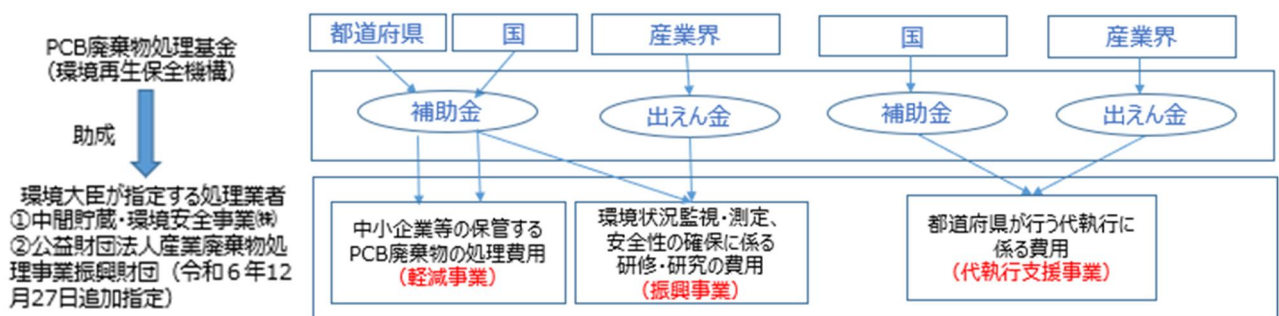
I 目的

- 1) 中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）
- 2) PCB 廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進（振興事業）
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 19 条の8第1項の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)第 13 条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減(代執行支援事業)

II 造成の方法

- 1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- 2) 産業界等（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。
- 3) 国が機構に対して補助金を拠出する。産業界（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えんの協力要請を行う。

III PCB 処理基金の仕組み



高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限	事業終了 準備期間
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、 廃変圧器、 廃コンデンサー 等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 3月31日まで (終了)	平成31年 3月31日まで (終了)	平成31年 4月1日から 令和4年 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	令和3年 3月31日まで (終了)	令和4年 3月31日まで (終了)	令和4年 4月1日から 令和7年 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	令和4年 3月31日まで (終了)	令和5年 3月31日まで (終了)	令和5年 4月1日から 令和8年 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県			
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県			
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物(安 定器、汚染物等、 3kg未満の廃変 圧器等及びこれ らの保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和3年 3月31日まで (終了)	令和4年 3月31日まで (終了)	令和4年 4月1日から 令和6年 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	令和5年 3月31日まで (終了)	令和6年 3月31日まで	令和6年 4月1日から 令和8年 3月31日まで

(環境省・経済産業省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋)

維持管理積立金管理業務の概要

I 目的

特定最終処分場を埋立終了後も適正に維持管理するために、必要な費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立てるもので、平成 9 年廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)の改正により創設された制度である。

II 維持管理積立金の仕組み

1) 積立て義務

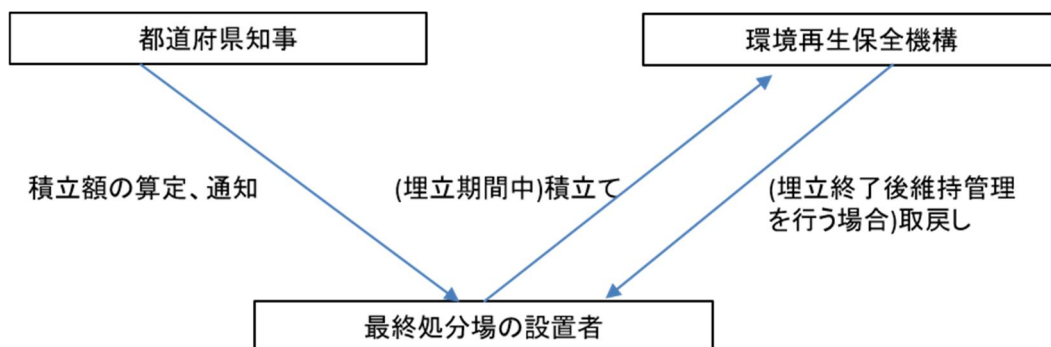
特定最終処分場の設置者は、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、積立を行う。
毎年度の積立額は都道府県知事等が算定する。

2) 積立金の管理

機構は、維持管理積立金を管理する。法令に基づき利息を付す。

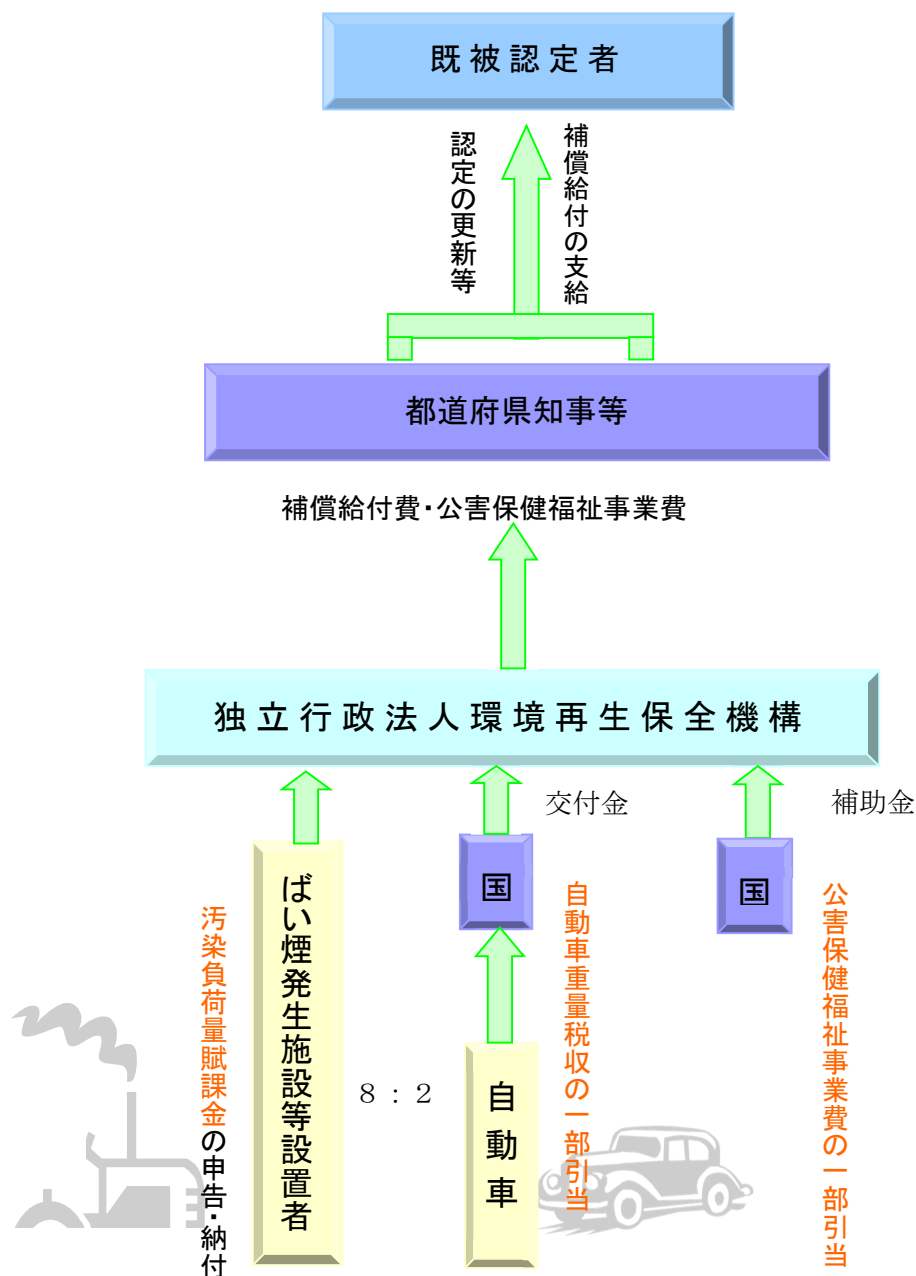
3) 積立金の取戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、維持管理積立金を取り戻し、維持管理費用に充てる。

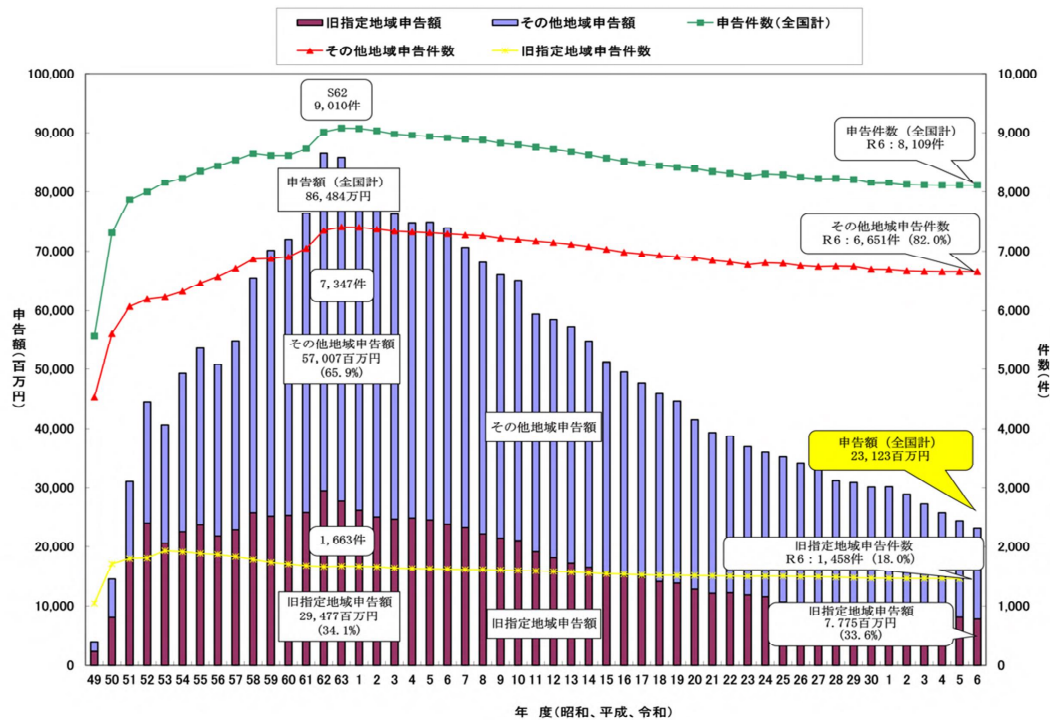


公害健康被害補償制度の概要

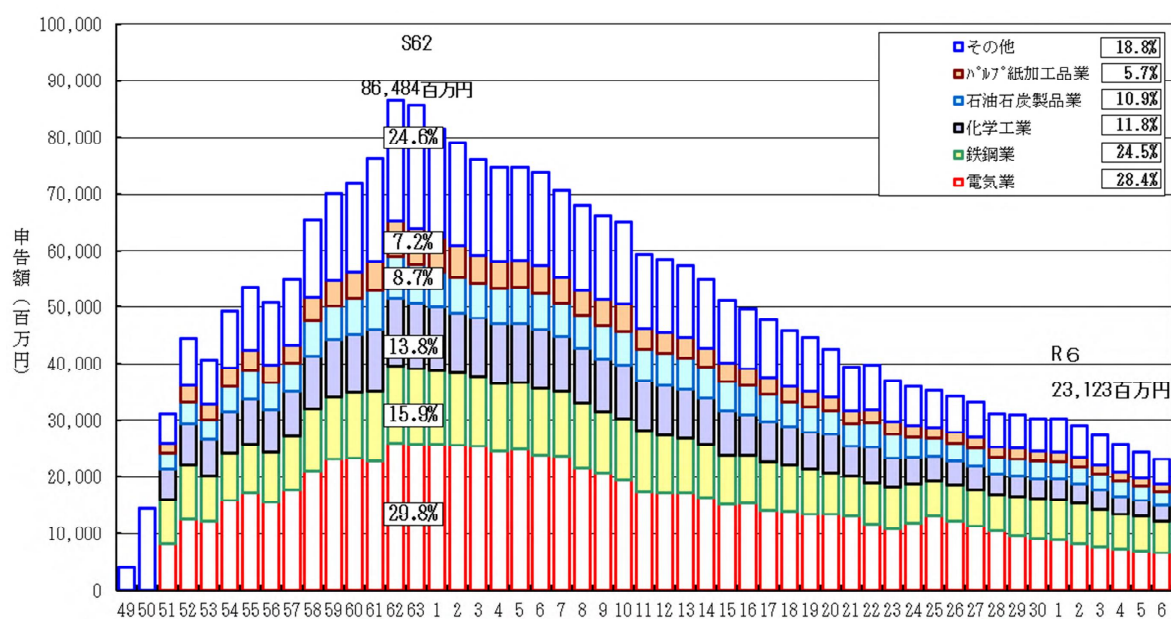
- [制度の発足] 昭和 49 年 9 月（昭和 63 年 3 月改正法施行）
- [制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。
- なお、昭和 63 年 3 月の制度改正により旧第一種地域（41 地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。
- [制度の内容] 公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46 県市区）に納付するというものです。
- [本制度の概要]



汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移



汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

(単位：件、千円)

区 分	令和5事業年度		令和6事業年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	502	2,566,381	502	2,341,817
青森	94	181,755	94	143,199
岩手	108	129,158	108	121,465
宮城	132	186,592	132	190,738
秋田	105	206,814	105	165,987
山形	77	101,601	77	94,443
福島	142	646,584	142	581,030
茨城	212	1,200,979	214	1,227,469
栃木	159	136,914	159	133,189
群馬	132	129,587	132	124,530
埼玉	283	137,839	283	137,351
千葉	270	1,094,051	270	1,019,780
東京	659	561,251	659	537,019
神奈川	399	1,202,462	398	1,126,008
新潟	177	323,341	177	314,696
富山	121	231,195	121	210,631
石川	64	33,669	64	34,111
福井	68	133,616	68	127,925
山梨	45	12,987	45	12,522
長野	129	68,219	131	63,451
岐阜	151	188,536	148	177,899
静岡	329	417,711	328	397,459
愛知	601	2,338,639	601	2,156,328
三重	162	887,467	162	903,904
滋賀	109	102,724	109	97,853
京都	125	88,035	125	81,466
大阪	544	766,292	544	716,995
兵庫	390	898,055	391	830,698
奈良	65	28,082	65	26,926
和歌山	71	348,343	72	316,844
鳥取	35	70,856	35	69,809
島根	63	86,988	62	81,213
岡山	186	2,051,175	187	2,139,196
広島	186	871,601	186	916,442
山口	155	968,024	155	918,721
徳島	56	157,574	56	151,160
香川	70	436,382	70	410,477
愛媛	93	563,470	93	500,146
高知	38	52,683	38	50,854
福岡	268	1,071,414	268	1,005,933
佐賀	59	108,102	59	84,926
長崎	64	380,478	64	326,921
熊本	101	83,998	101	80,162
大分	90	1,257,244	90	1,140,803
宮崎	70	386,900	70	332,026
鹿児島	89	159,777	88	150,288
沖縄	61	338,476	61	350,103
計	8,109	24,394,021	8,109	23,122,911
過年度分	10	892	8	642
合 計	8,119	24,394,912	8,117	23,123,553

申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

(単位：件、千円)

区 分	令和5事業年度				令和6事業年度			
	件 数	比率 (%)	金 額	比率 (%)	件 数	比率 (%)	金 額	比率 (%)
オンライン申告	6,314	77.9	22,396,581	91.8	6,776	83.6	22,563,433	97.6
FD・CD申告	251	3.1	934,869	3.8	—	—	—	—
電子申告	6,565	81.0	23,331,450	95.6	6,776	83.6	22,563,433	97.6
用紙申告	1,544	19.0	1,062,571	4.4	1,333	16.4	559,478	2.4
合 計	8,109	100.0	24,394,021	100.0	8,109	100.0	23,122,911	100.0

- (注) 1. 令和5年度の数値は令和6年3月末、令和6年度の数値は令和7年3月末の数値である。
2. 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。
3. 令和6事業年度からFD・CD申告を廃止した。

汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果

「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書審査において、審査件数 8,109 件のうち 332 件の端数処理誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

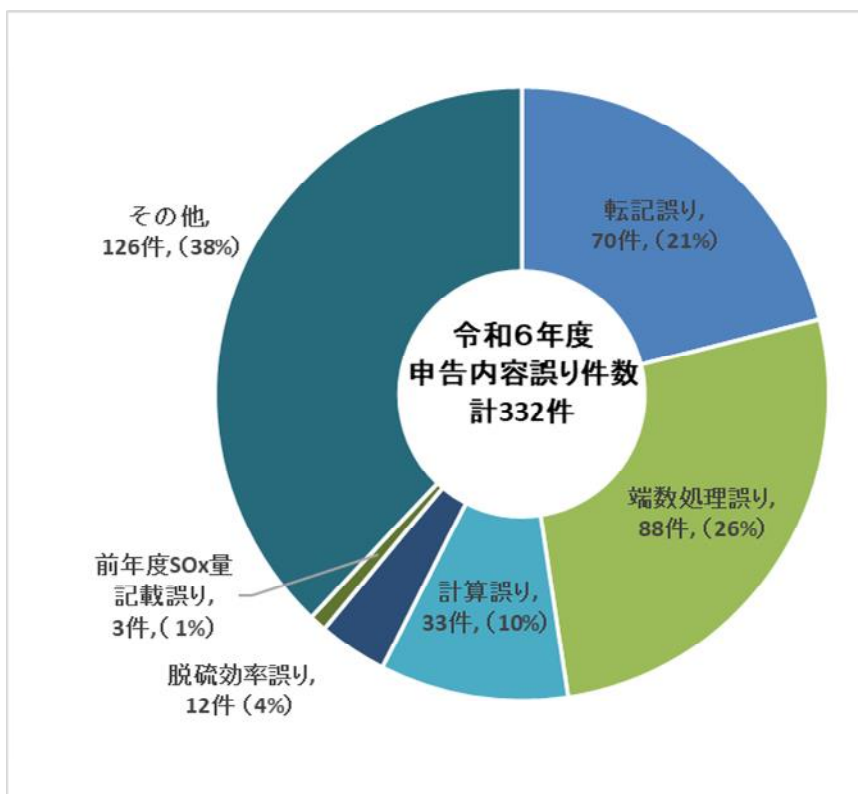
申告書等の審査結果

	審査件数	備 考
申 告 書	8,109 件	
名称等変更決議	211 件	* 1
申告書送付先変更決議	338 件	* 2
納付義務者判定決議	72 件	合併・譲渡・会社分割等 による納付義務者判定

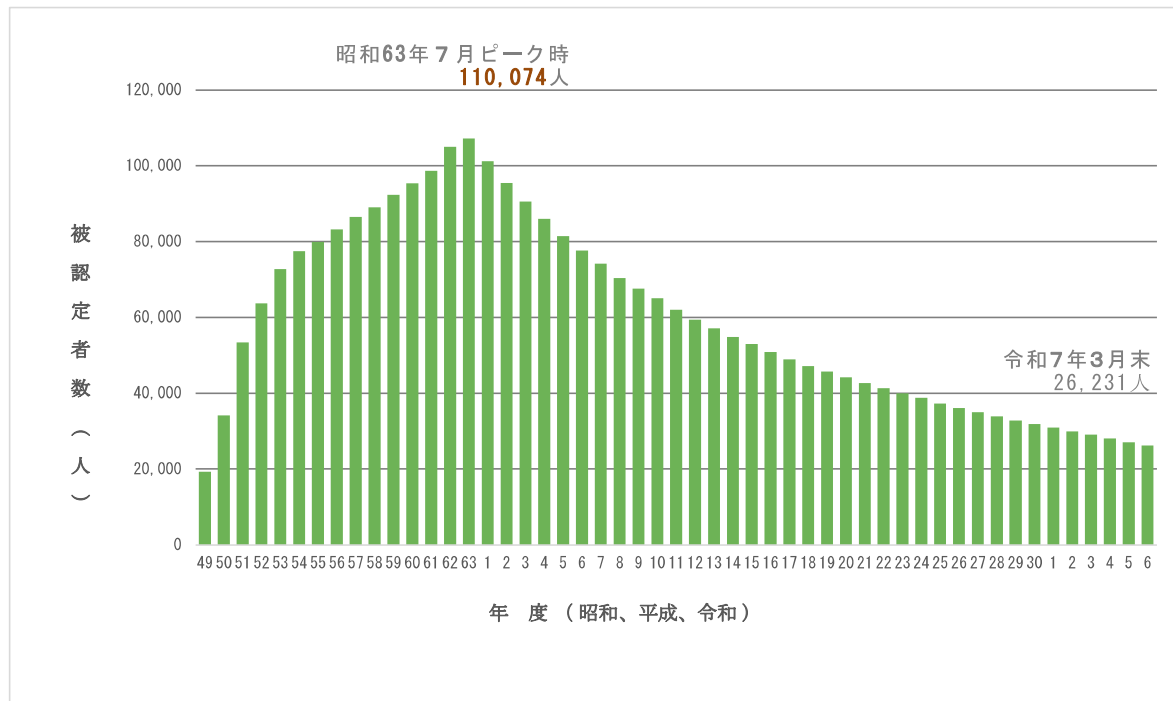
* 1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理

* 2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理

令和 6 年度申告内容誤り件数

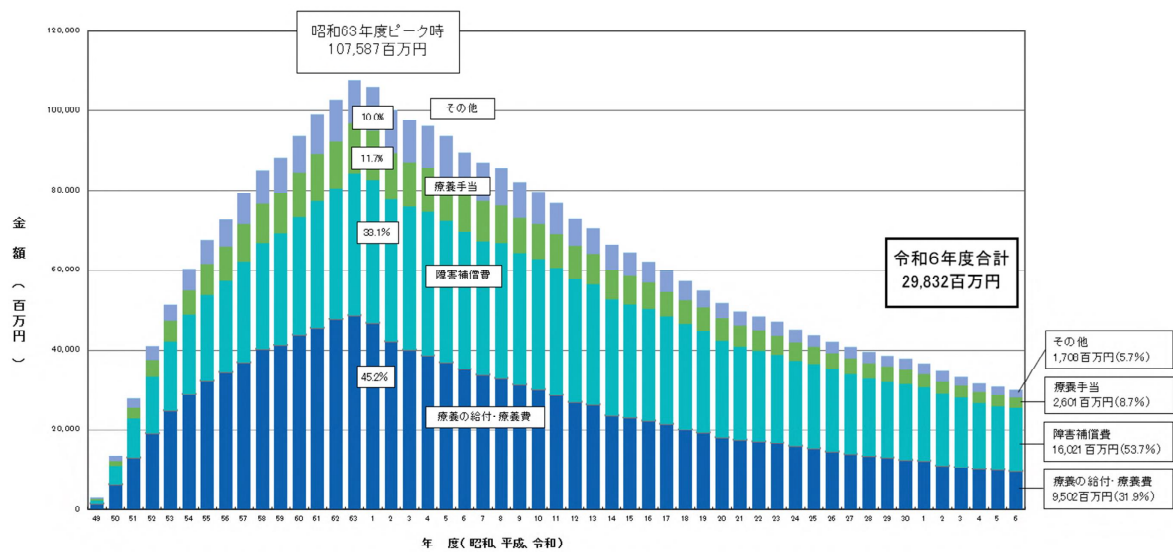


旧第一種地域 被認定者数の年度別推移

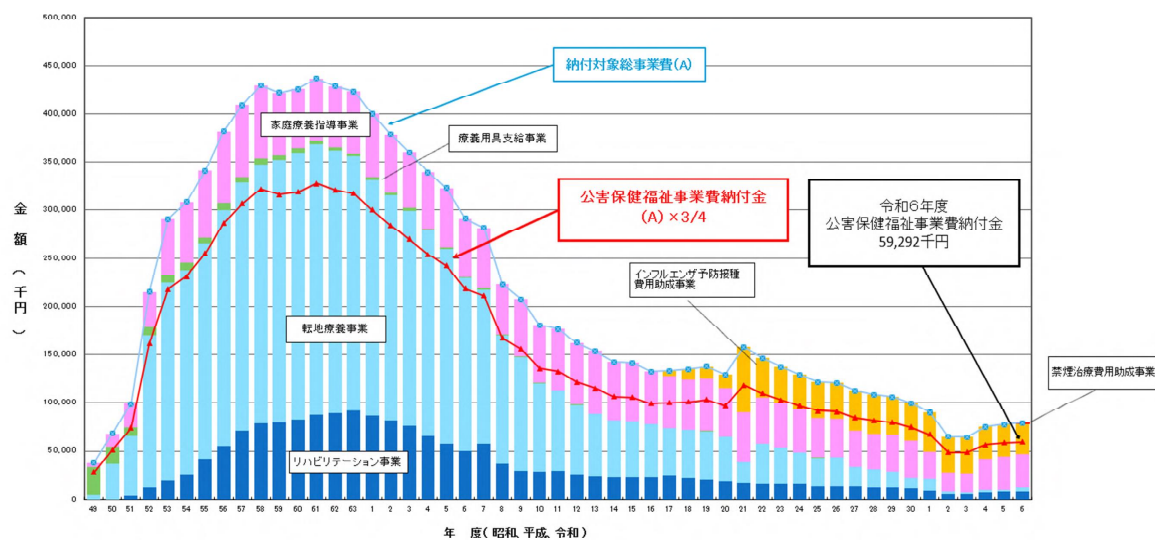


資料_補償5-②

旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移



旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）

（単位：千円、％）

区 分	令和 5 事業年度		令和 6 事業年度		対前年度比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	30,591,344	100.0	29,832,073	100.0	97.5
療養の給付及び療養費	9,853,991	32.2	9,502,045	31.9	96.4
障害補償費	16,100,214	52.6	16,021,045	53.7	99.5
遺族補償費	1,291,241	4.2	1,230,243	4.1	95.3
遺族補償一時金	581,538	1.9	403,812	1.4	69.4
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	2,657,023	8.7	2,601,053	8.7	97.9
葬祭料	107,338	0.4	73,875	0.2	68.8
公害保健福祉事業費	58,316		59,292		101.7
納付対象総事業費	(77,783)	100.0	(79,085)	100.0	101.7
リハビリテーション事業費	(8,135)	10.5	(8,548)	10.8	105.1
転地療養事業費	(2,193)	2.8	(4,250)	5.4	193.8
療養用具支給事業費	(0)	0.0	(0)	0.0	—
家庭療養指導事業費	(33,643)	43.3	(33,923)	42.9	100.8
インフルエンザ予防接種費用助成事業費	(33,812)	43.4	(31,648)	40.0	93.6
禁煙治療費用助成事業費	—	—	(717)	0.9	—
計	30,649,660	—	29,891,365		—

（注） 1 金額は4月の納付金確定時点での値である。

2 金額、構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているもので、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

3 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

4 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、地方公共団体の負担である。

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域）

（単位：千円、％）

区 分	令和 5 事業年度		令和 6 事業年度		対前年度比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	42,057	100.0	54,037	100.0	128.5
療養の給付及び療養費	4,213	10.0	7,842	14.5	186.1
障害補償費	30,930	73.6	29,959	55.5	96.9
遺族補償費	2,995	7.1	3,046	5.6	101.7
遺族補償一時金	0	0.0	8,539	15.8	—
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	3,918	9.3	3,641	6.7	92.9
葬祭料	0	0.0	1,011	1.9	—
公害保健福祉事業費	1,757		2,698		153.6
納付対象総事業費	(2,344)	100.0	(3,599)	100.0	153.6
リハビリテーション事業費	(0)	0.0	(0)	0.0	—
療養用具支給事業費	(0)	0.0	(391)	10.9	—
家庭療養指導事業費	(2,344)	100.0	(3,208)	89.1	136.9
計	43,814		56,735		—

（注） 1 金額は4月の納付金確定時点での値である。

2 金額、構成比欄の値は、給付毎に四捨五入しているもので、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

3 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

4 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、地方公共団体の負担である。

調査研究の評価方法について

1. 評価の区分

- (1)事前評価 : 調査研究の実施が決定されるまでに実施する。
 (2)年度評価 : 各年度の調査研究の終了時(最終年度は除く)に実施する。
 (3)事後評価 : 調査研究の最終年度終了後、調査研究成果が取りまとめ次第実施する。

2. 評価軸

各項目に係る評価は、基準となるA～Eの5段階評価結果を5点から1点に換算し、それぞれの評価をした委員の数に乗じた値の平均点を算出している。

A: 大変優れている(5点)、B: 優れている(4点)、C: 普通(3点)、
 D: やや劣っている(2点)、E: 劣っている(1点)

評価軸			(1) 事前評価	(2) 年度評価	(3) 事後評価
個別の 評価軸	環境保健及び大気環境改善対策の推進への貢献度		○		○
	研究成果 目標	明確性、的確性	○		
		達成度		○	○
	研究計画	適切さ	○		
		妥当性		○	○
	研究内容の独自性		○		○
	社会・経済に対する貢献度		○		○
総合評価			○	○	○

※全体評価 : 年度評価では個別の評価軸2項目と総合評価の平均

第14期(令和6年度)環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
3分野7課題について採択		
<分野Ⅰ> 小児・成人ぜん息に関する調査研究 1. 高齢ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法	「高齢者ぜん息の状況に応じた自己管理手法」 (国立病院機構東京病院 鈴川 真穂) ・高齢ぜん息患者の治療や療養状況の実態をもとに問題点を解明し、効果的な治療やその効果測定に関する臨床研究を行う。	4. 1
	「ライフスタイル適合型デジタルデバイスによる気管支喘息の新規管理法の研究と高齢者ぜん息患者への応用」(慶應義塾大学 福永 興吉) ・デジタルピークフローと連動したスマートフォンアプリを用いて、日々のピークフローの変動や低下と関連しているアウトカムの調査などを行い、有用なツールを社会実装する。	3. 7
2. 重症ぜん息患者の増悪予防策	「成人重症ぜん息における生物学的製剤の治療実態と効果予測因子に関する長期的検討」 (帝京大学 長瀬 洋之) ・成人重症ぜん息に使用可能な生物学的製剤について、最も高い効果が得られる薬剤を初回治療前に予測する背景因子を明らかにし、薬剤ごとの長期的効果を比較検討する。	4. 8
<分野Ⅱ> COPDに関する調査研究 1. COPD患者の自己管理と重症化予防	「COPD 身体活動性の長期維持に向けた具体的方策の探求」(国立病院機構和歌山病院 南方 良章) ・患者個々の歩数目標を設定できる自己管理アプリについて、その有用性の検証等を行う。歩数以外の因子の変化や6か月後の歩数変化量に関連する因子、3年後の身体活動性維持効果などを検討する。	3. 6

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
2. COPD 患者の ICT を活用した在宅の呼吸リハビリテーションの効果検証	「COPD 患者に対する ICT を用いた低頻度外来呼吸リハビリテーションの効果検証」(順天堂東京江東高齢者医療センター 松野 圭) ・ICTを活用した低頻度介入(通常外来診療と同程度)の外来呼吸リハビリテーション(非監視下)プログラムを構築する。	2. 9
<分野Ⅲ> 気管支ぜん息等の動向等に関する調査研究 1. 生物学的製剤を使用した患者の長期経過等に関する調査研究	「生物学的製剤を使用した若年成人・小児ぜん息患者の長期予後改善と生産性向上に関する調査研究」(国立病院機構三重病院 藤澤 隆夫) ・50 歳未満の重症ぜん息患者を対象に、臨床、病態、および医療経済の 3 つの側面から生物学的製剤の効果を検証し、長期予後に関する知見の集積や、生産性を含めた広義の医療経済的評価を検討する。	3. 8
2. 指定地域を対象とした気管支ぜん息等の予後と併存症(鼻炎・肥満等のぜん息増悪の危険因子)に関する調査研究	「指定地域を含む地域を対象としたぜん息患者数の実数把握と予後や併存症に関する調査研究」(福岡市立病院機構福岡市立こども病院 手塚 純一郎) ・予防事業対象地域を含む気管支ぜん息等の有症率と動向を経年的な比較及び過去調査結果との対照に適した疫学的手法を用いて実態把握する。2022 年調査における COVID-19 流行の影響を検討する追加調査を行う。	4. 1

令和6年度 研修事業実施状況

コース名	実施時期	受講者数	修了者数	修了率	修了者アンケート	
					受講者満足度 (5段階評価で上位 2段階までの評価)	
ソフト3事業研修	10月～11月	27人	13人	48.2%	13人	100%
保健指導研修	10月～11月	67人	38人	56.7%	38人	100%
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	10月～12月	870人	513人	59.0%	494人	96.3%
環境改善研修	12月～1月	130人	69人	53.1%	63人	91.3%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	11月～12月 1月～2月	488人	228人	46.7%	223人	97.8%
アレルギー指導研修	11月～12月 1月～2月	415人	207人	49.9%	202人	97.6%
呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会	9月・2月	68人	68人	100%	66人	97.1%
呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修	11月	17人	17人	100%	17人	100%
計		2,082人	1,153人	55.4%	1,116人	96.8%

※ソフト3事業研修と保健指導研修については研修生の所属上長を対象として追跡アンケート調査を実施し、次のとおりの結果となった。

コース名	実施時期	受講者数	修了者数	所属上長追跡アンケート調査結果			
				回答数	回答率	満足度 (5段階評価で上位 2段階までの評価)	
ソフト3事業研修	9月～10月	27人	13人	9人	69.2%	9人	100%
保健指導研修	9月～10月	67人	38人	28人	73.7%	28人	100%
計		94人	51人	37人	72.5%	37人	100%

意見交換を実施した団体

令和6年度においても、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体、及びぜん息・COPD の予防や健康回復に資する活動に取り組むNPO法人等と、以下のとおり意見交換を行った。

1. 団名(9団体)

- ・全国公害患者の会連合会
- ・公益財団法人 公害地域再生センター
- ・公益財団法人 水島地域環境再生財団
- ・NPO アレルギー児を支える全国ネット(アラジーポット)
- ・NPO 法人 アレルギーを考える母の会
- ・認定 NPO 法人 日本アレルギー友の会
- ・NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会(エパレク)
- ・NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター(J-BREATH)
- ・一般社団法人アレルギー及び呼吸器疾患患者の声を届ける会

2. 開催日

- ・令和6年 12 月 16 日

3. その他

上記の意見交換に加え、「公害患者(認定者及び被認定者)の声を聞く会」を実施した。

- ・令和7年2月 12 日

令和6年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容			実施地 方公共 団体数	実施状況		金額 (千円)
環境 保 健 事 業	ソ フ ト 3 事 業	健康相談事業	42	参加人数(人)	29,473	88,713
				家庭訪問指導(人)	1,500	
				ピークフローメーター(個)	30	
				ネブライザー(台)	90	
		健康診査事業	25	スクリーニング参加人数(人)	58,278	114,863
		機能訓練事業	25	参加人数(人)	12,016	87,110
				ピークフローメーター(個)	396	
	小　　計			参加人数(人)	99,767	290,686
	附帯事業					68,187
	医療機器等整備 (助成)事業		0	施設数	0	0
	小　　計					358,873
環境 改 善 事 業	計画作成事業		0	事業数	0	0
	大気浄化植樹 (助成)事業		1	植樹面積(㎡)	362.5	1,885
	小　　計					1,885
事務連絡等経費						60
合　　計						360,818

※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・COPD
電話相談事業など機構自らが実施する事業

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査
及び事業改善に向けた検討状況

46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一様式による調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施しており、令和元年度には調査項目の整理をし、利用者負担軽減のため項目の削減と、地方公共団体の要望による項目の追加を行い、その後も引き続き調査を行っている。

令和4年度は、得られたアンケートから事業実施に伴う一定の効果を確認し、新しい生活様式に対応した事業の効果的な実施のため、効果の測定・把握及び結果等の共有を行った。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、事業の実施方法が変化しつつある状況を踏まえ、アンケート調査をより効率的に実施し、アンケート結果をより効果的に活用すべく、オンラインによる事業の場合にはクラウド化を進めるなど、調査実施方法等の検討を開始した。

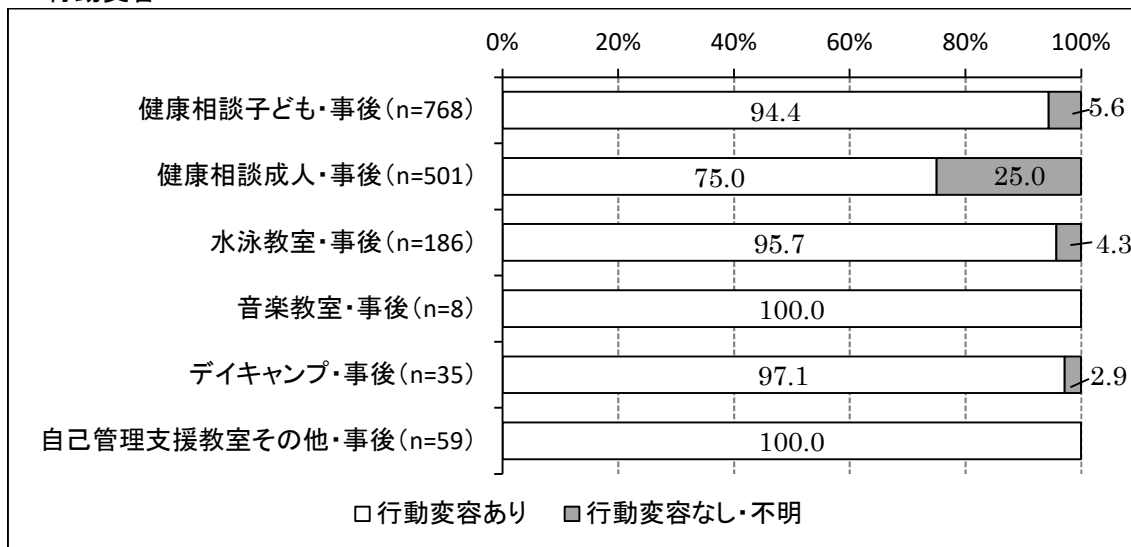
令和6年度は、当機構の基盤移行による新環境でのシステム動作不能に伴い、令和7年度から従来システムの廃止を決定した。従来システムに代わる調査方法の導入や、集計が必要な項目の見直し等地方公共団体からの意見も取り入れた効率的な実施方法の整理を行った。

事業評価	効果の把握測定	平成21年度～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度～	5年度	6年度	
		事業の効果測定・把握調査 (機構が入力、集計)	見直し後の助成事業メニューの実施								
			システムを活用した調査の実施 (地方公共団体が入力集計)								
	評価手法の検討	ソフト3事業の全体評価	全体評価＋個別評価								
		定量的な評価手法の検討 (評価指標の設定)	個別事業の評価手法の検討				評価票内容 の見直し	改定後の調査票による調査			
効果向上	事業実施状況の把握	事業実施方法・事業内容の整理 (実施状況アンケート)		事業実施 状況の把握							
	グッドプラクティスの 抽出・周知	事業企画・運営の参考となる情報の 提供（事例集の制作・配布）		<th>企画立案の支援 (事例集の改定・配布)</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	企画立案の支援 (事例集の改定・配布)						
					情報提供の充実（地方公共団体による好事例の発表）						
	集計システムの開発・ 提供	事業効果を把握評価するシステム の開発提供	システムの活用（機構、地方公共団体）								
									効率的な実施方法の検討 (クラウド化等)	従来システムの廃止（R7～）に 伴う新たな実施方法の検討	
	その他			調査結果の活用促進、事業の普及啓発の推進							
								ソフト3事業を取り巻く環境 等の調査・分析	効果的な実施のための 情報提供		
検討会		(各年2回開催)	(1回開催)	(2回開催)	(3回開催)	(1回開催)	(3回開催)				

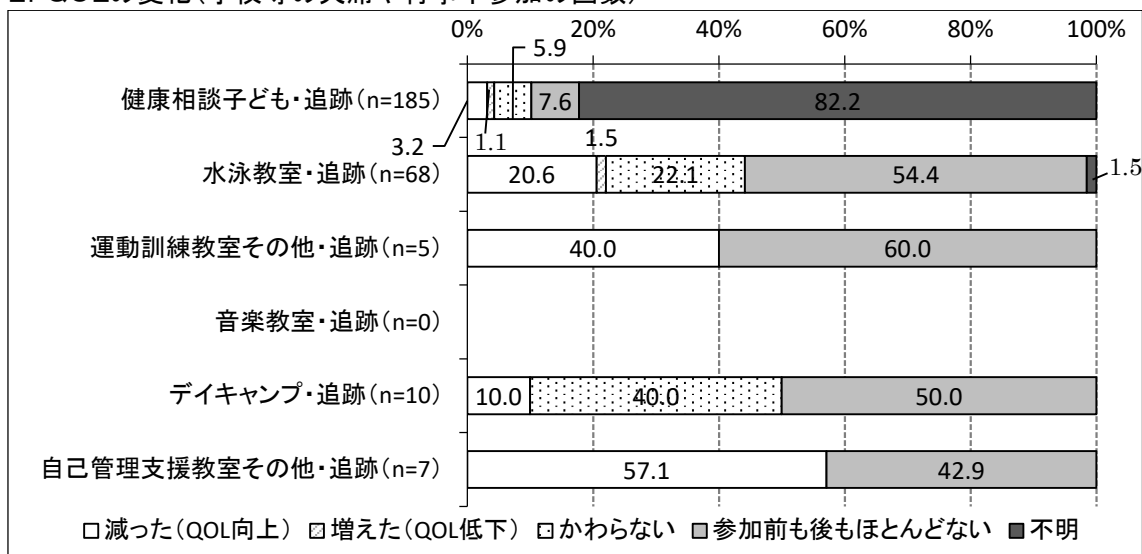
ソフト3事業全体の効果の向上

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 ―抜粋―
 (令和6年度本格調査結果 ―中間報告―)
 (令和6年4月1日～令和7年3月末までの回収データを集計)

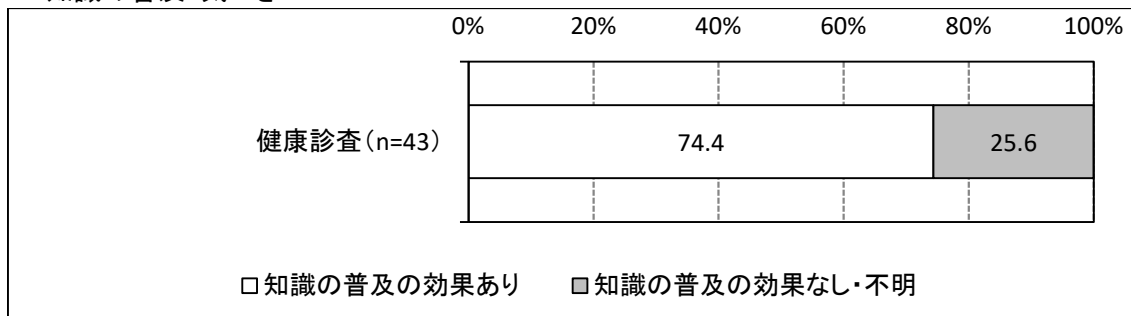
1. 行動変容



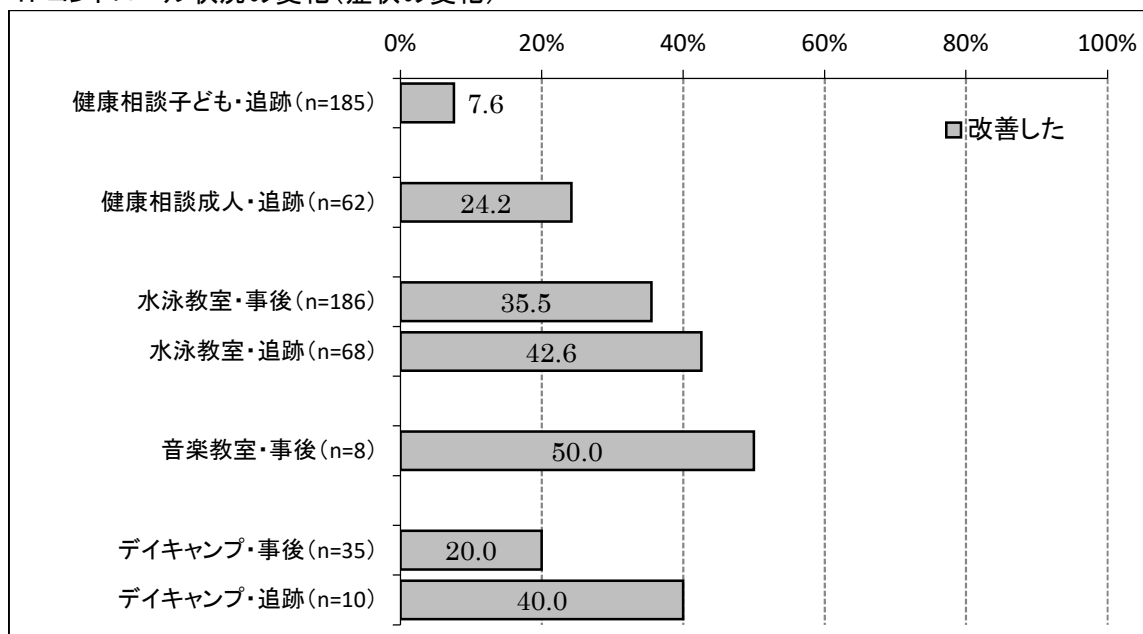
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)



令和6年度 知識の普及事業実施状況

1. ぜん息・COPD 電話相談事業

(1)実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 月～土(年末年始及び祝日を除く)	10時～17時	専門医又は看護師	966件

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
966人	823人	85.2%	802人	97.4%

2. イベント等の実施

○ぜん息患者団体との協働による事業の実施

毎年度実施している9の患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」及び機構職員が患者団体へ直接訪問による意見交換を踏まえ、患者団体と協働で、「COPD 啓発！ちょっと肺検(ハイケン)in 文の京」(NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター J-Breath との共催実施)及び「楽らく呼吸会「FeNO 測定・呼吸筋ストレッチ体操」」(公益財団法人公害地域再生センターあおぞら財団と協力実施)を開催しました。

このイベントでは、人材バンク登録の理学療法士及び看護師を講師として選任したことで、人材バンクの更なる活用を促進しました。



呼気 NO 測定を体験する参加者
(COPD 啓発！ちょっと肺検(ハイケン)in 文の京)



呼吸筋ストレッチ体操を体験する参加者
(楽らく呼吸会「FeNO 測定・呼吸筋ストレッチ体操」)

○生活情報誌「すこやかライフ」の発行及びweb版「すこやかライフ」でのコラムの連載

・ぜん息&COPDのための生活情報誌「すこやかライフ」No.59を発行。

特集記事では、令和6年は公害健康被害補償(予防)制度発足 50 周年であることから、「ぜん息治療と予防事業のこれまでとこれから」をテーマに、理事長、医療従事者2名(ぜん息治療の変遷、COPDの問題化等での視点)、アスリート1名(自身のぜん息との向き合い方等での視点)の4名で「すこやかライフ特集座談会」を実施し、掲載した。



(すこやかライフ No.59)

URL:<https://www.erca.go.jp/yobou/zensoku/sukoyaka/index.php>

・Web 版「すこやかライフ」では、編集委員や専門医によるコラムを掲載。ぜん息や COPD の増悪(発作)を予防し、生活の質(QOL)の維持・向上につながる呼吸リハビリテーションについて、実際に取り組む上でのポイントなど、最新情報を発信しました。



一般社団法人日本呼吸理学療法学会 理事長
兵庫医科大学 リハビリテーション学部
学部長・教授 玉木 彰先生

欧米ではオンラインを用いた呼吸リハビリテーションも！どこでも受けられる呼吸リハビリテーションへ

前回のコラムで、日本も欧米も、呼吸リハビリテーションのできる医療機関が少なく、万人が受けられるようにすることが課題である、と申し上げました。実は欧米では、少し前からオンラインツールを使った呼吸リハビリテーションの試みが続いており、その効果検証も進められています。医療機関に行かなくても、呼吸リハビリテーションができるシステムが構築できれば、誰もが気軽に、気長に取り組めるようになるかもしれません。

日本では、一部機関がオンラインによる呼吸リハビリテーションを試験的に実施しているだけで、本格的な導入までには、まだ克服すべき課題があり、少々時間がかかりそうです。

ただ、このようにして進化するICTをうまく活用することで、呼吸リハビリテーションの裾野が大きく広がる可能性を秘めていると、私は思います。

(web 版すこやかライフ コラム)

URL:<https://www.erca.go.jp/yobou/zensoku/sukoyaka/column/>

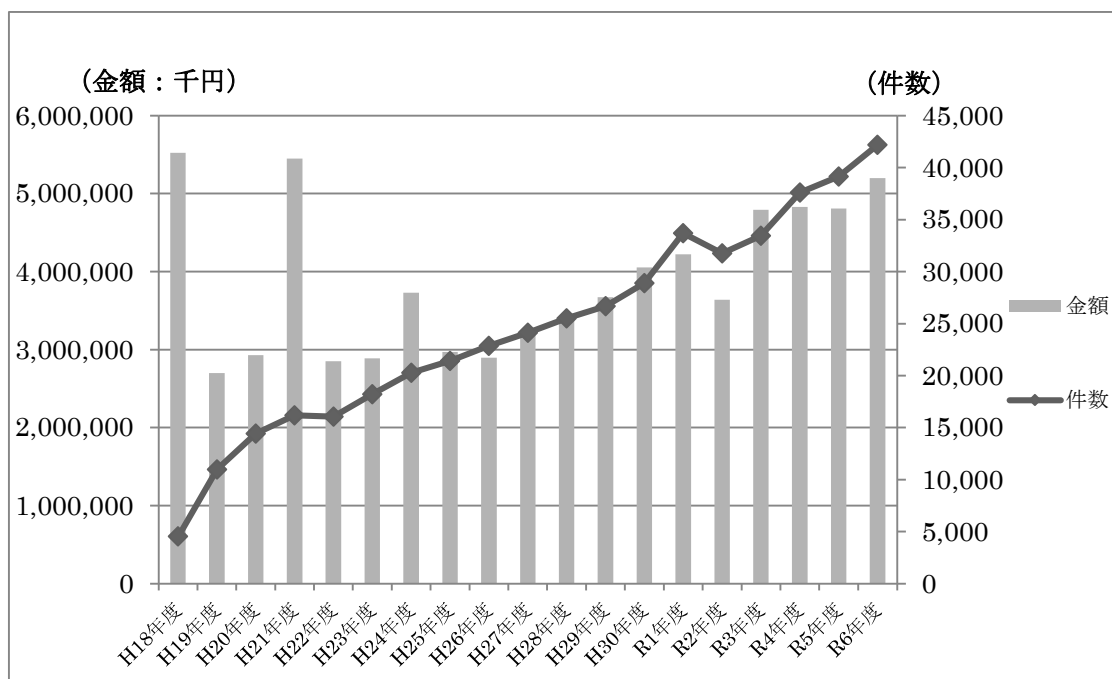
被認定者等アンケート概要（令和6年度）

被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート対象者	回収件数	主な回答結果（複数回答）
制度利用者アンケート 石綿健康被害医療手帳交付者（4月）	1,401	○石綿健康被害医療手帳の交付を受けて、医療を受けやすくなったかについて とてもそう思う 42.0%、そう思う 39.9%、 以前と変わらない 15.4%、あまりそう思わない 1.1%、 全くそう思わない 0.5% ○石綿健康被害医療手帳についての認知度について 手帳について病院の人が知っていた 55.6% ○制度の満足度については、53.1%が満足 ○認定の有効期間（5年）であるが、認定更新の手続きがあることを知っていた 61.7%
被認定者アンケート 被認定者（療養者） （認定通知送付時に実施）	694	○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ 72.5%、家族・知人 11.4%、 テレビ 10.4%、機構ホームページ 9.7%、 ポスター・チラシ 6.8%、保健所・地方環境事務所 6.8%、 新聞広告 4.3%、労働基準監督署 4.2%、ラジオ 2.3%、 雑誌広告 0.6% ○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 手引きがわかりにくかった 37.5%、 様式の記入方法が分かりにくい 33.9%、 医学的資料の収集 25.0%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足 17.0%、 戸籍等の収集 14.3% 保健所・地方環境事務所の知識・協力不足 11.6% ○要望 ・申請から認定までの期間短縮 ・提出書類・手続きの簡略化 ・進捗状況を知らせてほしい ・制度に関する一般的な周知 ・医師や医療機関等への周知活動
未申請死亡者遺族アンケート 認定された未申請死亡者の遺族（認定通	164	○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ 42.7%、テレビ 17.7%、 家族・知人 14.0%、機構ホームページ 9.8%、 労働基準監督署 8.5%、新聞広告 6.7%、 ラジオ 4.9%、保健所・地方環境事務所 4.9%、

知送付時に実施)		ポスター・チラシ 3.7%、雑誌広告 0.6% ○申請・請求手続がスムーズでなかった理由 様式の記入方法が分かりにくい 41.4%、 戸籍等の収集 31.0% 手引きが分かりにくかった 27.6%、 医学的資料の収集 27.6%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足 24.1%、 保健所・地方環境事務所の知識・協力不足 3.4%、 ○要望 ・申請から認定までの期間短縮 ・提出書類・手続きの簡略化 ・進捗報告、中間報告がほしい ・制度に関する一般的な周知 ・医師や医療機関への周知
施行前死亡者遺族アンケート 認定された施行前死亡者の遺族（認定通知送付時に実施）	3	○救済制度を知った経緯 ラジオ又はテレビで 66.7%、新聞・雑誌等の広告 33.3%、 自治体広報誌を見て 33.3%、報道記事を見て 33.3%、 労働基準監督署 33.3%、機構ホームページ 33.3% ○要望 ・制度に関する一般的な周知

救済給付の支給件数・金額（経年変化）
（平成 18 年度～令和 6 年度）



申請書等の受付状況及び認定等状況（令和6年度）

（１）療養者の方からの認定申請

（ア）受付状況

（単位：件）

項 目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前 年 度 ま で の 受付	医学的判定中*1	187 (227)	81 (95)	9 (14)	10 (32)		287 (368)
	医学的判定の 準備中	44 (70)	20 (28)	4 (9)	11 (7)	0 (0)	79 (114)
令和 6 年度受付		670 (703)	178 (226)	54 (56)	60 (57)	23 (15)	985 (1, 057)
計		1, 351 (1, 539)					

注：（ ）は前年度の実績。以下同様。

*1 は、医学的判定にて追加補足資料を求められたものを含む。以下同様。

（イ）認定等の状況

（単位：件）

項 目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割 合	
認定	759 (732)	156 (170)	0 (2)	14 (20)		929 (924)	68.6% (60.0%)	85.7% (76.2%)
不認定	30 (21)	84 (80)	42 (61)	62 (59)	0 (0)	218 (221)	16.1% (14.4%)	
取下げ	8 (21)	4 (5)	2 (0)	0 (2)	0 (0)	14 (28)	1.0% (1.8%)	
医学的判定中	71 (187)	37 (81)	6 (9)	13 (10)		127 (287)	9.4% (18.7%)	
計	868 (961)	281 (336)	50 (72)	89 (91)	0 (0)	1,288 (1,460)	95.1% (94.9%)	
医学的判定の 準備中	41 (44)	9 (20)	11 (4)	6 (11)	0 (0)	67 (79)	4.9% (5.1%)	

(2) 未申請死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項 目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	52 (101)	29 (53)	4 (10)	0 (8)		85 (172)
	医学的判定の 準備中	9 (11)	9 (11)	2 (4)	1 (2)	0 (0)	21 (28)
令和6年度受付		245 (143)	70 (74)	15 (15)	11 (10)	5 (4)	346 (246)
計		452 (446)					

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項 目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割 合	
認定	209 (152)	44 (49)	0 (2)	3 (5)		256 (208)	56.6% (46.6%)	84.3% (76.2%)
不認定	58 (40)	40 (51)	13 (19)	10 (17)	0 (0)	121 (127)	26.8% (28.5%)	
取下げ	3 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	0.9% (1.1%)	
医学的判定中	20 (52)	19 (29)	5 (4)	2 (0)		46 (85)	10.2% (19.1%)	
計	290 (247)	104 (131)	18 (25)	15 (22)	0 (0)	427 (425)	94.5% (95.3%)	
医学的判定の 準備中	16 (9)	6 (9)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	25 (21)	5.5% (4.7%)	

(3) 施行前死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項 目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	0 (2)	0 (12)	0 (0)	0 (0)		0 (14)
	医学的判定の 準備中	0 (2)	2 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (6)
令和6年度受付		4 (4)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (5)
計		8 (25)					

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項 目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割 合	
認定	4 (4)	0 (1)	0 (1)	0 (0)		4 (6)	50.0% (24.0%)	87.5% (92.0%)
不認定	0 (3)	1 (11)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (15)	12.5% (60.0%)	
取下げ	0 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	25.0% (8.0%)	
医学的判定中	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0.0% (0.0%)	
計	4 (8)	3 (13)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (23)	87.5% (92.0%)	
医学的判定の 準備中	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	12.5% (8.0%)	

審査中の案件に係る状況（令和6年度）

（１）療養中の方

（単位：件）

	申請受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (56 件)	令和3年度	1	令和3年度 3 令和4年度 12 令和5年度 351
	令和4年度	2	
	令和5年度	4	
	令和6年度	49	
医学的判定中 (71 件)	令和4年度	2	
	令和5年度	3	
	令和6年度	66	
その他機構において 審査中 (67 件)	令和5年度	1	
	令和6年度	66	
計		194	366

（２）未申請死亡者の遺族

（単位：件）

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (20 件)	令和5年度	3	令和3年度 1 令和4年度 5 令和5年度 100
	令和6年度	17	
医学的判定中 (26 件)	令和5年度	2	
	令和6年度	24	
その他機構において 審査中 (25 件)	令和6年度	25	
計		71	106

（３）施行前死亡者の遺族

（単位：件）

	請求受付年度	審査中件数	前年度
その他機構において 審査中 (1 件)	令和6年度	1	令和3年度 1 令和4年度 1
計		1	2

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和6年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
（令和7年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人）

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 （未申請死亡者）					小計	特別遺族弔慰金等請求 （施行前死亡者）					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	27	5	0	1	2	35	9	3	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	47
青森県	3	1	0	2	0	6	5	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	12
岩手県	10	0	0	0	1	11	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	14
宮城県	8	4	1	1	0	14	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	19
秋田県	5	2	0	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
山形県	5	1	2	1	0	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
福島県	3	2	0	2	1	8	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	12
茨城県	15	3	2	0	0	20	1	4	2	2	0	9	0	0	0	0	0	0	29
栃木県	5	4	0	3	1	13	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	16
群馬県	3	6	0	0	0	9	4	1	0	1	1	7	0	0	0	0	0	0	16
埼玉県	49	11	8	5	2	75	13	3	0	1	0	17	0	0	0	0	0	0	92
千葉県	29	10	4	2	1	46	7	2	0	0	0	9	1	0	0	0	0	1	56
東京都	50	20	10	1	1	82	11	9	2	1	1	24	0	1	0	0	0	1	107
神奈川県	43	12	2	5	1	63	13	6	3	1	1	24	2	0	0	0	0	2	89
新潟県	16	1	0	0	0	17	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	19
富山県	4	2	0	0	0	6	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	10
石川県	8	2	0	0	1	11	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	14
福井県	4	1	0	0	0	5	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8
山梨県	3	0	0	1	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
長野県	6	3	0	0	0	9	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	12
岐阜県	9	5	0	1	0	15	11	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	26
静岡県	18	4	2	2	0	26	11	0	1	0	0	12	0	0	0	0	0	0	38
愛知県	33	4	3	2	1	43	18	1	0	2	0	21	0	1	0	0	0	1	65
三重県	4	1	1	1	1	8	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	12
滋賀県	8	1	0	0	0	9	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	16
京都府	4	5	1	1	1	12	6	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	19
大阪府	86	18	5	3	2	114	29	7	1	0	0	37	1	0	0	0	0	1	152
兵庫県	62	12	5	5	2	86	19	1	1	1	0	22	0	0	0	0	0	0	108
奈良県	14	5	0	0	1	20	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	23
和歌山県	7	2	0	0	0	9	1	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	12
鳥取県	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
島根県	2	2	0	0	1	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
岡山県	6	2	0	2	0	10	2	1	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	15
広島県	13	5	2	1	1	22	10	6	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	38
山口県	10	0	0	3	0	13	1	2	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	18
徳島県	2	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
香川県	9	4	0	0	0	13	5	2	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	20
愛媛県	1	0	0	2	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
高知県	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	5
福岡県	28	5	1	6	0	40	9	5	0	1	0	15	0	0	0	0	0	0	55
佐賀県	9	0	1	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
長崎県	7	2	2	0	1	12	6	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	19
熊本県	15	4	1	3	0	23	4	1	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	29
大分県	2	1	0	1	0	4	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7
宮崎県	6	2	0	1	1	10	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	12
鹿児島県	12	3	0	1	0	16	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	19
沖縄県	3	0	0	0	0	3	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	8
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	670	178	54	60	23	985	245	70	15	11	5	346	4	2	0	0	0	6	1,337

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和7年3月31日までの累計）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
（令和7年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人）

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 （未申請死亡者）					小計	特別遺族弔慰金等請求 （施行前死亡者）					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	541	136	15	11	11	714	101	34	7	4	0	146	154	27	1	0	1	183	1,043
青森県	92	26	1	9	0	128	15	2	0	0	0	17	26	9	0	0	0	35	180
岩手県	90	16	1	5	2	114	28	4	1	1	1	35	31	3	0	0	0	34	183
宮城県	244	109	6	8	8	375	35	15	2	1	2	55	68	12	1	0	2	83	513
秋田県	66	37	3	3	1	110	10	4	0	0	0	14	38	4	0	0	1	43	167
山形県	71	31	4	5	5	116	17	7	1	0	1	26	20	7	1	0	1	29	171
福島県	120	25	5	11	4	165	45	15	0	0	3	63	48	4	1	0	0	53	281
茨城県	229	79	12	20	6	346	41	26	8	8	1	84	61	6	1	0	3	71	501
栃木県	127	45	6	15	7	200	29	14	2	4	2	51	42	6	2	0	0	50	301
群馬県	151	37	5	8	2	203	30	10	1	3	2	46	60	10	1	0	2	73	322
埼玉県	732	219	50	52	24	1,077	127	73	9	12	0	221	201	46	4	3	5	259	1,557
千葉県	505	227	31	40	11	814	101	40	5	7	2	155	134	31	1	3	0	169	1,138
東京都	1,116	325	83	70	18	1,612	230	91	13	9	9	352	316	54	7	0	9	386	2,350
神奈川県	856	265	42	64	29	1,256	176	72	23	13	3	287	252	48	4	0	7	311	1,854
新潟県	187	48	7	2	3	247	42	11	2	3	0	58	62	12	0	0	0	74	379
富山県	140	21	3	5	1	170	22	8	1	2	0	33	56	9	0	0	1	66	269
石川県	95	24	5	4	4	132	24	2	0	3	1	30	32	2	0	0	1	35	197
福井県	70	23	4	2	3	102	9	2	1	0	1	13	18	1	0	0	0	19	134
山梨県	82	11	8	6	2	109	14	1	0	0	0	15	21	3	0	0	0	24	148
長野県	148	54	10	12	1	225	42	8	4	1	1	56	35	4	0	1	1	41	322
岐阜県	204	53	5	3	2	267	49	10	4	2	2	67	60	9	0	0	2	71	405
静岡県	327	79	13	13	8	440	74	20	6	1	0	101	108	13	2	1	1	125	666
愛知県	785	148	20	22	9	984	131	29	8	4	4	176	141	27	2	0	3	173	1,333
三重県	122	38	4	4	5	173	22	11	3	2	0	38	33	10	1	0	0	44	255
滋賀県	149	43	4	6	3	205	24	7	3	0	1	35	40	5	0	0	0	45	285
京都府	221	77	5	6	2	311	34	13	4	0	1	52	77	9	2	1	1	90	453
大阪府	1,617	351	69	57	39	2,133	260	70	16	9	7	362	373	95	12	1	6	487	2,982
兵庫県	1,422	333	37	38	32	1,862	168	58	12	10	2	250	363	103	3	1	9	479	2,591
奈良県	235	68	6	14	5	328	29	10	2	0	1	42	61	11	1	1	3	77	447
和歌山県	88	26	2	6	0	122	24	5	1	1	1	32	34	4	0	0	0	38	192
鳥取県	48	1	2	0	0	51	3	2	2	0	0	7	23	2	0	0	0	25	83
島根県	56	26	5	2	3	92	11	4	1	0	0	16	12	3	0	0	0	15	123
岡山県	172	77	2	11	4	266	34	16	3	1	0	54	89	6	2	0	3	100	420
広島県	267	104	12	14	12	409	53	28	6	3	2	92	116	25	2	0	2	145	646
山口県	194	63	4	18	3	282	28	17	3	2	0	50	49	13	2	1	0	65	397
徳島県	70	16	1	2	0	89	11	7	1	0	0	19	22	3	0	0	0	25	133
香川県	106	38	3	2	0	149	26	9	1	0	1	37	33	4	2	0	0	39	225
愛媛県	108	41	6	6	1	162	23	7	3	1	1	35	37	3	3	0	0	43	240
高知県	50	15	1	2	0	68	10	3	0	0	1	14	28	5	0	0	0	33	115
福岡県	576	160	34	43	18	831	102	42	4	8	6	162	140	26	1	1	4	172	1,165
佐賀県	80	21	5	2	1	109	5	5	1	1	1	13	29	1	4	0	2	36	158
長崎県	154	80	14	18	6	272	31	19	1	1	1	53	48	9	1	1	2	61	386
熊本県	158	54	13	15	2	242	28	15	3	2	3	51	41	7	0	0	0	48	341
大分県	91	18	5	3	3	120	13	11	1	0	0	25	24	5	0	1	0	30	175
宮崎県	98	28	8	4	2	140	12	10	1	1	3	27	37	3	0	0	1	41	208
鹿児島県	182	44	8	19	3	256	23	7	2	1	0	33	42	8	1	0	2	53	342
沖縄県	55	15	6	4	2	82	21	9	0	0	0	30	35	6	3	0	2	46	158
海外在住者	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	5
総計	13,300	3,776	595	686	307	18,664	2,387	883	172	121	67	3,630	3,771	713	68	16	77	4,645	26,939

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和6年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
令和7年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 （未申請死亡者）				小計	特別遺族弔慰金等請求 （施行前死亡者）				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	31	6	0	1	38	10	2	0	0	12	0	0	0	0	0	50
青森県	8	1	0	1	10	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	15
岩手県	9	0	0	0	9	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	13
宮城県	8	4	0	0	12	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	16
秋田県	5	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
山形県	6	1	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
福島県	7	2	0	0	9	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10
茨城県	18	4	0	1	23	1	3	0	1	5	0	0	0	0	0	28
栃木県	8	2	0	1	11	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	13
群馬県	5	2	0	0	7	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	10
埼玉県	42	15	0	0	57	9	1	0	0	10	0	0	0	0	0	67
千葉県	33	7	0	1	41	5	2	0	0	7	1	0	0	0	1	49
東京都	52	16	0	0	68	12	7	0	0	19	0	0	0	0	0	87
神奈川県	56	9	0	2	67	14	4	0	1	19	2	0	0	0	2	88
新潟県	12	1	0	0	13	2	3	0	0	5	0	0	0	0	0	18
富山県	7	0	0	0	7	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	10
石川県	7	2	0	0	9	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	12
福井県	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
山梨県	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
長野県	9	4	0	0	13	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14
岐阜県	10	6	0	0	16	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	25
静岡県	24	4	0	1	29	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	41
愛知県	39	4	0	0	43	14	0	0	0	14	0	0	0	0	0	57
三重県	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
滋賀県	8	1	0	0	9	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	15
京都府	6	6	0	0	12	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	17
大阪府	94	15	0	0	109	29	6	0	1	36	1	0	0	0	1	146
兵庫県	66	10	0	0	76	17	0	0	0	17	0	0	0	0	0	93
奈良県	18	6	0	1	25	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	27
和歌山県	8	1	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
鳥取県	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
島根県	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
岡山県	3	1	0	1	5	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	9
広島県	16	1	0	0	17	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	25
山口県	12	0	0	0	12	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	14
徳島県	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
香川県	10	3	0	0	13	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	19
愛媛県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
高知県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福岡県	32	6	0	2	40	8	4	0	0	12	0	0	0	0	0	52
佐賀県	11	0	0	0	11	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12
長崎県	5	1	0	1	7	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	11
熊本県	20	2	0	0	22	4	2	0	0	6	0	0	0	0	0	28
大分県	5	1	0	0	6	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	8
宮崎県	7	2	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
鹿児島県	14	2	0	0	16	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	18
沖縄県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総計	759	156	0	14	929	209	44	0	3	256	4	0	0	0	4	1,189

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和7年3月31日までの累計）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
令和7年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 （未申請死亡者）				小計	特別遺族弔慰金等請求 （施行前死亡者）				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	472	98	2	6	578	75	19	0	1	95	140	4	0	0	144	817
青森県	81	19	0	4	104	12	2	0	0	14	24	1	0	0	25	143
岩手県	81	9	0	1	91	21	4	0	0	25	30	1	0	0	31	147
宮城県	201	79	0	4	284	28	10	0	0	38	63	2	1	0	66	388
秋田県	51	20	1	2	74	10	2	0	0	12	36	0	0	0	36	122
山形県	66	19	1	3	89	12	3	0	1	16	17	2	0	0	19	124
福島県	101	18	1	3	123	30	8	0	0	38	46	2	0	0	48	209
茨城県	203	60	0	9	272	31	15	0	3	49	58	1	1	0	60	381
栃木県	113	31	0	3	147	26	8	0	1	35	39	2	1	0	42	224
群馬県	130	23	0	3	156	26	7	0	1	34	56	1	0	0	57	247
埼玉県	655	154	4	17	830	97	42	0	4	143	188	17	2	1	208	1,181
千葉県	455	138	1	19	613	75	23	0	1	99	128	8	1	2	139	851
東京都	981	206	5	25	1,217	190	49	2	1	242	295	6	6	0	307	1,766
神奈川県	746	140	1	23	910	129	41	1	3	174	240	15	4	0	259	1,343
新潟県	144	29	0	1	174	35	7	0	1	43	57	2	0	0	59	276
富山県	124	10	1	3	138	17	2	0	0	19	52	5	0	0	57	214
石川県	82	11	0	3	96	14	2	0	0	16	31	0	0	0	31	143
福井県	58	14	0	0	72	5	1	0	0	6	15	0	0	0	15	93
山梨県	72	6	1	0	79	13	1	0	0	14	17	1	0	0	18	111
長野県	132	39	0	5	176	24	4	0	1	29	32	1	0	1	34	239
岐阜県	176	38	0	2	216	37	6	1	2	46	56	0	0	0	56	318
静岡県	290	55	0	5	350	63	9	0	2	74	104	2	2	0	108	532
愛知県	703	98	1	7	809	101	21	2	2	126	124	4	1	0	129	1,064
三重県	111	16	0	0	127	13	2	0	0	15	29	1	0	0	30	172
滋賀県	131	28	0	1	160	18	4	0	0	22	38	1	0	0	39	221
京都府	185	44	0	0	229	27	10	0	2	39	72	1	1	1	75	343
大阪府	1,396	218	11	20	1,645	208	45	2	6	261	335	29	6	3	373	2,279
兵庫県	1,253	210	5	12	1,480	130	32	0	4	166	337	16	2	0	355	2,001
奈良県	203	44	2	6	255	21	7	0	0	28	56	3	1	0	60	343
和歌山県	78	16	0	0	94	21	2	0	0	23	30	0	0	0	30	147
鳥取県	37	2	0	0	39	3	1	0	0	4	21	2	0	0	23	66
島根県	46	15	0	0	61	6	3	0	1	10	11	1	0	0	12	83
岡山県	146	50	0	4	200	27	16	0	0	43	79	1	1	0	81	324
広島県	215	60	1	6	282	36	14	0	1	51	103	5	1	0	109	442
山口県	175	45	0	9	229	23	8	0	0	31	43	3	0	2	48	308
徳島県	60	10	0	0	70	9	3	0	0	12	20	0	0	0	20	102
香川県	93	32	0	0	125	22	5	0	0	27	28	0	2	0	30	182
愛媛県	96	24	2	1	123	17	7	0	0	24	37	2	3	0	42	189
高知県	43	6	0	0	49	9	2	0	0	11	26	1	0	0	27	87
福岡県	495	101	2	18	616	87	34	0	0	121	127	5	1	0	133	870
佐賀県	76	14	1	1	92	5	3	0	0	8	28	0	2	0	30	130
長崎県	126	53	0	5	184	19	13	0	0	32	47	2	1	0	50	266
熊本県	134	41	0	3	178	21	14	0	3	38	35	1	0	0	36	252
大分県	83	10	0	0	93	10	6	0	0	16	22	1	0	1	24	133
宮崎県	81	14	0	3	98	10	0	0	0	10	35	1	0	0	36	144
鹿児島県	154	28	0	4	186	16	4	0	1	21	39	0	0	0	39	246
沖縄県	46	5	0	2	53	13	2	0	0	15	34	1	1	0	36	104
海外在住者	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
総計	11,582	2,400	43	243	14,268	1,842	523	8	42	2,415	3,481	154	41	11	3,687	20,370

認定等に係る処理日数（令和6年度）

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定等に係る処理日数は、次のとおりである。なお、療養中の方からの申請及び未申請死亡者の遺族からの請求を併せた認定等決定までの平均処理日数は111日である。

1. 療養中の方からの申請

（単位：日、件）

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	105 (158)	70 (94)	32 (42)	750 (656)
追加資料が必要とされたもの		172 (249)		381 (468)

（ ）書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査及び原処分取消後の処分、建設アスベスト給付金制度の認定による処分及び建設アスベスト給付金制度との同時申請のため医学的判定が一次保留となった案件を除く（以下同じ。）。

2. 未申請死亡者の遺族からの請求

（単位：日、件）

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	131 (223)	81 (101)	37 (51)	191 (128)
追加資料が必要とされたもの		184 (302)		179 (198)

3. 施行前死亡者の遺族からの請求

（単位：日、件）

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	112 (464)	— (—)	17 (186)	0 (0)
追加資料が必要とされたもの		112 (464)		1 (14)
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	57 (206)		—	4 (6)

（参考）療養中の方からの申請及び未申請死亡者の遺族からの請求で判定が 1 回で済んだ
ケースの処理日数の分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
60 日以下	342 件	342 件	36.3%	8.7%
61～90 日	392 件	734 件	78.0%	51.2%
91～120 日	164 件	898 件	95.4%	86.9%
121～150 日	30 件	928 件	98.6%	96.3%
151 日以上	13 件	941 件	100.0%	100.0%
総 計	941 件			

学会等におけるセミナー実績（令和6年度）

	学会名	開催日	場所	参加者
1	第47回日本呼吸器内視鏡学会学術集会	6月27日（木）	グランキューブ大阪	64名
2	第5回日本石綿・中皮腫学会学術集会	9月28日（土）	岡山コンベンションセンター	99名
3	第78回国立病院総合医学会	10月19日（土）	大阪国際会議場	64名
4	第65回日本肺癌学会学術集会	11月2日（土）	パシフィコ横浜 ノース	69名
5	第70回日本病理学会秋期特別総会	11月7日（木）	日本教育会館・ 喜山倶楽部	47名
6	第63回日本臨床細胞学会秋期大会	11月17日（日）	幕張メッセ 国際会議場	163名
7	第72回日本職業・災害医学会学術大会	11月23日（土）	昭和大学 上條記念館	107名
8	第32回日本CT検診学会学術集会	2月7日（金）	北九州国際会議場	104名
	計8回			計717名

窓口相談・無料電話相談件数（令和6年度）

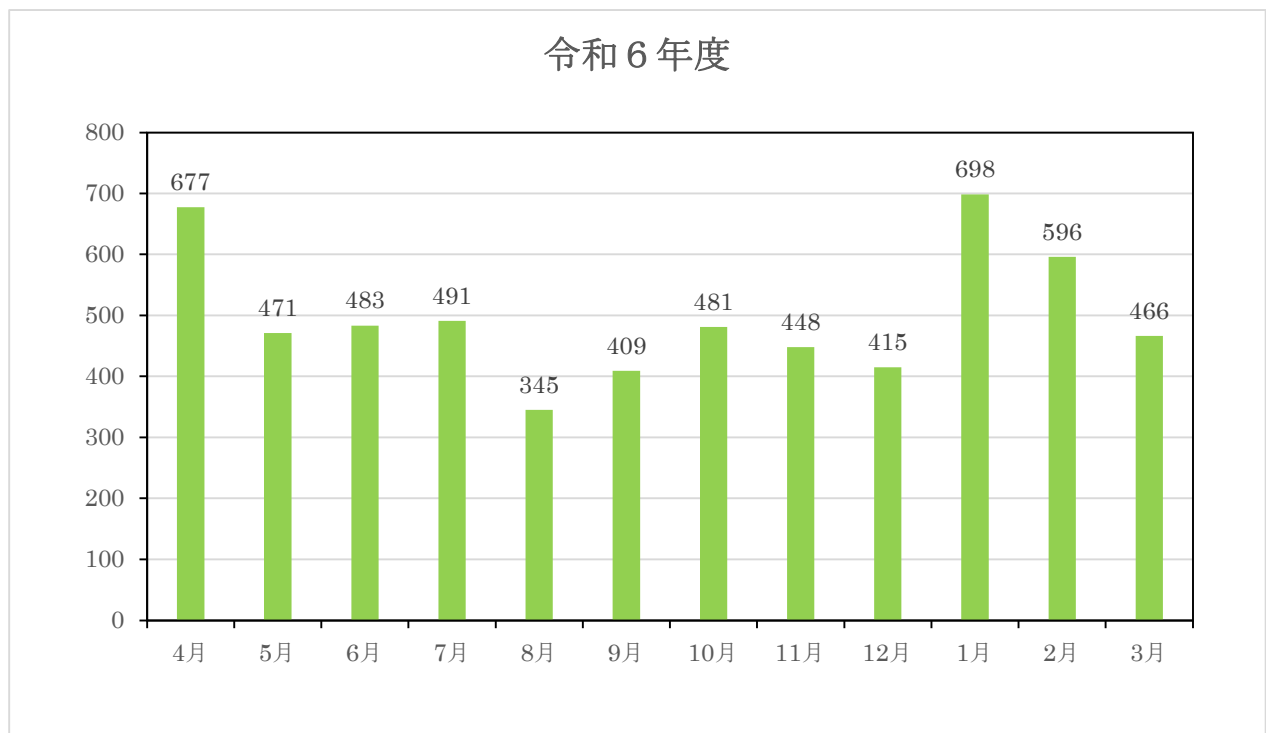
1. 窓口相談 31 件

相談内容内訳（窓口相談 1 件につき、複数該当もあり）

（単位：件）

制度について	手続について	健康不安	建物関係	その他	計
6	28	4	0	2	40

2. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931）



< 6 年比較 >

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
R6	677	471	483	491	345	409	481	448	415	698	596	466	5,980
R5	466	445	453	397	589	468	500	408	393	650	512	884	6,165
R4	582	556	596	509	501	460	476	868	518	709	579	521	6,875
R3	451	569	728	493	504	468	916	787	639	1,224	705	1,268	8,752
R2	355	280	426	454	385	389	407	367	431	339	372	512	4,717
R1	425	450	408	476	424	432	457	435	446	525	579	572	5,629

主な広報実績（令和6年度）

1. テレビCM



(1) テレビCM（地上波）

放送期間：令和7年1月14日（火）～31日（金）

放送地域		投下 GRP (15 秒換算)	本数 15 秒	本数 30 秒
北海道	北海道放送	170GRP	34	0
青森	青森テレビ	110GRP	12	0
岩手	岩手めんこいテレビ	110GRP	21	0
秋田	秋田テレビ	110GRP	15	0
宮城	東北放送	110GRP	18	0
山形	山形テレビ	110GRP	17	0
福島	福島放送	110GRP	21	0
関東	TBS テレビ	170GRP	19	1
	テレビ朝日		12	1
山梨	山梨放送	110GRP	18	0
新潟	テレビ新潟	110GRP	19	0
富山	チューリップテレビ	110GRP	22	0
石川	北陸放送	110GRP	20	0
福井	福井放送	110GRP	9	0
長野	信越放送	110GRP	21	0
静岡	静岡放送	110GRP	17	0
東海	メ〜テレ	170GRP	27	0
関西	関西テレビ	170GRP	18	1
	朝日放送		14	2
岡山・香川	山陽放送	110GRP	26	0
徳島	四国放送	110GRP	18	0
愛媛	愛媛朝日テレビ	110GRP	16	0
高知	高知放送	110GRP	11	0
島根・鳥取	日本海テレビ	110GRP	16	0

広島	テレビ新広島	170GRP	30	0
山口	テレビ山口	110GRP	16	0
福岡	九州朝日放送	170GRP	28	0
佐賀	サガテレビ	110GRP	21	0
長崎	テレビ長崎	110GRP	15	0
熊本	熊本県民テレビ	110GRP	14	0
大分	大分朝日放送	110GRP	18	0
宮崎	宮崎放送	110GRP	12	0
鹿児島	鹿児島テレビ	110GRP	15	0
沖縄	沖縄テレビ	110GRP	11	0

※GRP (Gross Rating Point) :延べ視聴率 (視聴率の積重ね)

(2) Web 広告 (TVer)

媒体名	配信実績 (広告表示回数)	放送日
TVer (全国)	358,557 回	1 月 14 日 (火) ~31 日 (金)

(3) テレビパブリシティ

	地区	局名	尺 (秒)
1	北海道	北海道放送	30
2	青森	青森テレビ	60
3	岩手	岩手めんこいテレビ	120
4	秋田	秋田テレビ	30
5	宮城	東北放送	60
6	山形	山形テレビ	60
7	福島	福島放送	60
8	山梨	山梨放送	60
9	新潟	テレビ新潟	30
10	富山	チューリップテレビ	30
11	石川	北陸放送	60
12	福井	福井放送	30
13	長野	信越放送	30
14	静岡	静岡放送	30
15	東海	名古屋テレビ放送	30
16	関西	関西テレビ	30
17	岡山・香川	山陽放送	30
18	徳島	四国放送	60
19	愛媛	愛媛朝日テレビ	30
20	高知	高知放送	30

21	島根・鳥取	日本海テレビ	60
22	広島	テレビ新広島	30
23	福岡	九州朝日放送	60
24	佐賀	サガテレビ	30
25	長崎	テレビ長崎	60
26	熊本	熊本県民テレビ	50
27	大分	大分朝日放送	60
28	宮崎	宮崎放送	30
29	鹿児島	鹿児島テレビ	60

(4) 街頭広告

媒体名	配信実績（広告表示回数）	放送日
Rakuten Vision	210 回	1 月 14 日（火）～20 日（月）

2. 新聞広告（全 5 段）

知ってほしい、石綿アスベスト健康被害救済制度のこと。

アスベストによりこれらの病気にかかった方やご遺族は医療費などの救済給付が受けられます。

※労災保険等と救済制度に同時に申請を行うことはできますが、両方の制度から給付を受けることはできません。建設アスベスト給付金制度については両方の制度から給付を受けることができます。

中皮腫 アスベストによる肺がん 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

アスベストによる病気は潜伏期間が長く、発症までに約40年かかる場合があります。

アスベストが身近にありませんでしたか？ 息切れ、胸の痛みなどの症状はありませんか？ 中皮腫や肺がんで亡くなったご家族はいませんか？

もしかして、と思ったらまずお電話を。 **電話無料**

アスベスト 石綿救済相談ダイヤル

さあはやく きゅうさい

0120-389-931

受付時間 10:00～17:00(土・日・祝・12/29～1/3を除く)

特別遺族年金等の請求期限は延長されています。

独立行政法人 環境再生保全機構
ERCA Environmental Restoration and Conservation Agency
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大発町1310番 ニューザ川崎センター55Aタワー9階
https://www.erca.go.jp/asbestos/931/jp/

アスベスト 石綿 救済

	新聞名	区分	掲載日
1	毎日新聞	全国版 朝刊（モノクロ）	1 月 14 日（火）
2	読売新聞	全国版 朝刊	2 月 11 日（火）、2 月 16 日（日）
3	日刊スポーツ	スポーツ新聞/大阪名古屋本社版紙※・朝刊	3 月 14 日（金）

※東海北陸 6 県・近畿 2 府 4 県・中国四国 9 県

3. ラジオCM

	媒体名	番組名	放送日
1	TBS ラジオ	日本全国朝 8 時です。	2 月 10 日（月）～14 日（金）

4. 医療専門誌

医療機関のスタッフの皆さまへ

その肺がん アスベスト 石綿が原因かもしれません

以下の場合に、石綿健康被害救済制度や労災保険制度で認定される可能性があります。

- 1) 胸部画像で“広範囲ブランク”の所見がある場合
- 2) 肺葉を切除された患者さんで、所定のマニュアルに従って肺内石綿小体数を計測し、5,000本/g(乾燥肺)以上認められた場合

切除された非腫瘍部肺組織の保存をお願いします！

アスベストによりこれらの病気にかかった方やご遺族は医療費などの救済給付が受けられます。

中皮腫

アスベストによる
肺がん

苦しい
呼吸器障害を伴う
石綿肺

苦しい
呼吸器障害を伴う
びまん性
胸膜肥厚

アスベストによる病気の潜伏期間が長く、発症までに約40年かかる場合があります。

患者さま、ご遺族への情報提供をよろしくお願いします。

石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
メールアドレス asbestos@erca.go.jp
https://www.erca.go.jp/asbestos/

付録、石綿健康被害救済制度のお知らせ

医師・医療機関の皆様へ

中皮腫を発症されている方へお知らせください！

指定疾病（中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚）で認定されると、**救済給付（医療費・療養手当等）**が受けられます。

- 患者様からの環境再生保全機構への申請手続きが必要です。
- 救済給付の支給決定には審査があります。
- 石綿救済相談ダイヤル（無料）へ相談されることをお勧めください。
- 申請にあたって、医学的資料のご提出にご協力をお願いいたします。

救済給付に関するお問い合わせ先

アスベスト
石綿救済相談ダイヤル

きこえよく かんたんダイヤル

電話無料 0120-389-931

受付時間 10:00～17:00(土・日・祝・12/29～1/3を除く)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
メールアドレス asbestos@erca.go.jp
ホームページ https://www.erca.go.jp/asbestos/

	医療専門誌名	掲載号	発行日
1	臨床検査	5月号	5月15日（水）
2	労働衛生管理	9月号、1月号	9月1日（日）、1月1日（水）
3	病理と臨床	12月号	12月1日（日）
4	呼吸器内科	1月号	1月27日（月）
5	中皮腫瘍取扱い規約第2版	—	2月20日（木）

5. 医療機関モニター

媒体名	放映モニター	放送日
医療機関サイネージ	274面	2月1日（土）～28日（金）

6. チラシ・ポスター発送

知ってほしい、 石綿アスベスト

健康被害救済制度のこと。

アスベストによりこれらの病気にかかった方やご遺族は医療費などの救済給付が受けられます。

中皮腫

アスベストによる
肺がん

苦しい
呼吸器障害を伴う
石綿肺

苦しい
呼吸器障害を伴う
びまん性
胸膜肥厚

アスベストによる病気の潜伏期間が長く、発症までに約40年かかる場合があります。

もしかして、と思ったら
まずお電話を。

石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
メールアドレス asbestos@erca.go.jp
https://www.erca.go.jp/asbestos/

アスベストとは～

● 土壌中の自然に存在する鉱物成分で、化学的に安定で、高温に強く、溶けにくい性質があり、繊維状の物質として存在し、空気中に舞い上がり、吸入され、肺に蓄積され、長年にわたって健康被害を引き起こす可能性があります。

● アスベストは、主に石綿（セシウム）と角閃石（アモシブ）の2種類に分けられ、それぞれ異なる健康被害を引き起こす可能性があります。

アスベストによる健康被害

アスベストは、主に肺がん、中皮腫、呼吸器障害を引き起こす可能性があります。また、中皮腫や肺がんの発症には、アスベストの吸入だけでなく、喫煙の影響も関係していると考えられています。

アスベストが原因で病気になった場合の補償・救済制度

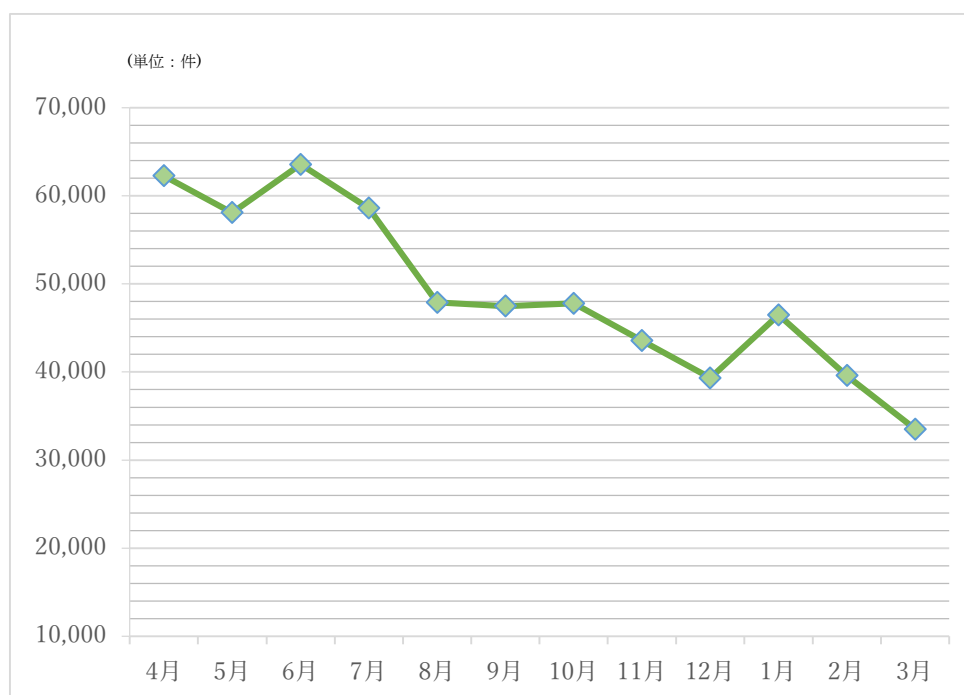
アスベストが原因で病気になった場合、医療費や療養手当などの救済給付が受けられます。ただし、救済給付を受けようとする場合は、環境再生保全機構（erca）に申請する必要があります。

申請には、医師の診断書や胸部画像などの医学的資料の提出が必要です。また、申請から救済給付の開始までには審査期間がかかります。

申請先：環境再生保全機構（erca）
電話：0120-389-931
メール：asbestos@erca.go.jp
ホームページ：https://www.erca.go.jp/asbestos/

全国医療機関、契約自治体、保健所等及び地方環境事務所 2,879 件宛てに一斉発送。

石綿健康被害救済制度ホームページアクセス数（令和6年度）



(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R6	62,283	58,114	63,581	58,612	47,901	47,480	47,794	43,559	39,317	46,479	39,594	33,526	588,240
R5	54,901	60,230	58,757	57,691	58,778	58,614	57,643	49,758	48,226	57,792	61,492	53,556	677,438

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	76,435	81,579	84,477	69,344	61,202	58,942	70,921	71,660	61,699	70,310	57,067	54,864	818,500
R3	76,319	125,613	112,956	74,337	66,725	66,629	96,319	213,431	69,912	79,523	80,712	102,457	1,164,933
R2	61,657	66,791	88,996	79,031	68,836	65,479	79,109	66,691	396,603	112,669	82,405	77,645	1,245,912
R1	67,976	73,886	79,679	92,556	77,685	66,229	69,325	66,723	69,886	81,724	98,696	99,950	944,315

(参考) 令和元年度～令和4年度

※ 使用していたアクセス解析ツールの仕様が令和5年度から変更され、解析の特性が変わり、アクセス数集計結果の継続性がなくなったため、令和元年度～令和4年度のアクセス数については参考までに記載する。

特別遺族弔慰金等の周知実績（令和6年度）

番号	実施日	件名	件数
1	2024年6月14日	保健所説明会①（九州ブロック）	1
2	2024年6月27日	学会セミナー①（第47回日本呼吸器内視鏡学会学術集会）	1
3	2024年6月28日	保健所説明会②（近畿ブロック）	1
4	2024年7月29日～30日	チラシ発送	1
5	2024年8月2日	保健所説明会③（関東ブロック）（Web配信）	1
6	2024年8月2日	地方公共団体研修会（埼玉県）（Web配信）	1
7	2024年8月7日～8日	イベントによる周知（令和6年度こども霞が関見学デー）	1
8	2024年9月1日	医療誌①（労働衛生管理）	1
9	2024年9月28日	学会セミナー②（第5回日本石綿中皮腫学会学術集会）	1
10	2024年10月19日	学会セミナー③（第78回国立病院総合医学会）	1
11	2024年11月2日	学会セミナー④（第65回日本肺癌学会学術集会）	1
12	2024年11月7日	学会セミナー⑤（第70回日本病理学会秋期特別総会）	1
13	2024年11月11日	地方公共団体研修会（大阪府）	1
14	2024年11月17日	学会セミナー⑥（第63回日本臨床細胞学会秋期大会）	1
15	2024年11月23日	学会セミナー⑦（第72回日本職業・災害医学会学術大会）	1
16	2025年1月1日	医療誌②（労働衛生管理）	1
17	2025年1月14日～31日	TVCM	626
18	2025年1月9日～2月19日	TVパブリシティ	29
19	2025年1月14日～31日	Web広告（TVer）	1
20	2025年1月14日～20日	街頭広告（Rakuten Vision）	1
21	2025年1月14日	新聞広告①（毎日新聞朝刊）	1
22	2025年1月30日	地方公共団体研修会（群馬県）	1
23	2025年2月1日～28日	医療機関施設広告（サイネージ広告）	1
24	2025年2月7日	学会セミナー⑧（第32回日本CT検診学会学術集会）	1
25	2025年2月10日～14日	ラジオCM	5
26	2025年2月11日	新聞広告②（読売新聞朝刊）	1
27	2025年2月16日	新聞広告③（読売新聞朝刊）	1
28	2025年3月14日	新聞広告④（日刊スポーツ新聞大阪名古屋本社版・朝刊）	1
計			685

保健所説明会等実績（令和 6 年度）

＜保健所等説明会＞

実施区分	令和 6 年度	令和 5 年度
関東ブロック	24 名	25 名
近畿ブロック	25 名	24 名
九州ブロック	21 名	—
W e b 参加	(※1) 327 名	(※1) 317 名
参加数計	397 名	366 名

(※1) 関東ブロック開催時に実施したW e b 会議によるライブ配信の参加者数。
ライブ配信した内容は機構 HP にてアーカイブ配信も行った。

＜地方公共団体主催救済制度担当者研修会＞

実施地区	令和 6 年度	令和 5 年度
埼玉県	13 名	25 名
群馬県	35 名	40 名
熊本県	—	15 名
大阪府	74 名	—
参加数計	122 名	80 名

経費削減及び効率化目標との関係

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度	当中期目標期間									
	金額 (年度計画)	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	84	64	△ 23.5	—	—	—	—	—	—	—	—
業務経費	1,498	1,172	△ 21.8	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なる。

(注2) 令和5年度と比較するため、物価上昇による増額影響額を除いた計数としている。

(1) 一般管理費の効率化

(単位：千円、%)

区分	令和5年度 (年度計画) 予算 A	令和6年度 (年度計画)	
		B	令和5年度比 (B/A)
共通	83,932	計画予算	82,521 △ 1.7
		実績	(77.8) 64,176 △ 23.5

(注1) B欄の上段()書きは計画予算に対する執行率である。

(注2) 上記は効率化対象経費のみである。

(注3) 令和5年度と比較するため、物価上昇による増額影響額を除いた計数としている。

(2) 業務経費の効率化

(単位：千円、%)

区分	令和5年度 (年度計画) 予算 A	令和6年度 (年度計画)	
		B	令和5年度比 (B/A)
公健勘定	293,335	計画予算	237,268 △ 19.1
		実績	(70.4) 167,113 △ 43.0
石綿勘定	211,071	計画予算	208,916 △ 1.0
		実績	(82.9) 173,223 △ 17.9
研究勘定	232,724	計画予算	212,806 △ 8.6
		実績	(81.7) 173,894 △ 25.3
基金勘定	760,535	計画予算	720,555 △ 5.3
		実績	(91.2) 657,445 △ 13.6
合計	1,497,665	計画予算	1,379,546 △ 7.9
		実績	(84.9) 1,171,675 △ 21.8

(注1) B欄の上段()書きは計画予算に対する執行率である。

(注2) 上記は効率化対象経費のみである。

(注3) 令和5年度と比較するため、物価上昇による増額影響額を除いた計数としている。

計画額及び実績額（令和6年度）

（1）予算

① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－4
⑤ 基金勘定	別表－5
⑥ 承継勘定	別表－6

（2）収支計画

⑦ 総計	別表－7
⑧ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－8
⑨ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－9
⑩ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－10
⑪ 基金勘定	別表－11
⑫ 承継勘定	別表－12

（3）資金計画

⑬ 総計	別表－13
⑭ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－14
⑮ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－15
⑯ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－16
⑰ 基金勘定	別表－17
⑱ 承継勘定	別表－18

令和6年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	8,555	8,918	363
国庫補助金	243	234	△ 9
その他の政府交付金	10,830	10,825	△ 5
業務収入	24,037	24,243	206
受託収入	-	127	127
運用収入	819	920	101
その他収入	98	576	478
計	44,582	45,844	1,261
支出			
業務経費	50,198	45,369	△ 4,830
公害健康被害補償予防業務経費	35,321	30,955	△ 4,365
うち人件費	324	267	△ 57
石綿健康被害救済業務経費	5,987	5,736	△ 251
うち人件費	312	272	△ 40
環境保全研究・技術開発業務経費	6,699	6,922	223
うち人件費	205	185	△ 20
基金業務経費	2,039	1,670	△ 369
うち人件費	245	206	△ 40
承継業務経費	153	86	△ 67
うち人件費	87	60	△ 26
受託経費	-	110	110
一般管理費	1,444	1,343	△ 101
うち人件費	600	532	△ 68
計	51,642	46,821	△ 4,821

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入									
運営費交付金	360	360	-	-	-	-	360	360	-
国庫補助金	39	30	△ 9	204	204	-	243	234	△ 9
その他の政府交付金	6,241	6,241	-	-	-	-	6,241	6,241	-
業務収入	23,206	23,125	△ 81	-	-	-	23,206	23,125	△ 81
運用収入	-	-	-	528	543	15	528	543	15
その他収入	1	25	24	-	0	0	1	25	24
計	29,847	29,781	△ 66	731	747	15	30,578	30,527	△ 51
支出									
業務経費									
公害健康被害補償予防業務経費	34,614	30,349	△ 4,265	707	606	△ 100	35,321	30,955	△ 4,365
うち人件費	181	140	△ 41	142	127	△ 15	324	267	△ 57
一般管理費	229	205	△ 24	150	139	△ 11	379	344	△ 35
うち人件費	97	83	△ 14	63	56	△ 7	160	139	△ 21
計	34,843	30,555	△ 4,289	856	745	△ 111	35,699	31,300	△ 4,400

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
その他の政府交付金	4,589	4,584	△ 5
業務収入	134	137	3
受託収入	-	14	14
その他収入	54	399	345
計	4,777	5,135	357
支出			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	5,987	5,736	△ 251
うち人件費	312	272	△ 40
受託経費	-	14	14
一般管理費	432	386	△ 46
うち人件費	176	146	△ 30
計	6,419	6,136	△ 283

別表-4

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	6,875	7,238	363
その他収入	-	62	62
計	6,875	7,300	425
支出			
業務経費			
環境保全研究・技術開発業務経費	6,699	6,922	223
うち人件費	205	185	△ 20
一般管理費	266	250	△ 16
うち人件費	110	100	△ 10
計	6,965	7,172	207

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			熱中症対策事業			環境保全調査研究等事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入																		
運営費交付金	983	983	-	28	28	-	31	31	-	277	277	-	-	-	-	1,320	1,320	-
運用収入	110	119	9	-	-	-	182	259	77	-	-	-	-	-	-	292	378	86
受託収入	-	113	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113	113
その他収入	19	18	△ 1	14	23	9	-	0	0	-	13	13	-	0	0	32	54	22
計	1,112	1,234	122	42	51	9	213	290	77	277	290	13	-	0	0	1,644	1,865	221
支出																		
業務経費																		
基金業務経費	921	815	△ 106	571	450	△ 121	345	214	△ 131	202	192	△ 11	-	-	-	2,039	1,670	△ 369
うち人件費	142	100	△ 42	11	10	△ 1	11	10	△ 1	80	85	4	-	-	-	245	206	△ 40
受託経費	-	95	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	95
一般管理費	187	191	3	15	16	1	15	16	1	75	64	△ 11	-	-	-	292	286	△ 6
うち人件費	79	78	△ 1	6	6	△ 0	6	6	△ 0	32	27	△ 5	-	-	-	124	118	△ 6
計	1,108	1,101	△ 7	586	466	△ 121	360	230	△ 131	277	256	△ 21	-	-	-	2,331	2,052	△ 279

別表-6

(承継勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
業務収入	698	981	283
その他収入	10	35	26
計	708	1,016	308
支出			
業務経費			
承継業務経費	153	86	△ 67
うち人件費	87	60	△ 26
一般管理費	74	76	3
うち人件費	30	29	△ 1
計	227	162	△ 65

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度収支計画(総計)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	51,659	46,991	△ 4,668
経常費用	51,659	46,971	△ 4,688
公害健康被害補償予防業務経費	35,319	31,010	△ 4,309
石綿健康被害救済業務経費	6,002	5,850	△ 152
環境保全研究・技術開発業務経費	6,712	6,855	142
基金業務経費	1,924	1,949	26
承継業務経費	149	95	△ 54
受託業務費	-	104	104
一般管理費	1,392	889	△ 503
減価償却費	160	217	57
財務費用	1	1	-
臨時損失	-	20	20
収益の部	51,536	47,715	△ 3,821
経常収益	51,536	47,690	△ 3,846
運営費交付金収益	8,498	8,633	135
国庫補助金収益	243	224	△ 19
その他の政府交付金収益	7,304	7,056	△ 248
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	5,311	5,220	△ 90
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	558	439	△ 119
業務収入	28,203	23,925	△ 4,278
受託収入	-	122	122
運用収入	835	1,057	222
その他の収益	274	402	128
財務収益	310	611	301
臨時利益	-	25	25
純利益(△純損失)	△ 123	723	847
前中期目標期間繰越積立金取崩額	225	100	△ 125
総利益(△総損失)	101	823	722

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	34,867	30,537	△ 4,330	858	761	△ 97	35,725	31,298	△ 4,427
経常費用	34,867	30,537	△ 4,330	858	741	△ 117	35,725	31,278	△ 4,447
公害健康被害補償予防業務経費	34,614	30,372	△ 4,242	704	638	△ 66	35,319	31,010	△ 4,309
補償業務費	34,614	30,372	△ 4,242	-	-	-	34,614	30,372	△ 4,242
予防業務費	-	-	-	704	638	△ 66	704	638	△ 66
一般管理費	220	130	△ 89	143	91	△ 52	362	221	△ 142
減価償却費	33	35	2	11	12	1	44	47	4
財務費用	0	0	△ 0	0	0	△ 0	0	0	△ 0
臨時損失	-	0	0	-	20	20	-	20	20
収益の部	34,856	30,564	△ 4,292	736	784	48	35,593	31,349	△ 4,244
経常収益	34,856	30,564	△ 4,292	736	760	23	35,593	31,324	△ 4,269
運営費交付金収益	345	320	△ 25	-	-	-	345	320	△ 25
国庫補助金収益	39	21	△ 19	204	204	-	243	224	△ 19
その他の政府交付金収益	6,241	6,234	△ 7	-	-	-	6,241	6,234	△ 7
業務収入	28,203	23,925	△ 4,278	-	-	-	28,203	23,925	△ 4,278
資産見返負債戻入	12	13	1	2	2	-	13	15	1
賞与引当金見返に係る収益	10	11	1	-	-	-	10	11	1
退職給付引当金見返に係る収益	5	6	1	-	-	-	5	6	1
運用収入	-	-	-	531	554	23	531	554	23
財務収益	1	31	30	-	-	-	1	31	30
雑益	-	3	3	-	0	0	-	4	4
臨時利益	-	0	0	-	25	25	-	25	25
純利益(△純損失)	△ 11	27	38	△ 122	23	145	△ 132	50	183
前中期目標期間繰越積立金取崩額	12	10	△ 1	122	3	△ 119	133	14	△ 120
総利益(△総損失)	1	37	36	-	26	26	1	64	63

別表-9

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	6,451	6,142	△ 309
経常費用	6,451	6,141	△ 309
石綿健康被害救済業務経費	6,002	5,850	△ 152
受託業務費	-	13	13
一般管理費	413	242	△ 171
減価償却費	36	36	0
財務費用	0	0	△ 0
臨時損失	-	0	0
収益の部	6,451	6,142	△ 309
経常収益	6,451	6,141	△ 309
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	5,311	5,220	△ 90
受託収入	-	13	13
その他の政府交付金収益	1,063	822	△ 241
資産見返負債戻入	15	15	0
賞与引当金見返に係る収益	40	39	△ 1
退職給付引当金見返に係る収益	23	32	9
臨時利益	-	0	0
純利益(△純損失)	-	-	-
総利益(△総損失)	-	-	-

別表-10

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	7,036	7,132	97
経常費用	7,036	7,132	97
環境保全研究・技術開発業務経費	6,712	6,855	142
一般管理費	265	167	△ 99
減価償却費	58	111	53
財務費用	0	0	0
臨時損失	-	0	0
収益の部	6,947	7,194	247
経常収益	6,947	7,194	247
運営費交付金収益	6,855	7,036	181
資産見返負債戻入	49	102	53
賞与引当金見返に係る収益	25	27	2
退職給付引当金見返に係る収益	18	21	3
財務収益	-	1	1
雑益	-	6	6
臨時利益	-	0	0
純利益(△純損失)	△ 89	62	151
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90	85	△ 5
総利益(△総損失)	1	147	146

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			熱中症対策事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	1,118	1,102	△ 16	587	466	△ 121	227	415	188	292	269	△ 23	2,224	2,252	28
経常費用	1,118	1,102	△ 16	587	466	△ 121	227	415	188	292	269	△ 23	2,224	2,252	28
基金業務経費	927	872	△ 55	572	455	△ 117	211	403	192	214	219	5	1,924	1,949	26
地球環境基金業務費	927	872	△ 55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	927	872	△ 55
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	-	-	572	455	△ 117	-	-	-	-	-	-	572	455	△ 117
維持管理積立金業務費	-	-	-	-	-	-	211	403	192	-	-	-	211	403	192
熱中症対策業務費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	214	219	5	214	219	5
受託業務費	-	91	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	91
一般管理費	180	127	△ 52	14	10	△ 4	14	10	△ 4	78	49	△ 29	286	196	△ 90
減価償却費	11	11	0	1	1	0	2	2	0	0	1	0	15	15	1
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 0	0	0	0
収益の部	1,119	1,229	110	587	468	△ 120	228	418	190	292	303	11	2,226	2,418	192
経常収益	1,119	1,229	110	587	468	△ 120	228	418	190	292	303	11	2,226	2,418	192
運営費交付金収益	965	951	△ 14	27	26	△ 1	29	29	△ 1	277	272	△ 5	1,298	1,277	△ 20
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	-	-	558	439	△ 119	-	-	-	-	-	-	558	439	△ 119
受託収入	-	108	108	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108	108
地球環境基金運用収益	110	118	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	118	8
維持管理積立金運用収益	-	-	-	-	-	-	194	385	191	-	-	-	194	385	191
寄附金収益	15	14	△ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	14	△ 1
資産見返負債戻入	2	2	0	0	0	0	1	1	0	-	0	0	3	4	1
賞与引当金見返に係る収益	16	19	3	2	2	△ 0	2	2	△ 0	9	10	0	29	32	3
退職給付引当金見返に係る収益	11	16	5	1	1	0	1	1	0	6	8	2	18	27	9
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	0	0
雑益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	13	-	13	13
臨時利益	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	-	0	0
純利益(△純損失)	1	127	126	0	2	1	0	2	2	0	35	35	1	166	164
総利益(△総損失)	1	127	126	0	2	1	0	2	2	0	35	35	1	166	164

別表-12

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	222	167	△ 56
経常費用	222	167	△ 56
承継業務費	149	95	△ 54
一般管理費	66	64	△ 2
減価償却費	7	7	0
財務費用	0	0	0
臨時損失	-	0	0
収益の部	319	612	293
経常収益	319	612	293
資産見返負債戻入	0	0	△ 0
財務収益	309	579	269
雑益	10	33	23
臨時利益	-	0	0
純利益(△純損失)	97	446	349
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	1	0
総利益(△総損失)	98	447	349

(注)総計および各勘定における各欄積算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度資金計画(総計)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,848	△ 8,542	4,306
業務活動による支出	△ 63,423	△ 61,924	1,499
業務活動による収入	50,575	53,382	2,807
運営費交付金収入	8,555	8,918	363
国庫補助金収入	243	234	△ 9
その他の政府交付金収入	10,830	10,962	132
業務収入	24,037	24,431	394
受託収入	-	17	17
運用収入	888	1,041	153
その他の収入	6,022	7,779	1,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,846	△ 12,260	△ 17,106
投資活動による支出	△ 160,154	△ 223,962	△ 63,808
投資活動による収入	165,000	211,702	46,702
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 64	△ 66	△ 2
財務活動による支出	△ 71	△ 71	△ 0
財務活動による収入	7	6	△ 1
資金増加額(△資金減少額)	△ 8,066	△ 20,867	△ 12,802
資金期首残高	31,794	31,589	△ 206
資金期末残高	23,729	10,721	△ 13,008

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,077	△ 1,078	3,999	△ 129	11	141	△ 5,206	△ 1,066	4,140
業務活動による支出	△ 34,923	△ 30,870	4,054	△ 861	△ 735	125	△ 35,784	△ 31,605	4,179
業務活動による収入	29,847	29,792	△ 55	731	747	15	30,578	30,539	△ 40
運営費交付金収入	360	360	-	-	-	-	360	360	-
国庫補助金収入	39	30	△ 9	204	204	-	243	234	△ 9
その他の政府交付金収入	6,241	6,241	-	-	-	-	6,241	6,241	-
業務収入	23,206	23,137	△ 69	-	-	-	23,206	23,137	△ 69
運用収入	1	21	21	528	543	15	528	564	36
その他の収入	-	3	3	-	0	0	-	4	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,986	956	△ 4,030	△ 500	△ 803	△ 303	4,486	153	△ 4,333
投資活動による支出	△ 14,014	△ 33,544	△ 19,530	△ 1,900	△ 3,205	△ 1,305	△ 15,914	△ 36,749	△ 20,835
投資活動による収入	19,000	34,500	15,500	1,400	2,402	1,002	20,400	36,902	16,502
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11	△ 11	0	△ 7	△ 7	0	△ 18	△ 18	0
財務活動による支出	△ 11	△ 11	0	△ 7	△ 7	0	△ 18	△ 18	0
資金増加額(△資金減少額)	△ 101	△ 133	△ 31	△ 637	△ 799	△ 162	△ 738	△ 932	△ 194
資金期首残高	605	1,420	815	1,373	1,855	483	1,978	3,276	1,298
資金期末残高	504	1,288	784	736	1,056	320	1,240	2,344	1,104

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,629	△ 1,109	521
実務活動による支出	△ 6,407	△ 6,246	161
業務活動による収入	4,777	5,137	360
その他の政府交付金収入	4,589	4,721	132
業務収入	134	314	180
受託収入	-	17	17
運用収入	54	85	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	700	1,196	496
投資活動による支出	△ 46,000	△ 53,004	△ 7,004
投資活動による収入	46,700	54,200	7,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 23	△ 23	△ 0
財務活動による支出	△ 23	△ 23	△ 0
資金増加額(△資金減少額)	△ 953	64	1,017
資金期首残高	3,979	4,772	792
資金期末残高	3,026	4,836	1,809

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 481	△ 537	△ 55
業務活動による支出	△ 7,356	△ 7,837	△ 481
業務活動による収入	6,875	7,300	425
運営費交付金収入	6,875	7,238	363
その他の収入	-	62	62
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 105	△ 105
投資活動による支出	-	△ 1,105	△ 1,105
投資活動による収入	-	1,000	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10	△ 10	△ 0
財務活動による支出	△ 10	△ 10	△ 0
資金増加額(△資金減少額)	△ 491	△ 652	△ 161
資金期首残高	497	909	412
資金期末残高	5	257	251

(基金勘定)																		
区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			熱中症対策事業			環境保全調査研究等事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 565	△ 680	△ 116	△ 558	△ 382	175	4,643	5,815	1,172	2	67	65	-	△ 9	△ 9	3,523	4,810	1,287
業務活動による支出	△ 1,669	△ 1,795	△ 126	△ 600	△ 434	166	△ 1,570	△ 2,120	△ 551	△ 275	△ 223	52	-	△ 9	△ 9	△ 4,113	△ 4,581	△ 468
業務活動による収入	1,105	1,115	10	42	51	9	6,213	7,936	1,723	277	290	13	-	0	0	7,637	9,392	1,755
運営費交付金収入	983	983	-	28	28	-	31	31	-	277	277	-	-	-	-	1,320	1,320	-
運用収入	110	119	9	14	14	0	182	259	77	-	0	0	-	0	0	305	392	86
その他の収入	12	13	1	-	9	9	6,000	7,646	1,646	-	13	13	-	-	-	6,012	7,680	1,668
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	298	298	4,000	△ 1,500	△ 5,500	△ 4,300	△ 11,800	△ 7,500	-	△ 0	△ 0	-	-	-	△ 300	△ 13,003	△ 12,703
投資活動による支出	△ 700	△ 602	98	△ 17,500	△ 26,000	△ 8,500	△ 70,000	△ 94,500	△ 24,500	-	△ 0	△ 0	-	-	-	△ 88,200	△ 121,103	△ 32,903
投資活動による収入	700	900	200	21,500	24,500	3,000	65,700	82,700	17,000	-	-	-	-	-	-	87,900	108,100	20,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3	△ 5	△ 2	△ 1	△ 1	△ 0	△ 1	△ 1	△ 0	△ 0	△ 0	0	-	-	-	△ 6	△ 7	△ 2
財務活動による支出	△ 10	△ 10	△ 0	△ 1	△ 1	△ 0	△ 1	△ 1	△ 0	△ 0	△ 0	0	-	-	-	△ 13	△ 13	△ 0
財務活動による収入	7	6	△ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	6	△ 1
資金増加額(△資金減少額)	△ 568	△ 387	181	3,441	△ 1,884	△ 5,325	342	△ 5,986	△ 6,328	2	67	65	-	△ 9	△ 9	3,218	△ 8,200	△ 11,417
資金期首残高	801	971	169	1,127	2,091	964	11,819	7,593	△ 4,226	-	-	-	-	9	9	13,747	10,664	△ 3,083
資金期末残高	234	584	350	4,568	207	△ 4,361	12,161	1,607	△ 10,555	2	67	65	-	-	-	16,965	2,464	△ 14,501

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,055	△ 10,640	△ 1,586
業務活動による支出	△ 9,763	△ 11,655	△ 1,892
業務活動による収入	708	1,014	306
業務収入	698	981	283
その他の収入	10	34	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 40	△ 501	△ 461
投資活動による支出	△ 10,040	△ 12,001	△ 1,961
投資活動による収入	10,000	11,500	1,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7	△ 7	△ 0
財務活動による支出	△ 7	△ 7	△ 0
資金増加額(△資金減少額)	△ 9,101	△ 11,148	△ 2,047
資金期首残高	11,593	11,969	376
資金期末残高	2,492	820	△ 1,671

(注)総計および各勘定における各欄積算の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和7年6月10日

令和6年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

- ・ 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における令和6年度の契約状況は、表1のようになっている。契約件数(少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。)は65件、契約金額は806百万円であり、うち競争性のない随意契約は21件、契約金額は175百万円であった。
- ・ 令和5年度と比較して全体の金額が減少しているのは、令和5年度に実施した、令和6年度から開始される第5期中期計画期間に向けた大規模なシステム等の調達があったことが主な要因である。
- ・ 令和5年度と比較して競争性のない随意契約の件数及び金額が増加しているのは、新規業務の開始や次年度に追加が予定されている新たな業務の開始準備のためのレイアウト変更を行う等、新規業務に付随する調達が多くあったことが主な要因である。

表1 令和6年度の調達全体像

(単位:件、百万円)

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	(53.8%) 35	(54.8%) 442	(59.1%) 13	(△73.5%) △1,227
企画競争・公募	(10.3%) 4	(6.7%) 125	(13.9%) 9	(23.5%) 189	(125%) 5	(51.2%) 64
競争性のある契約(小計)	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	(67.7%) 44	(78.3%) 631	(69.2%) 18	(△64.8%) △1,163
競争性のない随意契約	(33.3%) 13	(3.7%) 69	(32.3%) 21	(21.7%) 175	(61.5%) 8	(153.6%) 106
合 計	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	(100.0%) 65	(100.0%) 806	(66.7%) 26	(△56.7%) △1,057

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の()書きは増△減率である。

(注3) 少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。

(2) 一者応札・応募の状況について

機構における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっている。競争性のある契約のうち、一者応札・応募は3件、契約金額は26百万円であった。

なお、令和5年度と比較して件数が減少しているのは、これまでの一者応札改善の取組の継続及び一部の案件における更なる取組の結果、一者応札が解消されたことなどが主な要因である。また、金額が減少しているのは、令和5年度に実施した、令和6年度から開始される第5期中期計画期間に向けた大規模なシステム等の調達の一部が影響したことが主な要因である。

表2 令和6年度の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
2者以上	件数	20(76.9%)	41(93.2%)	21(105%)
	金額	1,659(92.5%)	605(95.9%)	△1,054(△63.5%)
1者	件数	6(23.1%)	3(6.8%)	△3(△50%)
	金額	135(7.5%)	26(4.1%)	△109(80.7%)
合 計	件数	26(100.0%)	44(100.0%)	18(69.2%)
	金額	1,794(100.0%)	631(100.0%)	△1,163(△64.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の()書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

(1) 一者応札・応募に関する取組【実施割合:100%】

調達における競争性及び透明性を維持するため、以下の取り組みを実施した。また、自主的な取組として、発生の都度、契約監視委員会へ報告し確認を受けた。

- ① 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。

(2) 一者応札・応募の改善に向けた取組の深化

従前1者応札となっていた案件の解消に向けて、一部の案件については、さらに以下の取り組みを実施した。その結果、一者応札の解消が進展するとともに、競争性が働いたことによって経済性についても改善した。さらに、それらの取組を通じて、当機構の事業に対する理解促進や調達の参加機会の拡大にも寄与した。

- ① 前向きな応札参加が見込める複数の業者へ積極的にヒアリングを実施。
- ② 積極的に新規業者への声掛けを実施。
- ③ 参加業者への配慮として、従前よりも公告開始から提案書提出までの期間を増やすことによる日数の確保。
- ④ 総合評価の評価項目及び配分について、事業実施体制や関連する事業の実績に加え、調達内容に係る有効な提案により加点されるよう見直しを実施。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立【契約手続審査委員会による審査の件数:21件(全件)】

令和6年度に締結した随意契約については、契約手続審査委員会において、事前に審査を行い、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

【実施結果:国・政府関係法人の契約制度、入札談合等関与行為防止法等(令和6年10月)、最近の検査報告について(令和6年11月)】

政府関係法人会計事務職員研修を受講した職員から、他の機構職員に対し、上記研修を参考として、機構業務と密接に関連する内容の研修を実施した。

4. その他の調達事務における取組

(1) 入札参加機会拡大のための取組

令和6年度においては、入札参加機会拡大への対応として①・②の取り組みを実施した。

- ① 引き続き環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。
- ② 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

令和6年度においては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応として、調達内容の品質の

低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、総合評価落札方式及び企画競争(10件(全件))の評価加点項目として設定した。

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

(3) 調達等合理化計画及び自己評価結果等の公表

令和6年度において、調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表した。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとした。

(4) 審査・相談体制に関する運用の見直し

令和6年度において、経理業務では、限られた人員の中で通常業務に加えて機構全体の調達事務の審査や相談を行っており、契約件数の増加によって、審査以外の業務に割くべき時間の確保が困難となっていた。そのため、事務の見直しを進めるに当たり、その検討や意思決定を踏まえた土台作り、職員のボトムアップへの取組等、それらに向けた事務時間の創出等を目的として、各部からの相談等に係る予約相談制の仕組み(曜日及び時間帯を制限し、その範囲で日時・相談枠を予約)を導入することにより、効率的に相談を受けつつ、充実した指導・助言等を行うとともに、それ以外の業務に当てるべき時間を生み出すこととした。

(5) 調達事務に関する効率的かつ効果的な審査体制への見直し

令和6年度において、調達事務の適正性・透明性を確保しつつ、業務効率化による機構全体の事務時間の創出や業務の質の向上を目的として、新たに、実績に基づく四半期点検の仕組み(以下①、②)を導入・開始した。それにより、調達事務以外の業務(例えば事業の検討、事業実施等)に割くべき時間の創出、より充実したワーク・ライフ・バランスの推進等、機構業務の質の向上に大きく貢献した。

① 一般競争(最低価格落札方式)契約の点検

契約手続審査委員会の運用の見直しにおいては、審査に当たり、一般競争(最低価格落札方式)は公共調達における原則的な調達方法であり競争性も確保されていることから、契約手続審査委員会が四半期の実績に基づき点検を行い、指摘すべき事項が判明した場合には、その点検結果を速やかに反映するPDCAの仕組みとした。

② 少額随意契約の点検

少額随意契約案件の審査・点検方法の見直しにおいては、適正性の確保と事務手続きの効率化を両立させるため、経理部門において全件を事前確認する仕組みから、各部が調達を行った後、契約手続審査委員会が四半期の実績に基づき点検を行い、指摘すべき事項があった場合には、その点検結果を反映するPDCAの仕組みへと見直した。さらに、随意契約による場合の適正性を確保するため、従来以上に機構職員への積極的な指導・助言を行ったほか、より慎重に特命随意契約を取り扱うべく、上記の運用見直しを行いつつも事前相談や随意契約理由等の事前確認を行うこととする等、調達事務における適正性確保に向けた取組を充実させた。

(6) 調達事務に係る電子化の推進

管理部門において、改正電子帳簿保存法等への対応に係る費用対効果を含めた効率的かつ効果

的な事務処理手順の検討を進めるとともに、理事長のリーダーシップの下、令和6年8月に立ち上げた業務改革推進のための組織横断的なプロジェクトチームと連携し、機構全体で契約事務に係る事務処理手順の見直し及び電子化に向けた取組、令和6年度中に事業実施同等の電子決裁化等を実現した。それにより、業務効率化による事務時間の創出及び業務の質の向上、ペーパーレス化等による経費の削減を図ったことに加え、テレワークの活用による働き方改革にも大きく貢献した。

(7) 優良事例の収集及び横展開の取組

従来以上に積極的かつ継続的に調達改善等の職員意識を高めることによって、より質の高い業務を行うことを目的として、機構内における経費の効率化、調達の合理化、業務改善等に関する優良事例を収集し、半期に1度、理事会へ報告の上、機構内で共有する取組を構築し運用を開始した。また、令和6年度においては半年の事例創設及び収集期間を設け、適切に取りまとめた上で理事会報告を行い、機構内で共有を実施した。

(8) 事務事故ゼロについて

近年、特に経理部門は、限られた人員体制下での業務及び新たな業務に係る案件数の増加が重なる等、年間を通して繁忙状況が続いていた。また、令和6年度においても新たな業務が本格実施されるとともに、法令改正に伴い、令和7年度における新規業務の追加が予定されるなど、従前に比し、契約取扱件数が大幅に増加する見通しであったことから、前述のとおり、各種の事務効率化を図りつつ契約事務の適正性を確保したことによって、契約手続に係る事務事故ゼロを達成した。

(9) 「予算決算及び会計令」の改正に準じた内規の改正準備

随意契約による場合の予定価格等の取扱いについて、職員の業務負担を早期に軽減するため、「予算決算及び会計令」の改正と同様、令和7年度当初から政府に準じた取扱いが可能となるよう機構内規の改正準備を行った。

5. 自己評価の実施

令和6年度調達等合理化計画の実施状況は上記1～4に記載のとおりであり、それらを達成するため、限られた人員体制の中で中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施するとともに、効率的かつ効果的な調達事務を進められるよう、様々な業務改革に積極的に取り組んだ。

以上から、令和6年度における調達の合理化に十二分に取り組み、目標を超える成果を上げたことから、自己評価は「A」とした。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会に令和6年度計画の実績及び自己評価(案)を報告した。

総括責任者	財務部担当理事
メンバー	総務部長、財務部長

(2) 契約監視委員会による審査

令和7年5月26日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び令和6年度計画の実績等について、点検・評価を受けた。

以上

令和 6 年 1 月 31 日
資 金 管 理 委 員 会

令和 6 年度運用方針

1. 共通の基本方針

- (1) 運用資金の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品による運用を行うため、債券は発行体及び債券銘柄の信用力について、預金は金融機関の経営の健全性について十分留意すること。
- (2) 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備えた運用を行うこと。
- (3) 上記の安全性及び流動性を確保した上で、各資金の性格や資金収支計画を踏まえ、普通預金に必要な以上の資金を残さないよう効率的に運用すること。
- (4) 各資金の需要に合うグリーンボンド等（SDGs債）は、積極的に取得すること。

2. 各資金の運用方針

(1) 公害健康被害予防基金

令和 6 年度に償還される債券 14 億円について、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に特に留意したうえで、20 年を上限とした債券による運用を行うこと。

なお、債券の取得にあたっては、長期的な利息収入を確保するために、金利状況や債券発行状況により柔軟に対応すること。

(2) 石綿健康被害救済基金

被害者救済のための基金であることを踏まえ、救済給付の支給に支障が生じないよう留意したうえで、概ね 1 年以内の預金及び 5 年以内の債券を組合せた運用を行うこと。

なお、債券保有額の合計は基金残高の 5 割までとし、単年度の新規取得額は 100 億円を上限とすること。

(3) 地球環境基金

令和 6 年度に償還される債券 9 億円について、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に特に留意したうえで、20 年を上限とした債券または預金による運用を行うこと。

なお、債券の取得にあたっては、今中期計画予算の利息を確保しつつ、金利状況や債券発行状況により柔軟に対応すること。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

資産の流動性を最優先し、概ね1年以内の預金運用を行うこと。

また、資金の支払日に即した満期日の設定に留意すること。

(5) 維持管理積立金

積立者からの取戻し請求への支払いに支障が生じないよう、短期及び長期の資金収支を踏まえたうえで、概ね1年以内の預金及び年限10年までの債券を組み合わせた運用を行うこと。

(6) その他

(1)～(5)以外の資金について、支払い等に支障をきたさないよう支出の時期に留意しつつ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう、概ね1年以内の預金運用を行うこと。

以上

令和7年2月21日
財 務 部 会 計 課

利回りの高い債券への入れ替えについて

1. 背景

令和6年7月31日に開催した第94回資金管理委員会において、公害健康被害予防基金及び地球環境基金のより効果的な運用方法として、債券の入れ替えを検討することを説明した。

債券の入れ替えにより、年度ごとの償還額の平準化及び運用利息収入の増加が期待され、より安定的な運用益の確保に資することができるため、関係法令の規定等についての監査法人への確認や、証券会社及び他独法へのヒアリングを行う等の検討を続けてきたところである。

2. 債券入れ替えの条件

- ① 独法会計基準注解 23（2）により、売却債券の利回りを上回る債券への買い替えが必要である。利回りの計算方法は単利利回りを採用する。
- ② 基金の性質上、「購入時の利率が高く、時価が上がっている債券の売却益」と「購入時の利率が低く、時価が下がっている債券の売却損」を相殺し、売却損益がゼロ以上となるように調整する。

（参考）独法会計基準注解

<注 23> 満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

（2）満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り替えるため、又は独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り替えるために売却した場合

3. 入れ替え実施の承認について

入れ替えの都度、決裁にて基金を保有している担当部を合議し、承認を得ることとする。

以上の内容を踏まえ、利回りの高い債券への入れ替えについて実施してよろしいか、附議いたします。

以上

令和 6 年度公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 令和 6 年度購入債券

(単位：百万、%)

銘柄	購入額	表面利率
第 80 回国際協力機構債券(一般担保付、サステナビリティボンド)	100	0.820
第 36 回地方公共団体金融機構債券(一般担保付、グリーンボンド)	100	0.809
財投計	200	
第 505 回日本高速道路保有・債務返済機構(ソーシャルボンド)	1,000	2.110
政保計	1,000	
東京電力パワーグリッド株式会社第 73 回社債(一般担保付)	700	2.093
東京電力パワーグリッド株式会社第 74 回社債(一般担保付)	200	1.088
東京電力パワーグリッド株式会社第 76 回社債(一般担保付)	300	2.477
株式会社三菱 UFJFG 第 37 回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	200	1.303
東京電力パワーグリッド株式会社第 79 回社債(一般担保付)	300	2.283
東京電力パワーグリッド株式会社第 81 回社債(一般担保付)	300	2.838
社債計	2,000	
合計	3,200	

2. 債券別運用状況(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円、%)

	平均残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国債	6,985	15.50	125	1.79
地方債	2,081	4.62	25	1.20
政府関係機関債	17,227	38.23	222	1.29
社債	18,771	41.66	181	0.96
合計	45,063	100	553	1.23

※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

令和6年度地球環境基金債券運用状況

1. 令和6年度購入債券

(単位: 百万、%)

銘柄	購入額	表面利率
第4回北九州市サステナビリティボンド10年公募公債	100	0.933
地方債計	100	
第197回都市再生債券(一般担保付、サステナビリティボンド)	100	0.600
愛知県・名古屋市折半保証第180回名古屋高速道路債券(愛知県・名古屋市折半保証付、ソーシャルボンド)	200	0.625
中部国際空港株式会社第13回社債(一般担保付、ソーシャルボンド)	200	1.132
財投計	500	
合計	600	

2. 債券別運用状況(令和7年3月31日現在)

(単位: 百万円、%)

	平均残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国債	0	0	0	0
地方債	561	3.99	6	1.07
政府関係機関債	2,375	16.88	24	1.01
社債	11,131	79.13	88	0.79
合計	14,067	100	118	0.84

※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

ERCA 人材の確保・育成に関する方針

令和 7 年 4 月 1 日

理事長決定

はじめに

わが国の環境行政は、第 6 次環境基本計画のもと、これまでの環境の課題だけではなく、経済や社会の課題の解決を同時に進め、環境・経済・社会の統合的向上を目指しています。また、わが国は本格的な少子高齢化を迎え人手不足が顕著となった中で、働き方の多様化や雇用の流動化への対応が大きな社会課題となっています。

本方針は、このような状況下でも ERCA が環境政策の実施機関として役割を果たせるよう、ERCA の将来像を見据えて、人材の確保・育成に関する基本的な視点や方策、またその実行において重要な視点や必要な考え方などを示し、的確かつ良好な採用活動と人材の定着、さらに戦略的かつ効果的な人材育成を図ることを目的として策定します。

なお、本方針は令和 6 年度から始まる第 5 期中期目標期間中を対象とした方針として、令和 6 年度計画に沿って策定したのですが、期中においても ERCA を取り巻く社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとします。

第 1 方針策定に向けた整理

1 ERCA のこれまでと現在

(1) ERCA 設立後 10 年まで（第 1 期～第 2 期中期目標期間）

ERCA は、平成 16 年 4 月に、前身である公害健康被害補償予防協会と環境事業団が合併して設立された独立行政法人です。設立当初より、公害健康被害補償業務、公害健康被害予防事業、地球環境基金事業、建設譲渡事業等における債権管理回収業務等を実施してまいりました。その後、平成 18 年 3 月には石綿健康被害救済業務が追加され、現在まで着実に業務を実施しています。これらは、公害の健康被害に遭われた方々への補償や将来的な予防に関する業務や、資金面で困難な状況に直面することの多い環境 NGO・NPO への助成業務など、いわば「公害・環境問題への対応」業務が主であり、ERCA 職員は、与えられたミッションに基づいて、その事務を正確かつ確実に実施することが求められてきました。

(2) ERCA 設立後 10～20 年まで（第 3 期～第 4 期中期目標期間）

平成 28 年 10 月に、これまで環境省が行ってきた環境研究総合推進費業務が追加されました。本業務は、それまで ERCA が行ってきた助成業務とは異なり、大規模な公募を経て委託契約の形で研究機関に研究費を配分し、プログラムオフィサーを擁して研究の進

捗確認を行いながら推進するといった、新しく体制を整備し業務を行うこととなりました

さらに令和5年2月からは、この環境研究総合推進費業務の実績が評価され、内閣府の戦略的イノベーションプログラム（SIP）第3期課題の一つである「サーキュラーエコノミーシステムの構築」に取り組む研究推進法人となって、新たな領域に取り組みを進めることとなりました。これら研究業務においては、ステークホルダーとの事務的なやり取りにとどまらず、ERCAとして環境研究に関する知見を蓄積し、研究開発計画の策定や研究主体の伴走支援を行うことが求められる状況となり、ERCAが担う領域と機能が拡大しました。

（3）ERCA 設立後 20 年以降（第 5 期中期目標期間を迎えて）

令和6年度からは、地球規模での気候変動に対する適応として、熱中症対策関係業務のうち特別警戒アラート等に係るデータ分析や地域の熱中症対策の施策支援が、ERCAの業務に新たに追加となりました。本業務は、自治体や医療・福祉機関と連携して予防行動を促す点では共通するところですが、現在大きく膨らんでいる社会・経済課題の解決を目指す要素が業務に含まれています。

また、令和7年度からは、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による生物多様性の維持・回復・創出に資する増進活動実施計画などの認定審査や活動促進をERCAが担うこととなりました。本業務は、認定サイトを OECM（Other Effective area-based Conservation Measure：保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）として国際データベースに登録され、COP15で掲げられた2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30）の達成に貢献しようとするもので、まさに経営理念に謳っている「地球規模で対策が必要となる環境問題」に向き合うこととなりました。

2 ERCA のこれからと経営理念

第1期から第4期中期目標期間（上記1（1）～（2））において、これまでERCAの業務を支えてきたのは、公害健康被害に遭われた方々への補償・予防や救済といった業務について蓄積してきた職員の知識や経験が主であり、時代に合わせながらも法律に基づいて着実に業務を行うことで、「環境問題への対応」が中心となっていました。

一方、現在の第5期中期目標期間（上記1（3））では、持続可能な社会の実現を目指して、環境問題への対応にとどまらず、経済や社会の変化に対応し新しい価値を創出することで、「社会課題の解決」を目指すことが組織運営として求められています。

現在のERCAの経営理念は、

『私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外

からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。』

としていますが、上記を踏まえ、将来的にありたい姿として表現すれば、

『私たちは、環境分野の政策実施機関として持続可能な社会の実現に向けて、社会の変化に対応し、ERCA が有する総合知を活用して、あらゆる主体と協働して新しい価値を創出することにより、環境・経済・社会の統合的課題を解決する環境施策の多様な役割を担う組織となることを目指します。』

となります。

そして ERCA は、持続可能な社会の実現からのバックキャストにより新しい時代の要請に応えられるよう、新たな事業領域に挑戦し ERCA の成長戦略の実現を目指します。

第2 目指すべき ERCA の職員像

1 目指すべき ERCA の職員像

ERCA の経営理念、経営方針及び職員行動指針に基づき、目指すべき ERCA の職員像は次の5項目とします。

- (1) 社会に範を示し、国民に信頼される職員
- (2) ERCA のミッション・業務目標の達成に貢献する職員
- (3) 周囲との連携の下、業務の効率性を追求する職員
- (4) 新たな課題に挑戦する職員
- (5) 明るく活気のある職場環境を育む職員

2 ERCA 職員に求められる能力

ERCA は独立行政法人であり公的機関であることから、公共サービスの質の向上を前提に業務を遂行することが求められます。また、当然ながら様々な職制や能力をもつ職員の集合体であるため、組織運営を着実に行える能力も重要です。さらに、多岐にわたる ERCA の業務では、その遂行のために各職員が幅広い知見やノウハウをもとに、スピード感をもって遂行する能力が求められます。加えて、現在の ERCA 業務にとどまらず、社会課題の解決への意識や様々な主体との協働体制を構築する能力も重要です。

以上を踏まえ、ERCA 職員に求められる能力を、次の(1)から(4)の4類型にまとめます。

(1) 公的機関で環境保全に携わる職員として求められる基礎能力

- ① 独立行政法人の職員として必要な、各種法令や行政等に関する基礎的な知識
- ② 法人文書の作成能力、企画・調整能力、コミュニケーション能力
- ③ 環境保全分野で働く上で必要な、広範な基礎知識
- ④ IT リテラシー、情報セキュリティ対策及び個人情報保護に関する基礎的知識

（２）職制別に求められるマネジメント能力や専門能力

- ① 人材や業務のマネジメントに関する能力、予算要求・執行管理・決算に関する能力
- ② リーダーシップ、組織内部における業務推進力、対外的な交渉力

（３）ERCA の実務を支える専門能力

- ① 各業務の歴史的・社会的背景を踏まえ、必要な業務を適切に企画立案及び遂行する能力
- ② 各業務の実績と課題を正確にとらえ、業務改善につなげるためのPDCAを回す能力
- ③ ステークホルダーや広く国民のために、各業務の実績を広報し、更なる社会的理解を得るための発信を行う能力

（４）持続可能な社会の実現を目指し社会課題の解決を追求する能力

- ① 社会のニーズや変化を機敏にとらえ、将来を予測し、必要な対策や施策を主体的に考えて生み出す能力
- ② 国、自治体、関係機関、民間団体、国民などあらゆる主体と協働し、新しい価値を創出する能力

第３ 人材の確保

１ 採用したい人物像

上記第２の１にある「目指すべき ERCA の職員像」を満たす素養のある人物で、研修やOJT などを通じて上記第２の２にある「職員に求められる能力」を習得することが望める、もしくは習得している人物を中心に採用したい。

２ 採用方法

大学等を卒業した者を採用する「新卒採用」と、年代や部門、また専門人材の欠員や補充等が必要になった場合に社会人経験者を採用する「中途採用」、ERCA で有期雇用職員として一定期間就労し適性が確認された者を採用する「内部登用」を組み合わせで行います。どの採用においても、公的機関で働くことや、環境保全分野で働くことを希望する者を中心に採用します。

（１）新卒採用

ERCA の将来を担う、主にジェネラリストとしての人材を確保し育成していくために、新卒採用（主に大学卒、大学院卒）を実施します。毎年度の採用人数は、全職員数を一般勤続年数（新卒入社し定年退職する年数で約 40 年）で割った人数を目安とし計画的に採

用します。

また、職員の入社後のライフステージにも柔軟に対応できるように、性別が偏りすぎないことに留意して採用するとともに、近年の業務の多様化を踏まえて、文系・理系人材をバランスよく採用します。

将来的にライン職・スタッフ職のいずれに進むかは意識することなく採用し、入職後に適性を見極めることを基本とします。

(2) 中途採用、内部登用

新卒採用だけでは賄えない ERCA の将来を担う人材を補強するため、必要に応じて中途採用を実施します。

また、中途採用の方法の一つとして、有期雇用職員を正職員として雇用する「内部登用」を必要に応じて行います。内部登用を行う際は、所属部署の意見を参考に選考を進めます。

なお、新卒では採用することが難しい財務・経理関係業務や情報システム・セキュリティ関係業務に精通した者については、中途採用と内部登用を計画的に活用します。

(3) 有期雇用職員

部門ごとに必要な能力・スキル等を有した人材を一定期間雇用するもので、業務専門性の確保や業務運営の強化の観点から、審査を経て雇用します。

3 採用活動

近年、特に新卒採用については、待ちの姿勢だけでは優良な人材が集まりにくい状況になっており、今後ますます ERCA のことを認知していただきつつ、業務理解を持ってもらうことが重要で、次の点に留意しながら採用活動を行います。

- ERCA の役割や仕事の内容、働き方の状況について数値等を示し分かりやすく示し、就職希望者の目線で情報発信する。
- 経営理念を理解して入職していただくための工夫を施す。
- 学生を対象とした就職活動イベントなどに積極的に参加し、環境保全を学ぶ学生や、ERCA で働いている職員の母校などを中心に、就職説明として訪問するなどにより、ERCA で働くことのイメージを直接伝える。

なお、これまでは採用活動を総務部人事担当や役員により実施してきましたが、自分たちの同僚を自分たちで選び、入職後にフォローしていく意識を醸成しつつ、若年層の離職を避けエンゲージメントを高めることを目指して、令和5年度に課長職や課長代理・副主幹を中心とした「採用協力チーム」を立ち上げており、第5期中期目標期間でも引き続き活動を継続します。

また、業務の拡大に伴い、特に中途採用や有期雇用職員採用により注力すべき状況となっており、第5期中期目標期間中に人事・採用を行う部門の体制強化を並行して行うこと

とします。

4 専門人材の確保

ERCA のこれまでの事業経験を通じて培われた様々な知見や業務ノウハウ、外部とのリレーション等の専門性については、個々の職員としても組織全体としても貴重な経営資源であり、各業務において引き続き獲得・構築、蓄積及び継承を図っていく必要があります。

一方、SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の研究推進法人としての業務や、熱中症対策における情報整理・分析などの国の環境政策の動向に応じた業務、生物多様性増進活動を促進・支援する業務など、これまでとは異なる新たな業務に対応するため専門人材の確保を強化します。これらの専門人材は上記採用活動では容易に確保できないため、省庁や関係団体、企業等から専門的な知見等を有する者を、出向等により ERCA に受け入れることを積極的に行います。

出向等を受け入れた場合に、受け入れた部署においては、その者と一緒に業務を遂行する職員を配置するなど、ERCA 職員として知見の蓄積に努めます。

5 人材の定着

採用した職員が ERCA にて長く活躍していただけるよう、新規入職者への指導役の配置やメンター制度などの離職の防止につながる取組を継続するとともに、職員個々の特性を踏まえた育成、人事意向の確認、職場環境の整備といったエンゲージメントの向上につながる施策を、総務部人事担当と採用協力チームが中心となって検討し、積極的に取り組みます。

第4 人材の育成

1 職位とキャリアステップの明確化

ERCA がこれまで実施してきた業務について引き続きその質を確保しながら、社会課題の解決を図るため新たに取り組む業務にも対応するため、職員の能力発揮を最大化するマネジメントの実行と、業務専門性の獲得・蓄積・発揮・継承を実現すべく、入職後のキャリアステップとそれを支える人材育成のイメージを全職員で共有します。

(1) 若年ジョブローテーション

まず、ERCA の業務を広く習得するとともに、職員本人の適正を把握するため、ERCA の業務を「事業系部門」、「管理系部門（事業総括）」、「管理系部門（総務・財務等のバックオフィス）」に区分し、新卒採用後の 10 年間に於いて、平均で 2～3 年を目安に異動する「若年ジョブローテーション」を行います。（ジェネラリストとして活躍が期待される中途採用者についても、新卒採用者に準じてローテーションを実施します。）

(2) ライン職・スタッフ職

ERCA でのキャリアを「ライン職」、「スタッフ職」、「スタッフ職（専門職）」に区分し、若年ジョブローテーション後に、人事意向調査等によりどの職に進みたいか本人の意向を確認し具体的には4等級（主査）から3等級（副主幹・課長代理）に昇格する時点で、本人の適性を踏まえ将来的なキャリアステップの方向性を見定めます。

① ライン職

ERCA のミッションや中期目標等の実現に向けた責任者としての役割を持つ職員のこと、各部課の業務管理、人材育成などマネジャーとしての役割を果たします。また、組織活性化の観点から、数年（1 部署 2～3 年程度を目安）で人事異動が行われる場合があります。なお、課長代理に対しては必要な研修の受講を促し、管理職として活躍することを支えます。

② スタッフ職・専門職

「スタッフ職」は、事業の知見・専門性を有して事務を行う実行部隊としての役割を持つ職員のこと、事務を行う上での後輩の育成者としての役割も担います。さらに、専門性をもって業務を実施するスタッフ職の先に、さらなる専門性の蓄積・発揮・継承が必要な業務については「専門職」を配置します。当該業務に特化して、その業務の歴史や背景を踏まえて、内部や外部にその知見を共有、発信する役割をもって業務に当たります。

なお、スタッフ職（専門職を含む。）については、その目的に沿って一定期間（1 部署 3～5 年程度を目安、またはそれ以上）配置することとします。また、業務専門性の深化を図るため、ERCA 内の類似業務への配置を行うことも必要に応じて行います。

□ 等級と職制

等級	ライン職	スタッフ職（専門職）
1	部長・室長・次長	参事
2	課長・上席調査役	主幹
3	課長代理・上席調査役代理	副主幹
4	主査	
5	主事	
6	課員	

(3) 各等級・職制に求められるスキルレベル

① 課員から主事まで（目安として社会人1～10年目くらい）

- 業務を円滑に行うため、指導役制度を活用した OJT や各種研修を通じて、職員として何が必要かを認識しつつ、今後のキャリアを自ら主体的に描けるように

なる。

- 環境省等への出向や人事交流を通じて ERCA 以外の業務経験を積むことで、視野の拡大を図り、社会課題の解決の意識を向上させる。

② 主査から課長代理または副主幹昇任まで（目安として社会人 8～15 年目くらい）

- 業務の中心であるチームリーダーとして、現場レベルでの意見や問題意識を集約しながら課題提案を行い、課の目標達成に向けて業務遂行及び業務改善等を行う。
- 課内及びチーム内の人間関係が円滑になるよう上長とチームのメンバーとのつなぎ役として機能する。また、業務遂行の中核として後輩職員の育成を意識しつつ、自身のマネジメントスキルを向上させる。
- 既定の方針と現場レベルでのギャップ等を捉え、自部門から他部門さらには組織外のステークホルダーまでを視野に入れつつ、内外の調整や折衝等に当たる。
- 環境省等への出向や人事交流を通じて ERCA 以外の業務経験を積むことで、視野の拡大を図り、出向先で中核となって業務を調整し実行する能力を磨く。

③ 課長代理から管理職まで（ライン職）

- これまでに習得した知識・能力・経験をもとに、特定の業務に限らず ERCA 全体の適切な業務運営が今後も継続的に行われるよう、管理下にある職員を責任持って育成する。
- 業務管理や労務管理といったマネジメントスキルを実践することができる。
- 業務実施状況等を把握し、十分な専門実務能力・処理力により自ら課題を提案・設定し、部門又は課の目標達成に向けた業務遂行及び業務改善等に積極的に取り組むことができる。
- 国等の機関に出向する機会では、出向先でまさに核となって業務を実行し、ERCA に戻った後で ERCA の現業や将来的な業務の実施につなげ、社会課題の解決の追求に取り組むことにチャレンジする。

③' 副主幹から専門職相当まで（スタッフ職）

- これまでに習得した知識・能力・経験をもとに、それらを継承する視点での人材育成に責任を持って取り組む。
- 管理職の行う業務マネジメントのもとで、チャレンジングな仕事や今までの延長上にはない仕事に積極的に取り組む。

2 人事意向調査

職員本人の将来のキャリア意向や能力開発の意欲等を聞き取ることを通じて、個々の

発揮能力を高め、組織のパフォーマンスの向上につなげるために、毎年度1回、有期雇用職員を含む全職員（派遣職員を除く。）を対象に、人事意向調査を行います。

この調査を通じて、各職員が部署異動等を通じて次のキャリアを積むことを現在望んでいるのか、今後どのような業務に取り組みたいと考えているかを汲み取って、将来の人事配置等に活かします。

特に3～6等級の一般職員については、その後のキャリアステップの意向を確認するために「ライン職」、「スタッフ職」のいずれを希望するか、また、1～3等級の一般職員については、現在の職制（役職）から変更を希望するか確認します。

3 人材育成としての研修の実施

人材育成において、研修は重要なツールです。ERCA では、上記第2の1で示す求められる能力の研鑽のため、4つの研修（基礎研修、職制別研修、環境専門性研修、業務専門性研修）を行います。

（1）研修計画の策定と実施

第5期中期目標期間においては、職員の能力発揮を最大化するマネジメントの実行と、業務専門性の獲得・蓄積・発揮・継承を実現するために、上記4つの研修コンテンツの充実に図るとともに、受動的な研修とならないよう職員が主体性と意欲をもって研修に臨むような工夫と、職員自身が自らのキャリアプランに合わせて選択できる工夫を取り入れます。

研修内容については、毎年度の実施状況を次年度に活かすため、年度計画を毎年度当初に策定します。

（2）資格取得支援の実施

また、研修と合わせて上記第2の1で示す求められる能力の獲得を目指して、また、今後の新規業務に対応することも視野に入れたリスクリングの観点を含めて、求める資格を明示して取得を推奨するといった資格取得奨励制度の充実に図ります。

特に、情報セキュリティの知識や情報リテラシーについては、ERCA 職員全体の基礎として習得、向上しておくことが望ましいものであり、研修や資格取得奨励を通じて底上げを行います。

4 外部出向等の活用

ERCA 内での業務遂行に資する知見の習得を目的として、また、職員に求める能力の4類型の一つ「（4）社会課題の解決を追求する能力」のさらなる向上を図るため、環境省など ERCA 外部への出向や人事交流を積極的に行います。業務に直接関係の深い省庁・団体・企業等のほか、類似業務及び新規業務への対応を目指す上で必要な組織に出向します。

出向は、業務命令として指名する場合や、本人の意欲に応じて派遣する場合があり、出

向先に応じて使い分けて選択します。

5 人事評価

ERCA は、人事評価を通じて、職位によって求められる能力・スキルの基準を示し発揮してもらうこと（能力・スキル評価）、業務計画と実績をもとにその成果を求めること（業績評価）を目指しており、評価結果は昇給や昇格、賞与支給に反映します。

なお、第4期中期目標期間までに行ってきた人事評価制度における課題として、標準評価に約8割が集中する制度設計となっており、困難な課題に対応し成果を上げた職員が多く存在したとしても、処遇が難しい状況にありました。給与原資の分配の観点から処遇反映には限界があるものの、第5期中期目標期間において、従前よりもメリハリの効いた制度運用に改善し、困難な業務に立ち向かう意欲の向上につなげます。併せて同期間中に、ライン職とスタッフ職の区分を明確にすることに伴いそれぞれに応じた評価を行えるように評価項目や基準等を見直します。

第5 人材確保・育成を支える職場環境の整備

1 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

ERCA を取り巻く環境は急速に変化し、技術革新のスピードもますます加速しています。このような状況の中で ERCA の業務がより効率的に行われ、成果を最大化するためには DX の推進が不可欠です。

現状の業務が本当に最適か、職員が自発的に改善を行えるよう、令和6年度に部署横断的な取り組みを行う「業務改善プロジェクトチーム」を立ち上げており、引き続き活動を継続します。また令和6年度に行ったシステム基盤の移行とそれに伴い導入した各種デジタルツールの活用を促進するなど、職員による業務改善の取組を今後も継続的に支援します。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

（1）介護・育児との両立

職員の、それぞれのライフステージに応じた働き方ができるようにすることが、人的資源の確保の観点だけでなく、働く意欲の向上や働きやすさの保持のために重要です。そのため、既に導入したテレワークやフレックスタイム制度などの柔軟な働き方に対応した業務を推進します。

また、そのような働き方の実現のためにも、さらなる電子化や DX を推進します。

（2）労働時間の適正化

ERCA で永く働くことを前提とし、職員の健康増進やワーク・ライフ・バランスを確保

する観点から、長時間労働を抑制するなど労働時間の適正化に努めます。

そのため、業務の見直しや効率化を通じ超過勤務縮減に取り組むとともに、柔軟な働き方のための施策が進む中、成果重視型の管理職マネジメント能力を強化します。

3 女性活躍推進

自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することが一層重要になっています。女性は、従前の制度では出産・育児期間がキャリア形成やステップアップの観点ではハンディキャップとなってしまっていたのが現実です。

女性活躍の度合いが表れる指標の一つとして女性管理職の割合が挙げられますが、第4期中期目標期間終了時点で約18%となっています。

ERCA では、令和4年4月に『女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画』を定め、令和8年3月末までに「管理職（課長級以上）に占める女性割合を18%以上とする。」目標を掲げており、現時点でその目標は達成している状況ではありますが、さらにその割合を高めるため、第5期中期目標期間において、さらに業務運営に貢献できる様々な価値観を取り入れて施策を検討していきます。また、それと合わせて、自らの成長と業務への貢献を可視化する観点から、目指すべきロールモデルを職員に共有していきます。

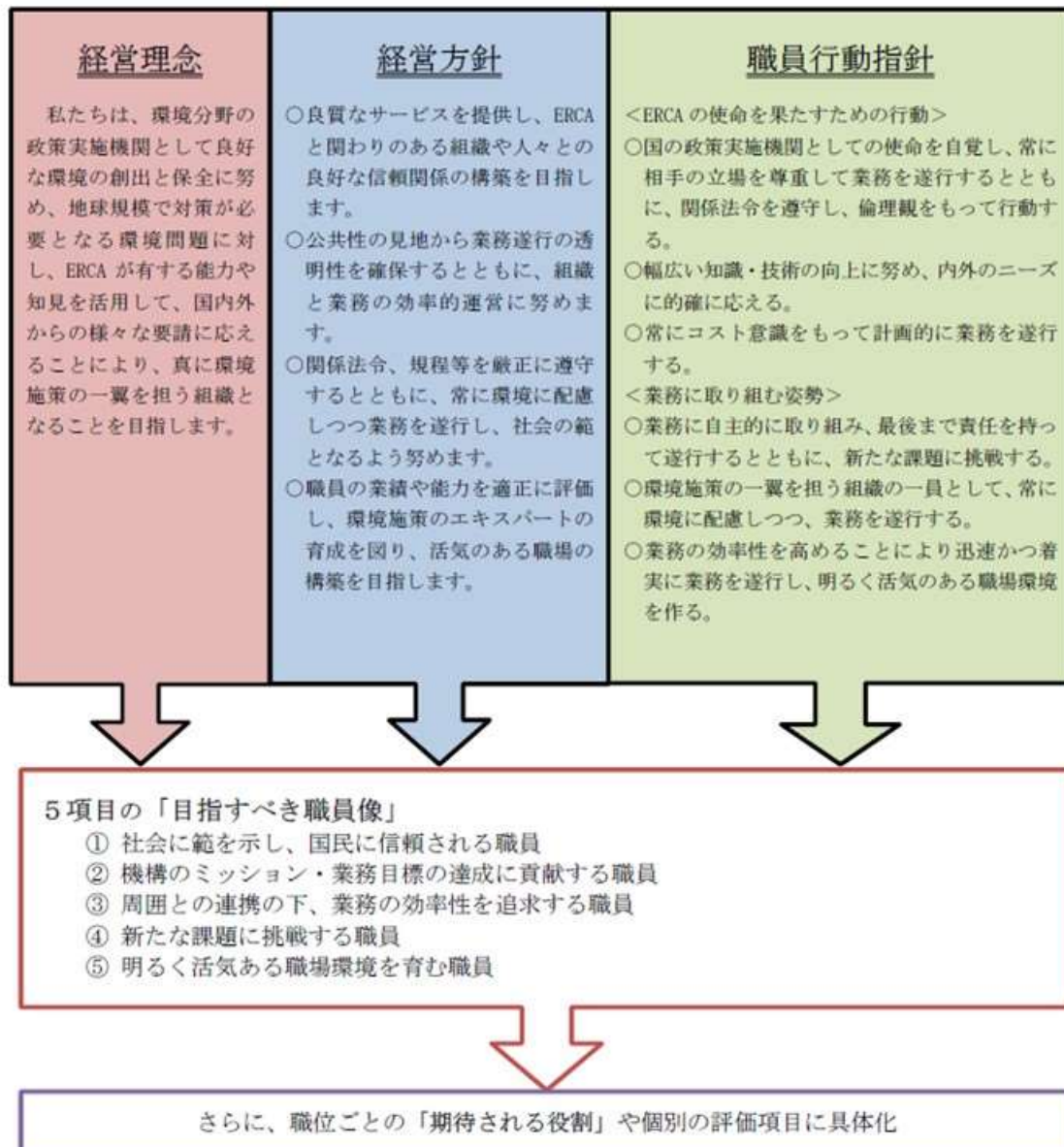
4 ハラスメントのない職場

誰もが健全な心身の状態で行働することができるよう、ERCA はハラスメント行為を断じて許さない、安全で快適な職場環境づくりを推進します。第5期中期目標期間においては既存のハラスメント防止に関する規程等を改めて見直して強化を図るとともに、コミュニケーションを促進し明るい職場風土を築くことを視野に入れたハラスメント防止研修を、継続して実施します。

以上

■経営理念・経営方針・職員行動指針に基づく「目指すべき職員像」

※人事評価制度マニュアルより抜粋



■5 項目の「目指すべき職員像」

① 社会に範を示し、国民に信頼される職員

- 環境分野の政策実施機関の一員であることを自覚し、社会一般の期待に応えられるよう、関係法令・規程等を遵守の上、厳正な倫理観をもって行動します。
- 職員一人ひとりの行動が機構としての見解や姿勢として受け止められることを意識し、国民をはじめとする機構を取り巻くステークホルダーに対して、積極的な情報発信を行うことで、組織としての信頼性や透明性の向上に努めます。

② 機構のミッション・業務目標の達成に貢献する職員

- 機構のミッションや部門の業務目標を理解した上で、組織の中で自らが果たすべき役割や実現すべき目標を定めて、計画的に業務を遂行し、最後まで責任をもって業務を遂行します。
- より良い成果を達成するために、所掌する制度の趣旨・歴史等を理解し、担当業務の遂行に必要な知識・スキルを習得するなど、不断の自己研鑽に努めます。

③ 周囲との連携の下、業務の効率性を追求する職員

- 業務に自主的に取り組み、自ら考え、行動する姿勢を基本に、機構内外の関係先と密接な連携をとって業務を進めます。
- 業務遂行のプロセスを大切にし、業務の効率性を高めることにより、迅速かつ着実に業務を遂行します。

④ 新たな課題に挑戦する職員

- 業務遂行にあたっては、前例にこだわることなく、改善の意識をもって遂行します。
- 機構を取り巻く環境の変化等を敏感に察知し、幅広い情報収集に努めるとともに、新たな課題に積極的に挑戦します。

⑤ 明るく活気ある職場環境を育む職員

- 機構のミッションの達成に向けて、職員一人ひとりが、それぞれに期待される役割を最大限発揮するとともに、職員相互が連携・協力して業務を遂行します。
- 日頃から同僚・後輩等の指導を行うことはもとより、同僚等が困難な状況に遭遇した際には、進んで助け合って問題を解決するなど、明るく活気ある職場環境作りに貢献します。

令和6年度実施研修

種類	目的	主な研修	講座数
①「公的機関で環境保全に携わる職員として求められる基礎能力」を獲得するためのアプローチ			
(ア)基礎研修	機構職員としての基本的な土台づくり(高い倫理観、働きやすい職場づくり、心身の健康、ITリテラシー)や、公的機関で環境保全に携わるための知識を確保・維持すること。	・内部統制研修(4月、11月) ・情報セキュリティ研修(5月、12月) ・コンプライアンス・ハラスメント研修(12月、1月) ・法人文書管理研修(2月、3月) ・個人情報保護管理研修(10月) ・ストレスチェックフィードバック研修(12月) ・健康管理研修(11月、1月) ・法制執務研修(1月) ・人権研修(10月) ・ITリテラシー研修(1月、2月、3月)	10
②「職制別に求められるマネジメント能力や専門能力」を獲得するためのアプローチ			
(イ)職制別研修	組織のマネジメント力を向上させるために、求められる役割を全うできる職員を育成すること。また、自身のキャリアを主体的に描ける職員を育成すること。	・新入職員研修(4月) ・課長級研修(1月) ・3等級研修(1月) ・4等級研修(2月) ・5等級研修(2月) ・人事院行政研修 課長補佐級(11月、2月) ・人事院行政研修 課長級(1～2月) ・人事評価研修(7月) ・採用内定者研修(8月、10月、12月、2月)	9
③「ERCAの実務を支える専門能力」を獲得するアプローチ			
(ウ)環境専門性研修	環境行政に関する幅広い知見を持つ職員を育成すること。	・環境省(環境調査研修所)等が主催する研修 - 環境問題史現地研修(西淀川コース)(5月) - 環境問題史現地研修(四日市コース)(10月) - 環境問題史現地研修(福島コース)(11月) - 環境問題史現地研修(富山コース)(12月) - 環境省行政研修(国際環境協力基本研修)(1月)	5
(エ)業務専門性研修	機構の各業務に必要な専門的知識・技能を身につけること。(各部・室において計画・実施)	・各部・室の業務に特有の知識・技能を学ぶ研修(制度理解の研修、学会・シンポジウムへの参加、文書管理・契約事務等実務に直結する研修等)	61
(オ)資格取得支援策	機構のミッション達成に向けて主体的・継続的に自己研鑽する職員を育成・支援すること。	・知的財産管理技能士3級 ・日商簿記検定2級 ・G検定 ・データサイエンティスト検定	4

研修の効果に関しては、受講後アンケートにより、それぞれの研修が職員の行動変容や意識改革を促していることを確認した。具体例は、次のとおり。

■ 受講後アンケートの回答（一部抜粋）

＜コンプライアンス・ハラスメント研修＞

- ・ハラスメントが発生しないような日ごろの職場環境づくりのために、常に課のメンバーから相談や報告が上がってきやすい姿勢でいることを心がけます。
- ・自分はハラスメントと無縁と思っていたが、研修を受けて無意識に「思い込み」や「決めつけ」をしていることがあるということに気づくことができた。

＜職制別研修＞

- ・“管理職のマネジメントとは何かというものを改めて再認識できた。「0JT」の内容や「手っ取り早い」は手っ取り遅い」（自分がやった方が早いことから課員に任せないのは「知の伝承につながらず」「部下も育たず」「自立した人材が作れない」、まさしくそう思った。「指示のすり合わせ」「すり合わせ内容は自分（管理職）から言わず部下の口から言わせる」ことも重要だと感じた。”
- ・部下の育成においては、部下のタイプをよく観察し、柔軟に対応することが重要だと認識できたので、そうした対応をするようにしていきたい。
- ・いざ自分がリーダーとなる場合には、特定の型のリーダーを目指せばいいわけではなく、チームの状況に応じて使い分けができるようにならなければならないと感じました。今後の業務においてしっかり意識していきたいです。

令和 6（2024）年度環境配慮のための実行計画

令和 6 年 6 月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「機構実施計画」という。）」（令和 5 年 3 月）に基づき令和 6（2024）年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

2023 年度は、機構実施計画における廃棄物の排出量の削減目標は達成できたが、廃棄物のうち可燃ごみの削減目標は未達成となっている。また、電気の使用による温室効果ガス排出量については、2023 年度は 2022 年度よりも排出量が増加し 2030 年度削減目標に届かない見込みとなっている。さらに、2020 年度に政府が宣言した「2050 年カーボンニュートラル」の動向も踏まえ、今後はさらに環境配慮の促進が求められる。これらの状況を踏まえ、今年度も引き続き組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の 4 点の取組レベルの向上を目指すこととする。

- （１）機構実施計画における削減目標のうち、電気の使用による温室効果ガス排出量の削減について、2023 年度は前年度よりも排出量が増加していることから、節電の取組を徹底
- （２）機構実施計画における削減目標のうち、用紙の使用量について、2023 年度は前年度よりも使用量が減少していることから、2030 年度削減目標達成のために、2024 年度も引き続きペーパーレス化を一層推進し、書類の電子化や電子決裁利用を徹底
- （３）機構実施計画における削減目標のうち、廃棄物の排出量については、2023 年度は削減目標を達成できたが、可燃ごみの排出量については、昨年度よりも増加し、削減目標を達成できなかったことから、2024 年度は可燃ごみの廃棄を抑制する取組みを徹底するとともに、平成 30 年 11 月から実施している E R C A のプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減
- （４）テレワークの継続及び年休取得の推進等によるワークライフバランスの確保、及び地球温暖化対策に関する研修や啓発による役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

【各項目における記号の意味】

◎：令和 6 年度に重点的に取組む事項 ○：定常的に取組む事項 太字：上記取組の関連事項

I エネルギー(電気使用量の削減)

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、始業前及び昼休みには原則、消灯する。	○	○	
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	◎	◎

3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時のみ点灯する。	○		
4	昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合は電源又はモニターの電源を切る。	◎		
5	プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源をオフにする。	○	○	
6	電化製品（テレビ、冷蔵庫等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。		○	○
7	冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。	○		
8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○		
9	冷暖房は、冷房時は 28℃、暖房時は 20℃程度となるよう適正な温度管理を行う。			○
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	
11	夏期における軽装（クールビズ）、冬期における重ね着等服装（ウォームビズ）を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	○		○
12	区画ごとの電気使用量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

II 省資源（用紙類の使用量削減）

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。	◎		
2	機構内部で使用する資料は基本的に電子ファイルで管理する。	◎		
3	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	○	
4	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	◎	◎	
5	印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	◎		
6	不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。	○		
7	FAX は、その他の媒体でのやりとりが困難な場合を除き原則として使用しない。	○		

8	各部の使用用紙量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎
---	---------------------------	--	--	---

Ⅲ 節水

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。	○		

Ⅳ 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	◎	◎	
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	◎	◎	○
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。		○	○
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。		○	
5	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。		○	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	◎		
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	◎		◎
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密性の高い文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。		○	○
9	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	○		
10	物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。		○	○
11	ごみ排出量を定期的（毎月）に職員に周知する。			◎

V イベント等の実施における環境配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。	○	○	
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。		○	

VI ワークライフバランスへの配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	17 時以降の会議、作業の依頼、待機の指示は原則として行わない。		○	
2	全ての職員は、定時、遅くとも 20 時までに退出する。特に水曜日（一斉定時退出日）とノー残業デーは、原則として定時、遅くとも 19 時までに退出する。	◎		
3	事務の見直しやシステム化等による業務の効率化や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。	◎	◎	
4	テレワークの推進や Web 会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。	◎	◎	

VII グリーン購入の推進

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		◎	
2	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。		◎	
3	グリーン購入法の特定調達物品等の調達目標を 100%達成するため、物品等購入請求書の決裁時には、グリーン購入法適合品か否かが記載された明細書を添付し、非適合品を誤って購入しないよう部内においてチェックする。		○	

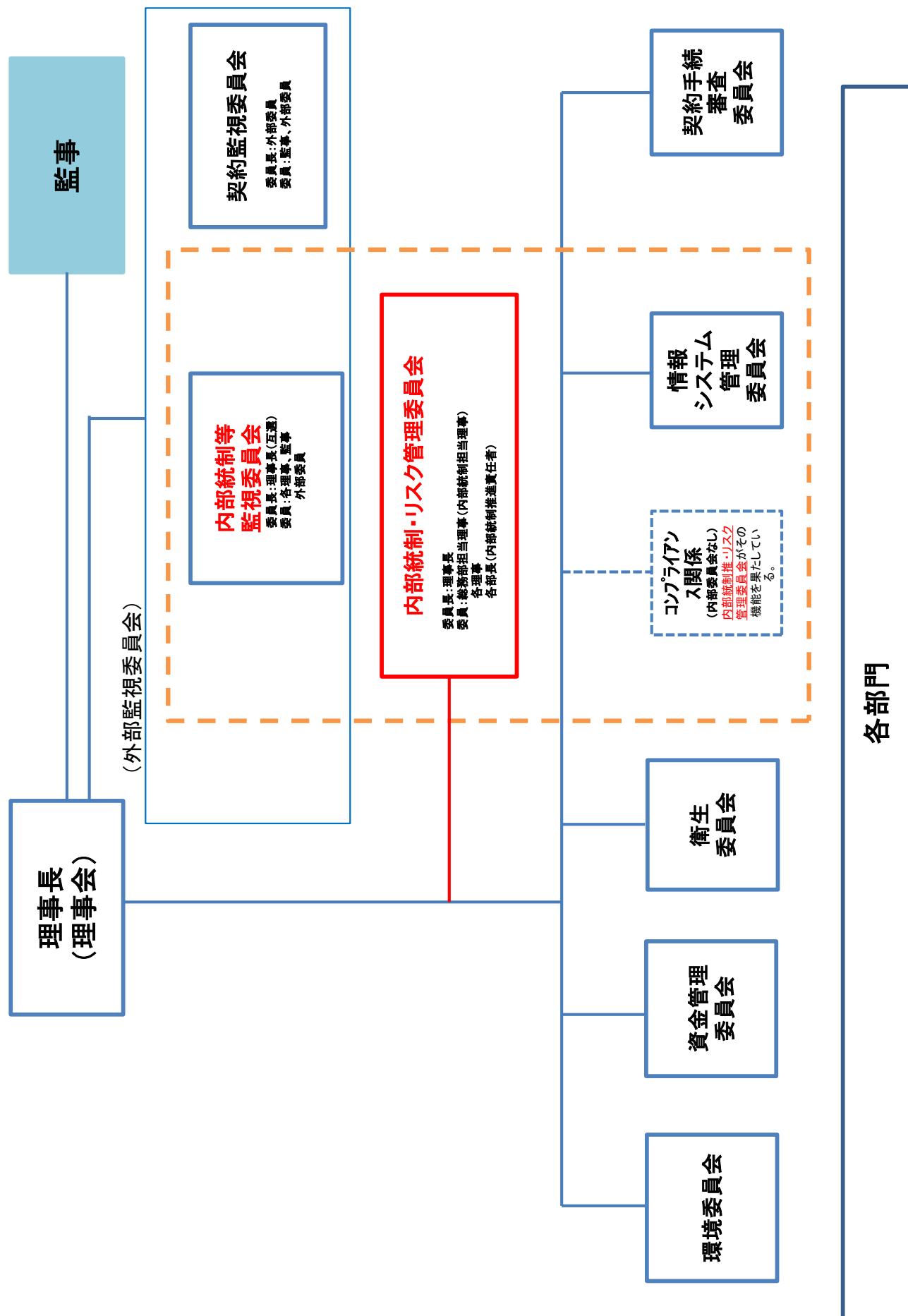
Ⅷ 温室効果ガス排出量の把握

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。		○	◎

Ⅸ 役職員に対する啓発及び社会貢献

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。 具体的には、 ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。 ② パンフレット、機構 LAN 等により再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、役職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。 ③ 役職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組みを促す。			◎
2	地球温暖化対策に関する活動や研修など、役職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に参加するよう努める。	◎		
3	役職員は太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組みに努める。	◎		

内部統制の推進に関する組織体制 (R7.3～)



令和6年度その他の項目における業務実績等

第4 短期借入金の限度額

<主要な業務実績>

令和6年度は、短期借入を行わなかった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

<主要な業務実績>

令和6年度は、剰余金の使用実績はなかった。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

なし

(3) 積立金の処分に関する事項

<主要な業務実績>

令和6年度は、公害健康被害補償予防業務勘定、環境保全研究・技術開発勘定及び承継勘定において事業の財源等に充当するため、100百万円を積立金より取り崩した。

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

⑤ 中期目標期間を超える債務負担

<主要な業務実績>

令和6年度は、以下に係る調達(少額随意契約の基準金額以下のものを除く。)について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、第6期中期目標期間にわたる契約を行った。

○情報システム基盤向けディスプレイの借上げ

(令和6年10月から令和11年11月まで)

第5期中期目標・第5期中期計画・令和6年度計画（抜粋）

第4 短期借入金の限度額

■第5期中期目標の趣旨

なし

■第5期中期目標の評価指標等、第5期中期計画、令和6年度計画

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画
—	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度3,800百万円とする。	令和6年度において、一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度3,800百万円とする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

■第5期中期目標の評価指標等、第5期中期計画、令和6年度計画

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画
—	なし	なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

■第5期中期目標の評価指標等、第5期中期計画、令和6年度計画

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画
—	なし	なし

第7 剰余金の使途

■第5期中期目標の評価指標等、第5期中期計画、令和6年度計画

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画
—	地球環境基金事業及び環境保全研究・技術開発業務	地球環境基金事業及び環境保全研究・技術開発業務

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

■第5期中期目標の趣旨

なし

(1) 施設及び設備に関する計画

■第5期中期目標の評価指標等、第5期中期計画、令和6年度計画

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画
—	なし	なし

(2) 職員の人事に関する計画

■第5期中期目標の評価指標等、第5期中期計画、令和6年度計画

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画
—	ERCA が多様な業務を実施していることを踏まえ、「人材の確保・育成に関する方針」を定める。 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	① 人材確保・育成 ア 「人材の確保・育成に関する方針」の策定 イ 人事評価制度の見直し ウ 人事評価制度の着実な運用 エ 環境省など他の機関への出向や人材交流の実施 ② DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進 ア 女性活躍の推進（管理職への登用、活躍につながる勉強会等の実施） イ 障害者雇用の確保 ③ 職員のキャリア形成 ア （職員の様々なライフ・ステージに配慮した）人事諸制度の設計や勤務環

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画
		境の整備 イ 研修内容の見直し（第5期研修計画の策定と実施） ウ 職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供

(3) 積立金の処分に關する事項

■第5期中期目標の評価指標等、第5期中期計画、令和6年度計画

第5期中期目標	第5期中期計画	令和6年度計画
—	第4期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境保全研究・技術開発業務及び承継業務の財源並びに第4期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。	第4期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境保全研究・技術開発業務及び承継業務の財源並びに第4期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。